事　業　概　要

令和５年版

東京都第六建設事務所

【東京ふれあいロード・プログラム】

北区西ヶ原一丁目付近

～延長約 500mにわたる歩道の緑化活動等に取り組んでいただいています～



【隅田川テラス】

台東区蔵前二丁目付近



【交通安全施設事業】

自転車走行空間整備（自転車レーン）

都道白山祝田田町線　文京区小石川一丁目付近

～安全で安心して通行できる道路空間の創出～



無電柱化（電線類地中化）

都道白山小台線　北区東田端一丁目付近　　～都市防災機能の強化～



整備前



整備後

【橋梁補修事業】

厩橋景観照明設置工事

都道本郷亀戸線（春日通り） 台東区蔵前二丁目付近

～水辺のにぎわいを創出する隅田川橋梁群のライトアップ～



豊島橋補修工事

都道王子金町市川線　足立区宮城二丁目付近　　～一般橋補修～



【道路事業】

放射第8号線（湯島天神下） 文京区湯島三丁目付近
～街路築造工事を実施～



放射第10号線（岩淵） 北区岩淵町付近
～街路築造工事を実施～



補助第88号線（豊島） 北区豊島二丁目付近
～街路築造工事及び電線共同溝設置工事を実施～



補助第136号線（本木） 足立区扇一丁目～本木北町付近
～令和5年7月、交通開放を実施～



【河川事業】

毛長川整備　足立区舎人六丁目付近

～毛長川の河積確保のため護岸を構築し河川管理用通路を緑道として復旧～



綾瀬川護岸耐震対策　足立区綾瀬一丁目付近

～護岸下の地盤改良とコンクリート増厚で護岸を粘り強くした後、落書き防止塗装した～



隅田川（白鬚橋下流右岸）テラス補修　　台東区橋場二丁目付近
～隅田川の閉鎖していたテラスを補修し、親水性ある憩いの場を提供～



新河岸川の河川防災事業　　北区浮間五丁目付近
～老朽化が進む防潮堤の補修・改良を計画的に進め治水安全度を向上させた～



ま　え　が　き

第六建設事務所は、文京・台東・北・荒川・足立の5区（面積：約105ｋ㎡、人口：約172万人）を所管区域とし、道路や河川の整備、管理を担当しています。

管内には、伝統的な商業・観光地区、文教地区、高層住宅地区、あるいは閑静な住宅地区などを抱え、多様な地域特性を有しています。

東京都は、「『未来の東京』戦略」で示した目指すべき「ビジョン」の実現に向け、都市基盤施設の効果的・重点的な整備と効率的・計画的な管理を進めています。

当所においても、都市の安全と安心を守るとともに、次世代に良好な社会資本を継承することを基本に、次のとおり様々な事業、管理に取り組んでいます。

道路事業は、都市計画道路の整備として、環状第４号線（文京区）、補助第73号線（北区）、補助第90号線（荒川区）、補助第136号線（足立区）など、16の路線で用地取得及び工事を推進しています。このうち、補助第73号線（北区）など６区間を防災上効果の高い都市計画道路の特定整備路線として、区の防災まちづくりと連携し事業を進めています。

橋梁事業では、河川橋梁や陸橋、跨線橋の長寿命化や耐震化に取り組んでいます。

交通安全施設事業では、「東京都無電柱化推進計画（改定）～電柱のない安全・安心な東京へ～」により、電線共同溝の整備を推進しています。また、歩行者、自転車、自動車がともに安全で安心して通行できる道路空間の創出のために自転車通行空間の整備やバリアフリーの推進等を行っています。

一方、河川事業では、護岸、防潮堤の整備や耐震化を積極的に進めており、神田川（文京区）、石神井川（北区）、新河岸川（北区）、毛長川（足立区）の護岸整備や耐震化、そして綾瀬川六町地区（足立区）で緩傾斜型堤防の整備を進めています。

さらに、道路の快適性や景観の向上などにも力を入れ、歩道を歩きやすく、快適な道路に整備する修景事業や街路樹の整備事業、わかりやすい標識の整備などを行っています。また、隅田川では、水辺の恒常的な賑わいの創出を目的として、橋梁のライトアップを実施するなど、首都東京の魅力を高める施策を引き続き進めてまいります。

今年度も、関係各方面のご協力を得ながら、都民のみなさんが「安全になった」「よくなった」と実感できる道路、河川の環境づくりを基本方針に、都市基盤の整備促進と適切な維持管理に積極的に取り組んでまいります。

目　　次

第１．沿　革 1

第２．管　内　概　況 1

第３．組織と所掌事務 2
　１．各課、担当、工区の業務 2
　２．職員配置表 5

第４．令和５年度執行計画額と令和４年度執行計画額 6

第５．令和４年度歳入額 10

第６．道路の管理と維持 11
　１．道路区域の決定・変更及び供用開始 11
　２．都道の移管 12
　３．道路台帳事務 12
　４．境界確定・確認事務 13
　５．道路占用許可等の事務 14
　６．共同溝の管理 16
　７．事業用地の管理 16
　８．都民との協働による道路管理 16
　９．道路監察事務 17
　10．道路上工事の調整及び技術的指導 18
　11．道路維持事業 19
　12．道路補修事業 20
　　（１）沿道環境に配慮した路面の高機能化 20
　　（２）歩道の舗装 21
　　（３）施設の健全性の確保 21
　13．橋梁維持事業 21
　14．橋梁補修事業 22
　　（１）橋梁の長寿命化 22
　　（２）橋梁の耐震補強 23
　　（３）隅田川中流部著名橋の景観照明・塗装塗替え 24
　　（４）耐荷対策 24
　　（５）横断歩道橋撤去 24
　　（６）一般補修 24
　15．道路緑化事業 25
　　（１）道路緑化の推進 25
　　（２）街路樹の良好な維持管理（質の向上） 25
　　（３）街路樹、緑地帯の維持管理 25
　16．交通安全施設事業 26
　　（１）交通安全対策の推進 26
　　（２）無電柱化の推進 26
　　（３）自転車通行空間整備事業の推進 28

第７．河川の管理と維持 29
１．河川管理事務 30
２．急傾斜地の崩壊防止施設の管理事務 30
３．土砂災害警戒区域の指定 30
４．河川監察事務 30
５．テラス利用の適正化 31
６．河川維持事業 32
７．水防態勢及び活動 32

第８．道路事業 33
１．街路整備事業 33
２．特定整備路線の整備 61
３．橋梁整備事業 69

第９．河川事業 70
１．高潮対策事業 70
２．中小河川整備事業 73
３．緩傾斜型堤防整備事業・スーパー堤防整備事業 74
４．耐震・耐水対策事業 75
５．河川防災事業 76
６．防災船着場 76
（１）目的 76
（２）防災船着場の機能 76
７．河川管理施設の長寿命化 76
付表
１．第六建設事務所管理道路 80
２．第六建設事務所管理橋梁及び歩道橋 84
３．アンダーパス・道路排水場 86
４．共同溝管理規模現況 86
５．管理トンネル一覧 86
６．地下歩道 86
７．昇降設備 87
８．融雪剤倉庫一覧 87
９．都市計画道路事業認可箇所一覧 88
10．用地取得率一覧 89
11．第六建設事務所管理河川等 90
12．急傾斜地崩壊危険区域 90
13．水防倉庫及び備蓄資器材 92
14．管内防災船着場一覧 94
15．道路事業費の推移 95
16．河川事業費の推移 95
17．事務所・工区案内 96
18．管　内　図

第１　沿　　革

昭和 44 年４月１日　東京都第六建設事務所発足、組織規程改正
（足立区小台の瀝青混合所跡に事務所を設置）
北区・荒川区（第四建設事務所から移管）
足立区（第五建設事務所から移管）
を所管区域とする

昭和 51 年３月 11 日　足立区千住東二丁目の庁舎へ移転

平成 17 年４月１日　文京区・台東区（第一建設事務所から移管）を所管区域に編入

第２　管　内　概　況

区　　分			文京区	台東区	北　区	荒川区	足立区	合　計	備　考
人　　口（人）			240,510	212,754	353,037	216,406	692,474	1,715,181	4.4.1 現在
面　　積（k㎡）			11.29	10.11	20.61	10.16	53.25	105.42	〃
人口密度（1k㎡当り）			21,303	21,044	17,129	21,300	13,004	93,78	〃
国管理道路	延　長（m）		8,173	6,548	692	1,049	7,601	24,063	〃
	面　積（㎡）		202,824	251,841	15,845	36,055	254,034	760,599	〃
都管理道路	国道	延　長（m）	0	0	6,311	0	0	6,311	〃
		面　積（㎡）	0	0	193,017	0	0	193,017	〃
	都道	延　長（m）	26,108	21,319	32,084	16,367	73,726	169,604	〃
		面　積（㎡）	651,096	547,862	748,276	393,955	1,781,498	4,122,687	〃
	計	延　長（m）	26,108	21,319	38,395	16,367	73,726	175,915	
		面　積（㎡）	651,096	547,862	748,276	393,955	1,781,498	4,315,704	
区管理道路	延　長（m）		170,893	228,545	339,110	197,935	968,021	1,904,504	〃
	面　積（㎡）		1,046,244	1,787,524	2,196,908	1,235,292	7,494,543	13,760,511	〃
首都高	延　長（m）		2,281	2,105	3,565	0	17,490	25,441	〃
	面　積（㎡）		55,425	39,693	61,070	0	461,126	617,314	〃
計	延　長（m）		207,455	258,517	381,762	215,351	1,066,838	2,129,923	
	面　積（㎡）		1,955,589	2,626,920	3,022,099	1,665,302	9,982,201	19,252,111	
	道路率（%）		17.3	26.0	14.7	16.4	18.8	18.3	

*人口と面積については「特別区協議会　特別区の統計」を参照

第３　組織と所掌事務

１.各課、担当、工区の業務

- **庶務課**
  - 庶務担当
    1. 人事、給与
    2. 福利厚生
    3. 文書、庁舎管理
    4. 広報、広聴
    5. その他庶務事務全般
  - 経理担当
    1. 会計事務
    2. 現金及び有価証券の出納管理
    3. 契約
    4. 物品の出納管理
    5. 監査・会計検査等に係る連絡調整
  - 検査担当
    1. 工事及び工事用材料の検査
- **管理課**
  - 管理担当
    1. 道路区域の決定・変更及び供用開始に関すること
    2. しゅん功道路の引継ぎに関すること
    3. 道路法第71条に基づく監督処分
    4. 事業用地の管理
  - 道路台帳担当
    1. 道路台帳の整備及び保管
    2. 道路区域及び道路幅員の証明
    3. 境界確認・確定に関すること
  - 河川管理担当
    1. 河川の占・使用許可及び占用料の徴収
    2. 河川の保全区域内の行為の制限
    3. 河川台帳の保管
    4. 河川法第75条に基づく監督処分
    5. 急傾斜地崩壊危険区域の管理
  - テラス適正化担当
    1. 隅田川テラス適正化事業に関すること
  - 占用担当
    1. 自費工事の承認
    2. 道路の占用許可及び占用料の徴収
    3. 沿道区域内掘削工事等の事前指導
  - 監察担当
    1. 道路及び河川等の監察全般
    2. 車輌制限令に基づく取締り
    3. 道路及び河川の不法占用等の取締り
  - 工事調整担当
    1. 道路上工事の調整

用地課

- 調整担当
  1. 用地取得(地上物件及び地下埋設物の移転を含む)に伴う所内各課との連絡調整
  2. 事業用地の取得(他の担当に属するものを除く)
  3. 事業用地の取得に係る土地・借地権等の評価額の調整及び損失補償額の調整
  4. 土地収用の手続きの連絡調整
  5. 公共事業の施行に伴う建築物移転・土地購入等の資金貸付、代替地、公営住宅のあっ旋
  6. 事業用地の管理・引継
- 用地担当 (13)
  1. 用地の取得、地上物件地下埋設物の移転その他の損失補償
  2. 土地・借地権の評価及び損失補償の額の算定
  3. 土地収用の手続
  4. 事業用地に係る生活再建対策
  5. 事業用地の引渡

工事課

- 工務担当
  1. 道路、橋梁、河川及び急傾斜地崩壊防止の工事に伴う所内各課との連絡調整及び資料報告書の作成
  2. 代替地の造成工事に係る工程管理及び課内調整
  3. 道路地下埋設物及び道路占用物件の移設
  4. 河川等の占用・使用及び河川産出物の技術的調査
  5. 水防
  6. 防災無線の管理
  7. 事業の進行管理
  8. 都市計画法に基づく周知事務及び都市計画相談
- 道路設計総括担当
  1. 道路及び橋梁に係る工事の調査及び設計
- 道路設計担当
  1. 同上
- 木密設計担当
  1. 木造住宅密集地域における道路、橋りょう等に係る工事の調査及び設計
- 河川設計総括担当
  1. 河川及び急傾斜地崩壊防止に係る工事の調査及び設計
- 河川設計担当
  1. 同上
- 道路工事総括担当
  1. 道路及び橋梁の築造工事
  2. 工事の設計変更及び清算の照査
  3. 道路整備工事に伴う損害賠償
- 道路工事担当 (3)
  1. 道路及び橋梁工事の施工及び監督
  2. 工事の設計変更及び清算の照査
- 木密工事担当
  1. 木造住宅密集地域における道路工事の施工及び監督
  2. 木造住宅密集地域における工事の設計変更及び清算の照査
- 河川工事総括担当
  1. 河川及び急傾斜地崩壊防止の工事
  2. 工事の設計変更及び清算の照査
  3. 河川整備工事に伴う損害賠償
- 河川工事担当 (2)
  1. 河川及び急傾斜地崩壊防止工事の施工及び監督
  2. 工事の設計変更及び清算の照査
  3. 担当工事区域内の所管事業用地及び建物の監視
- 測量担当
  1. 道路及び河川事業に関する測量
  2. 事業用地取得に係る測量（用地測量；計画線標示等）
- 木密測量担当
  1. 木造住宅密集地域における道路及び河川事業に関する測量
  2. 木造住宅密集地域における事業用地取得に係る測量（用地測量；計画線標示等）

補修課

- 調査担当
  1. 道路及び橋梁等の現況調査
  2. 自費工事の技術的調査及び指導
  3. 道路占用及び沿道区域内掘削工事の技術的指導
  4. 掘削道路の復旧
  5. 道路、橋梁、附属物の損傷に対する原状回復
- 電線共同溝整備担当
  1. 電線共同溝整備工事の技術的指導及び実施
  2. 工事の設計、設計変更及び清算の照査
- 道路維持担当
  1. 道路及び道路附属物の維持工事
  2. 道路の応急復旧及び災害復旧工事
  3. 工事の設計、設計変更及び清算の照査
- 橋りょう維持担当
  1. 橋りょう並びに橋梁附属物の維持工事及び補修工事
  2. 橋りょうの応急復旧及び災害復旧工事
  3. 工事の設計、設計変更及び清算の照査
- 補修担当
  1. 道路及び道路附属物の補修工事
  2. 工事の設計、設計変更及び清算の照査
  3. 道路修景事業の工事の設計、設計変更及び清算の照査
- 街路樹担当
  1. 街路樹、緑地帯等の維持工事及び補修工事
  2. 街路樹、緑地帯等の応急復旧及び災害復旧工事
  3. 工事の設計、設計変更及び清算の照査
  4. 街路樹、緑地帯等の病害虫の防除

管理工区

北工区	北区管内
荒川工区	荒川区管内
文京担当	文京区管内
台東担当	台東区管内
足立東工区	足立区管内、国道４号から東側
足立西工区	足立区管内、国道４号から西側

（業務）

1. 担当区域内の測量並びに調査及び道路の工事の施工監督(維持補修関係)
2. 工事の設計変更、清算
3. 道路に関する構造及び機能の保全
4. 占用許可・使用許可申請書等の受理及び完了確認
5. 担当区域内の所管事業用地及び建物の監視
6. 道路巡回

２．職員配置表

令和５年４月１日現在

区分 / 課・担当		管理職			事務・技術						技能系			会計年度任用職員			合計
		事務	土木	計	事務	土木	建築	電気	造園	計	海技	技能	計	専門職	アシスタント職	計	
合計		5	2	7	57	84	3	1	2	147	1	2	3	17	12	29	186
	庶務課	2		2	8	1				9				1	1	2	13
	課長代理（庶務担当）				1					1							1
	課長代理（経理担当）				1					1							1
	課長代理（検査担当）					1				1							1
	管理課	1		1	15	3				18	1		1	8	5	13	33
	課長代理（管理担当）				1					1							1
	課長代理（道路台帳担当）					1				1							1
	課長代理（河川管理担当）				1					1							1
	課長代理（テラス適正化担当）				1					1							1
	課長代理（占用担当）				1					1							1
	課長代理（監察担当）				1					1							1
	課長代理（工事調整担当）				1					1							1
	用地課	2		2	34		3			37					2	2	41
	課長代理（調整担当）				1					1							1
	課長代理（用地担当）				17					17							17
	工事課		1	1		37				37				1	2	3	41
	課長代理（工務担当）					1				1							1
	課長代理（道路設計総括担当）					1				1							1
	課長代理（道路設計担当）					1				1							1
	課長代理（木密設計担当）					1				1							1
	課長代理（河川設計総括担当）					1				1							1
	課長代理（河川設計担当）					1				1							1
	課長代理（道路工事総括担当）					1				1							1
	課長代理（道路工事担当）					3				3							3
	課長代理（木密工事担当）					1				1							1
	課長代理（河川工事総括担当）					1				1							1
	課長代理（河川工事担当）					2				2							2
	課長代理（測量担当）					1				1							1
	課長代理（木密測量担当）					1				1							1
	補修課		1	1		25		1	2	28				1	2	3	32
	課長代理（調査担当）					1				1							1
	課長代理（電線共同溝整備担当）					1				1							1
	課長代理（道路維持担当）					1				1							1
	課長代理（橋りょう維持担当）					1				1							1
	課長代理（補修担当）					1				1							1
	課長代理（街路樹担当）					1				1							1
管理工区	**北工区**					3				3				1		1	4
	北工区長					1				1							1
	荒川工区					9				9				3		3	12
	荒川工区長					1				1							1
	課長代理（文京担当）					1				1							1
	課長代理（台東担当）					1				1							1
	足立東工区					3				3				1		1	4
	足立東工区長					1				1							1
	足立西工区					3				3		2	2	1		1	6
	足立西工区長					1				1							1

第４　令和５年度執行計画額と令和４年度執行計画額

科目＼年度	内訳	令和５年度 用地(補償)	令和５年度 工事	令和５年度 その他	令和５年度 計（Ａ）	令和 用地(補償)	令和 工事
合計		8,284,000	12,387,951	10,266,985	30,938,936	8,497,500	12,742,566
道路橋梁費		8,284,000	9,220,951	10,154,333	27,659,284	8,497,500	9,104,066
	道路維持費	0	667,061	2,085,670	2,752,731	0	607,504
	橋梁維持費	0	576,076	67,884	643,960	0	534,980
	道路補修費	0	2,558,790	172,062	2,730,852	0	1,766,680
	補助	0	40,000	0	40,000	0	20,000
	単独	0	2,518,790	172,062	2,690,852	0	1,746,680
	交通安全施設費	0	1,414,650	5,223,400	6,638,050	0	1,942,100
	補助	0	164,000	1,463,000	1,627,000	0	229,900
	単独	0	1,250,650	3,760,400	5,011,050	0	1,712,200
	街路整備費	8,284,000	2,216,000	1,266,170	11,766,170	8,497,500	2,220,100
	補助	2,220,000	68,100	0	2,288,100	2,260,000	134,800
	単独	6,064,000	2,147,900	1,266,170	9,478,070	6,237,500	2,085,300
	橋梁整備費	0	1,788,374	1,339,147	3,127,521	0	2,032,702
	補助	0	147,130	259,400	406,530	0	200,000
	単独	0	1,641,244	1,079,747	2,720,991	0	1,832,702
河川海岸費		0	3,167,000	112,652	3,279,652	0	3,638,500
	河川環境整備費	0	0	0	0	0	0
	補助	0	0	0	0	0	0
	単独	0	0	0	0	0	0
	河川維持費	0	107,000	70,000	177,000	0	106,500
	水防費	0	0	2,652	2,652	0	0
	河川防災費	0	183,000	10,000	193,000	0	396,000
	砂防海岸整備費	0	0	0	0	0	0
	高潮防御施設費	0	2,517,000	0	2,517,000	0	2,686,000
	補助	0	0	0	0	0	428,000
	単独	0	2,517,000	0	2,517,000	0	2,258,000
	中小河川整備費	0	360,000	30,000	390,000	0	450,000
	補助	0	0	0	0	0	0
	単独	0	360,000	30,000	390,000	0	450,000

（単位：千円％）

４ 年 度		増 （ △ ） 減				伸び率
その他	計 （ Ｂ ）	用地(補償)	工 事	その他	計	(A-B)/B
10,055,398	31,295,464	△ 213,500	△ 354,615	211,587	△ 356,528	△ 1.1
9,724,482	27,326,048	△ 213,500	116,885	429,851	333,236	1.2
1,937,473	2,544,977	0	59,557	148,197	207,754	8.2
68,884	603,864	0	41,096	△ 1,000	40,096	6.6
100,970	1,867,650	0	792,110	71,092	863,202	46.2
0	20,000	0	20,000	0	20,000	100.0
100,970	1,847,650	0	772,110	71,092	843,202	45.6
5,397,155	7,339,255	0	△ 527,450	△ 173,755	△ 701,205	△ 9.6
1,766,450	1,996,350	0	△ 65,900	△ 303,450	△ 369,350	△ 18.5
3,630,705	5,342,905	0	△ 461,550	129,695	△ 331,855	△ 6.2
861,500	11,579,100	△ 213,500	△ 4,100	404,670	187,070	1.6
0	2,394,800	△ 40,000	△ 66,700	0	△ 106,700	△ 4.5
861,500	9,184,300	△ 173,500	62,600	404,670	293,770	3.2
1,358,500	3,391,202	0	△ 244,328	△ 19,353	△ 263,681	△ 7.8
380,000	580,000	0	△ 52,870	△ 120,600	△ 173,470	△ 29.9
978,500	2,811,202	0	△ 191,458	101,247	△ 90,211	△ 3.2
330,916	3,969,416	0	△ 471,500	△ 218,264	△ 689,764	△ 17.4
0	0	0	0	0	0	－
0	0	0	0	0	0	－
0	0	0	0	0	0	－
78,300	184,800	0	500	△ 8,300	△ 7,800	△ 4.2
2,616	2,616	0	0	36	36	－
40,000	436,000	0	△ 213,000	△ 30,000	△ 243,000	△ 55.7
0	0	0	0	0	0	－
183,000	2,869,000	0	△ 169,000	△ 183,000	△ 352,000	△ 12.3
0	428,000	0	△ 428,000	0	△ 428,000	△ 100.0
183,000	2,441,000	0	259,000	△ 183,000	76,000	3.1
27,000	477,000	0	△ 90,000	3,000	△ 87,000	△ 18.2
0	0	0	0	0	0	－
27,000	477,000	0	△ 90,000	3,000	△ 87,000	△ 18.2

（ ）内：％

令和５年度執行計画額

（注）グラフ内単位：百万円
（　）内：％

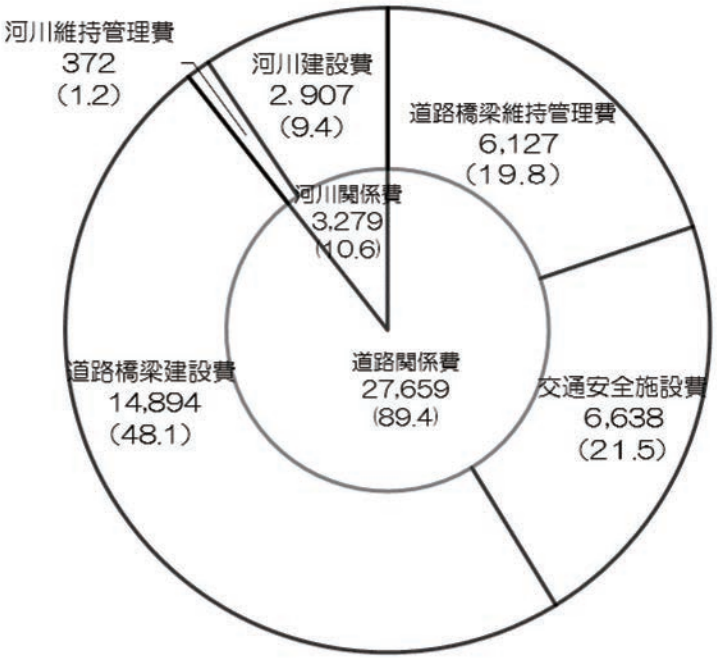

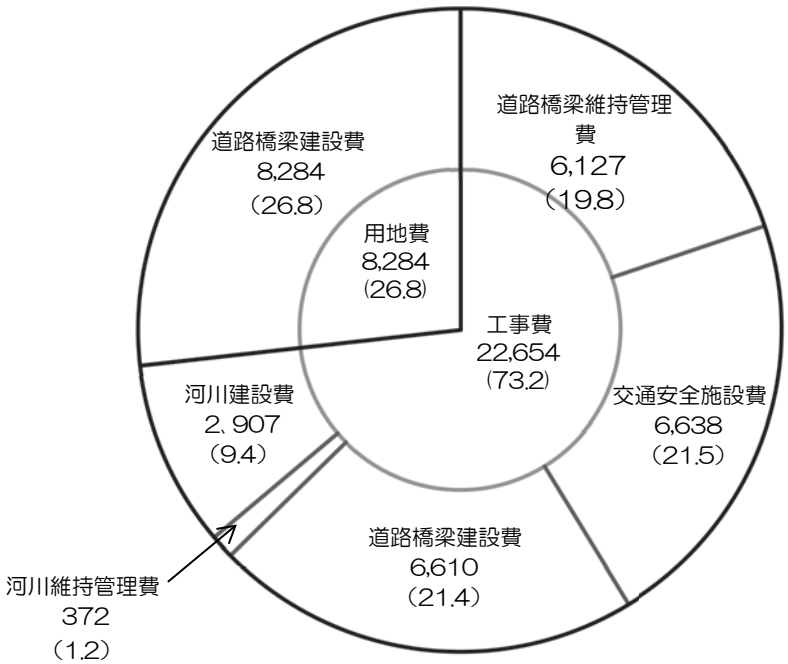

令和４年度執行計画額

（注）グラフ内単位：百万円
（　）内：％

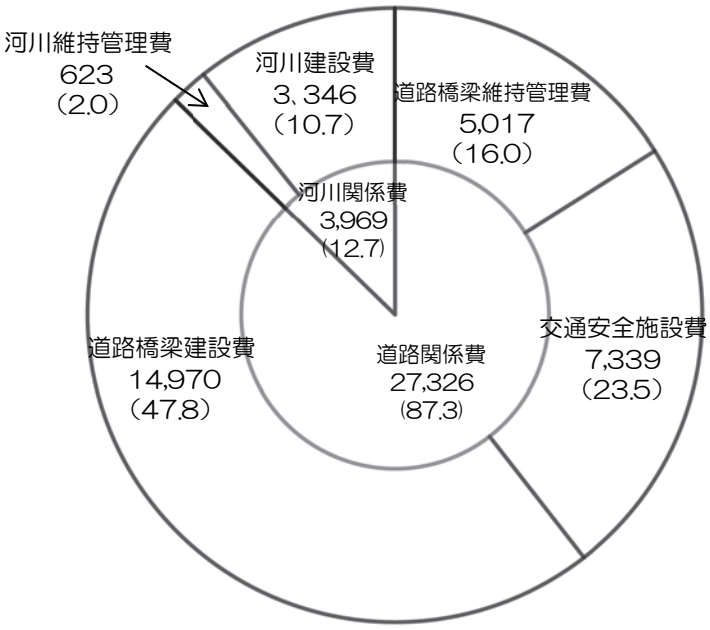

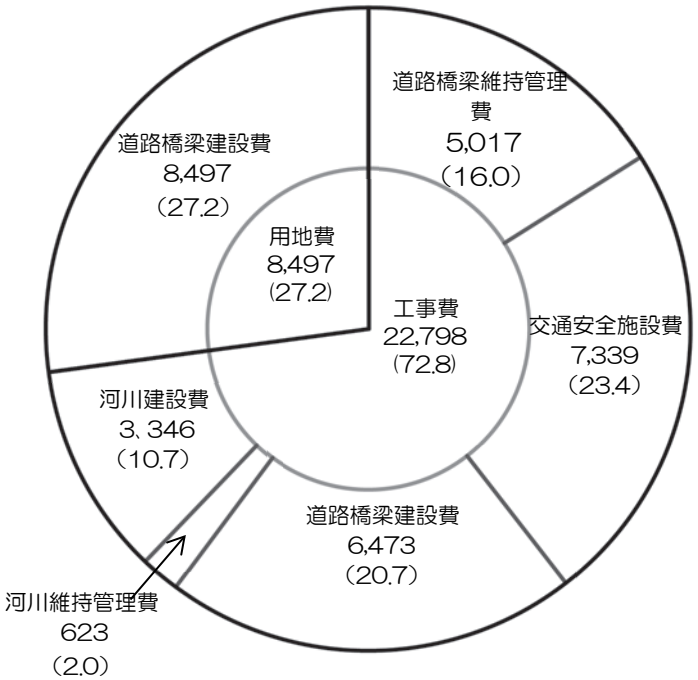

第５　令和４年度歳入額

（単位：円）

科目				調定額	収入済額	不納欠損処理額	収入未済額	備考
款	項	目	節					
分担金及負担金				54,116,184	54,116,184	0	0	
	負担金			54,116,184	54,116,184	0	0	
		土木費負担金		54,116,184	54,116,184	0	0	
			共同溝維持管理費	16,048,216	16,048,216	0	0	
			交通安全施設費	33,197,106	33,197,106	0	0	
			街路整備費	4,870,862	4,870,862	0	0	
使用料及手数料				1,553,671,031	1,552,809,031	0	862,000	
	使用料			1,551,824,101	1,550,962,101	0	862,000	
		土木使用料		1,551,824,101	1,550,962,101	0	862,000	
			道路占用料	1,406,068,824	1,405,206,824	0	862,000	道路占用料
			河川敷地占用	142,553,804	142,553,804	0	0	河川占用料
			土地建物	3,201,473	3,201,473	0	0	
	手数料			1,846,930	1,846,930	0	0	
		土木手数料		1,844,400	1,844,400	0	0	
			証明閲覧	1,844,400	1,844,400	0	0	
		諸手数料		2,530	2,530	0	0	
			情報公開	2,530	2,530	0	0	
繰入金				35,715,239	35,715,239	0	0	
	公営企業会計繰入金			35,715,239	35,715,239	0	0	
		水道事業会計繰入金		24,869,430	24,869,430	0	0	
			共同溝維持管理費	5,325,199	5,325,199	0	0	
			道路補修費	19,544,231	19,544,231	0	0	監督事務費
		工業用水道事業会計繰入金		97,888	97,888	0	0	
			道路補修費	97,888	97,888	0	0	
		下水道事業会計繰入金		10,747,921	10,747,921	0	0	
			道路補修費	10,747,921	10,747,921	0	0	監督事務費
諸収入				42,651,903	27,329,147	0	15,322,756	
	延滞金及加算金			600	600	0	0	
		延滞金		600	600	0	0	
			延滞金	600	600	0	0	
	受託事業収入			26,331,621	26,331,621	0	0	
		土木費受託事業収入		26,331,621	26,331,621	0	0	
			道路補修費	26,331,621	26,331,621	0	0	監督事務費
	弁償金及報償費			15,801,074	478,318	0	15,322,756	道路施設損傷事故の復旧費用負担金
		諸費弁償金		15,801,074	478,318	0	15,322,756	
			物品その他	15,801,074	478,318	0	15,322,756	
	雑入			518,608	518,608	0	0	
		庁舎管理費等収入		66,514	66,514	0	0	
			光熱水費	66,514	66,514	0	0	自動販売機等
		雑入		452,094	452,094	0	0	
			雑入	452,094	452,094	0	0	
合計				1,686,154,357	1,669,969,601	0	16,184,756	

第６　道路の管理と維持

道路は、都市機能と都民生活を支える基幹的な施設として交通の用に供するほか、上下水道、電気、ガス、通信などの公益施設を収容する空間としての役割を担っている。また、日照、通風、防災などに必要なオープンスペースを提供するとともに、地下鉄などの公共交通機関の立体的な導入空間の役割も有している。

道路管理の目的は、このような道路が持つ多様な役割を十分に発揮できるよう、常に良好な状態を維持することにより、安全で快適な交通を確保するとともに健全な市街地の形成に資することにある。

近年、都市機能の集積に伴い、交通量の増加や車両の大型化が進み、慢性的な交通渋滞、都市型水害や大気汚染などの発生により、都民生活が脅かされている。また、交通弱者への配慮やヒートアイランドへの対応など都民の道路に期待する内容も多岐にわたっている。

第六建設事務所ではこうした状況を考慮し、都民の多様な要望を的確に捉え、きめ細やかな質の高い道路管理を目指している。また、道路・橋梁の日常的な維持・補修を実施し、利用者の安全性と利便性の向上に取り組むとともに、道路構造の改良、透水性舗装の普及拡大、歩道のバリアフリー化、遮熱性舗装の実施など、今日的な時代の要請に応える中で、快適な都市環境の確保に努めている。

なお、道路環境の改善を図るため、交通騒音等の激しい足立区内の環状第７号線、国道４号線（日光街道）は、沿道の緩衝空地、緩衝建築物を設けるなど、「幹線道路の沿道の整備に関する法律」に基づく沿道整備道路として、昭和 59 年に指定された。

管内にある道路のうち、令和４年４月１日現在当所が管理している道路は 42 路線で内訳は、道路法第７条該当の主要地方道３路線、道路法第 89 条該当の主要地方道 10 路線、一般都道（地方の幹線道路網を構成する道路）７路線、特例都道（23 区内に起終点がある道路）21 路線、及び国道１路線で延長 169,604m、面積 4,122,687 ㎡である。

１．　道路区域の決定・変更及び供用開始

道路区域の決定は、道路法の適用範囲を特定するものであり、道路管理者は、路線が認定された場合には、遅滞なく「道路区域の決定」を行わなければならない。

また、「道路区域の変更」とは、既存道路の拡幅や、旧道に替えて新道を別に築造した場合のように、新たな区域を道路に編入するためのもの、あるいは道路工事の結果や沿道の地形の変化等によって、在来の道路区域から除外するものがある。

道路区域に編入されると道路の築造を困難にするような工作物の設置、土地の形態の変更等が制限され、これらの行為については、道路管理者の許可が必要になる。

道路の「供用開始」は、土地に関する権原が取得され、工事によって整備したものについて道路管理者が公示して行う。

令和４年度道路区域の決定・変更及び供用開始一覧表

	路　線　名	箇　　所	種　別	規　模	告示年月日
1	新荒川堤防線	足立区小台１丁目地内	区域変更 （編入）	延長　　392.00m 面積　2.661.20 ㎡	令和４年８月１日 都告示第 1132 号
2	神田白山線	台東区上野７丁目から 上野公園	区域変更 （編入）	延長 295.17m 面積 419.53 ㎡	令和５年３月 17 日 都告示第 265 号

２．　都道の移管

都市計画道路の整備等に伴い、幹線道路から地域内道路へと性格の変化した都道の区間については、道路管理の役割分担の観点から、地元区への移管を進めており、区と協議が整った区間から実施している。

３．　道路台帳事務

道路台帳とは、道路の構造、区域、敷地構成や占用物件の種類、位置等を記載したもので、道路行政上の戸籍に相当する基本台帳である。

道路台帳平面図、地下埋設物台帳平面図及び道路敷地構成図の３種の基本図面と、これに付属する各種の調書などによって構成されている。

道路台帳は、道路法第 28 条により、その調製、保管及び閲覧が道路管理者に義務付けられている。道路の新設、改良等で延長、区域の変動のある道路の台帳補正を進めるとともに、今後とも道路敷地構成図の整備を進める。

また、道路台帳に基づき道路区域証明を行っている。

道路台帳の整備状況

令和４年４月１日現在

管理延長	道路台帳平面図		地下埋設物台帳 平　面　図		道路敷地構成図		区域線記入状況	
	整備済	整備率	整備済	整備率	整備済	整備率	整備済	整備率
m 169,604	m 169,604	% 100	m 169,604	% 100	m 154,041	% 91.3	m 169.604	% 100.0

令和４年度　道路台帳整備・道路区域調査等の実績調書

事務の内容	処理件数	延　長	面　積
（１）道路台帳平面図関係の補正	件 0	m 0	㎡ －
（２）地下埋設物台帳平面図関係の補正	0	7,105	－
（３）道路敷地構成図の調製	3	2,790	－
（４）道路台帳の閲覧	2,867	－	－
（５）その他道路の管理に係るもの（建築確認、沿道掘削等）	160	－	－
（６）道路区域証明	10	110.69	－
（７）土地の境界確定に伴う道路区域の確認立会い	94	－	－

４．境界確定・確認事務

境界確定・確認とは、都が管理する道路河川に供されている都有地・国有地等と隣接する土地の所有権境界について、隣接する土地の所有者や公共事業施行者等からの申し出を受けて、資料調査・現地立会・協議を行い、双方の合意のもと境界を確定・確認し、境界図を作成するものである。

また、確定された境界図や、震災復興区画整理等の図面について、閲覧（複写）・証明を行っている。

なお、境界確定・確認事務は、平成 20 年度に、総務部用度課より各建設事務所管理課へ移管された。

境界確定・確認及び閲覧・証明状況（令和４年度）

確定・確認件数	確定・確認延長	閲覧・証明件数
94　件	1,767　m	2,072　件

５．道路占用許可等の事務

道路は、本来一般の交通の用に供されるものであるが、これ以外に道路の管理に支障をきたさない範囲で道路に一定の工作物、物件等を設けることができる。これを道路占用という。主な道路占用には、水道、下水道、電気、ガス事業等公益事業のための占用があるほか工事用足場、仮囲い、日よけ及び看板などの占用がある。

また、道路の占用に際しては、東京都道路占用料等徴収条例に基づいて道路占用料を徴収している。

なお、看板については、未許可物件の申請指導及び不適正物件の是正指導を実施している。

上記のほか、道路管理者以外の者が行う道路に関する工事の承認や、都道に隣接する土地を掘削しようとする場合に、沿道掘削に関わる協議を通じて道路構造の保全に努めている。

令和４年度道路占用許可等事務処理件数

	区　　分	件　　数		
		総件数	有料件数	無料件数
	東京電力パワーグリッド㈱	548	59	489
	東京ガスネットワーク㈱	388	57	331
	ＮＴＴグループ	347	26	321
	東京都水道局	391	0	391
	東京都下水道局	252	0	252
	国・都等地方公共団体	142	0	142
	認定通信事業者（ＮＴＴを除く）	45	22	23
	その他一般	1,300	631	669
	小計	3,413	795	2,618
自費工事		189	－	189
沿道掘削		86	－	86
合　　計		3,688	795	2,893

（令和３年度　総件数3,319件　有料件数　921 件　無料件数2,398件）

令和４年度道路占用料実績

占用物件		無料	有料	
		数量	数量	金額（千円）
一般	街灯	1,165 本	0 本	0
	その他の柱類	1,106 本	5 本	10
	変圧塔に類するもの及び公衆電話所	1 個	0 個	0
	郵便差出箱等	3 個	205 個	1,271
	共架線等	12,463 m	125,292m	5,436
	地下電線等	16,251m	72,308m	1,145
	公衆用ごみ容器・吸殻入	5 個	0 個	0
	投光器、ベンチ、消火栓等	4,117 個	204 個	1,383
	地下管路等	3,344m	4,855m	1,429
	アーケード	7 箇所	0 箇所	0
	日よけ	0 個	148 個	1,548
	上屋	209 個	2 個	98
	法敷等	129 箇所	0 箇所	0
	鉄道施設等内利便施設	111 ㎡	806 ㎡	23,650
	商品置場等	0 箇所	2 箇所	19
	祭礼、縁日等に際し一時的に設けるもの等	0 箇所	5 箇所	12
	添架・巻付広告等	100 箇所	2,128 箇所	16,007
	鉄道施設等内二次占用看板	0 個	1,183 個	48,608
	突出看板（袖看板・平板看板）	1,847 個	573 個	113,338
	掲示板他等	406 個	0 個	0
	標識類	2,178 本	518 本	1,465
	旗ざお等	184 本	0 本	0
	パーキングメーター等	451 本	0 本	0
	仮囲・足場その他工事用施設等	0 箇所	591 箇所	95,895
	高架道路下占用	46 箇所	15 箇所	29,280
	自転車駐輪施設	31 箇所	0 箇所	0
	小計			340,594
公益企業	東京電力パワーグリッド㈱			391,818
	ＮＴＴグループ			433,566
	東京ガスネットワーク㈱			215,764
	認定電気通信事業者（ＮＴＴ除く）			23,465
	小計			1,064,613
合計				1,405,207

令和４年度監督事務費処理実績

占 用 工 事 施 工 者	件　　数（件）	監督事務費（千円）
東京電力パワーグリッド㈱	185	6,746
ＮＴＴグループ	124	4,240
東京ガスネットワーク㈱	243	15,346
東京都水道局	273	19,642
東京都下水道局	136	10,748
その他	0	0
合　計	961	56,722

６．共同溝の管理

道路の地下に埋設されている上下水道、電気、ガス、電話等の新増設や維持・修繕に係る工事の都度、道路が掘り返されることは、道路交通の支障になるばかりか安全性も阻害されることになる。そこで、これらの埋設物を機能的かつ効率的に整理集約し、収容する施設が共同溝である。共同溝に収容した管路の維持管理は、各々の施設管理者が行うが、共同溝本体の維持管理は道路管理者が行うこととし、その費用は、占用企業者と道路管理者が一定の割合により負担している。

当所管内の共同溝、および占用企業者等は以下のとおりである。

令和５年４月１日現在

共同溝名	規模延長（m）	占用者	令和４年度維持管理費負担内訳（円）			令和４年度入溝承認件数
			占用者	管理者	計	
白　山 共同溝	3,035	東京都水道局 東京電力ﾊﾟﾜｰｸﾞﾘｯﾄﾞ㈱ ＮＴＴ東日本㈱ ＫＤＤＩ㈱	21,373,415	4,856,884	26,230,299	９　件

７．事業用地の管理

道路整備事業により取得した事業用地や事業着手前に取得した先行取得用地は、工事に着手するまでの間、周辺の環境に悪影響を及ぼさないよう、適切に管理している。

８．都民との協働による道路管理

地域に愛される道路を目指して、都民のボランティア活動によって東京の道や街をきれいにする「東京ふれあいロード・プログラム」への参画を促進している。

東京ふれあいロード・プログラムの参画団体

令和５年４月１日現在

団体名	路線名	区間	延長	活動内容
西ヶ原フラワーロード会	本郷赤羽線（455 号）	北区西ヶ原一丁目地内	約 1,200m	緑化活動
いちょう通り十条駅西口商店会	本郷赤羽線（455 号）	北区上十条二丁目地内	約 610m	歩道清掃、緑化活動
西綾瀬花むすび	千住新宿町線（467 号）	足立区西綾瀬二丁目～三丁目地先	約 500m	歩道清掃、緑化活動
湯島　花いっぱいの会	本郷亀戸線（453 号）	文京区湯島四丁目地内	約 100m	歩道清掃、緑化活動
小石川後楽園周辺をきれいにする会	牛込小石川線（434 号）　外濠環状線（405 号）	文京区後楽一丁目地内	約 1,500m	歩道清掃
株式会社東京ドームクリーンレンジャー	白山祝田田町線（301 号） 外濠環状線（405 号）	文京区春日一丁目～本郷一丁目地先 文京区後楽一丁目地内	約 1,700m	歩道清掃
鳥越二丁目町会	御徒町小岩線（315 号）	台東区鳥越二丁目～浅草橋三丁目地先	約 743m	歩道清掃、緑化活動
音六町会植栽係	音羽池袋線（435 号）	文京区音羽一丁目地内	約 227m	歩道清掃、緑化活動
Tokyo Street Garden	秋葉原雑司ヶ谷線（437 号）	台東区上野公園地内	約 110m	歩道清掃、緑化活動
湯島よしうめ	神田白山線（452 号）	文京区湯島三丁目地先	約　18.7m	歩道清掃、緑化活動

９．道路監察事務

道路機能を確保し、また、道路工事及び占用等工事による事故を未然に防止するため、道路監察車により常時巡回し、適正化指導を実施している。同時に路面の状況、街路樹、ガードレール等の付属物を点検し、欠陥箇所の把握、禁止行為の取り締り、陳情に関する調査等を行っている。

道路監察結果（令和４年度）

監察パトロール実施状況

監察回数	監察時間	監察延長距離	道路不良箇所発見数	禁止行為の取締り件数	放置自転車の撤去件数	放置バイクの撤去件数
回	時間	km	件	件	台	台
478	1,008:15	13,013	4	2,289	141	4
(3)	(10:20)	(110)				

※（　）夜間監察

道路上工事の監察

監察内容 / 区分	指摘箇所数	指摘件数	指摘内容					措置状況				
			掘削	路面履工	保安施設	復旧	その他	現場指導	呼出指導	始末書	警告書	措置命令
管理者工事	1	1	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0
承認工事	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ＮＴＴグループ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
水道局	2	7	0	0	4	0	3	7	0	0	0	0
下水道局	4	8	0	0	8	0	0	8	0	0	0	0
東京地下鉄	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
東京電力パワーグリット	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
東京ガス	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
区市町村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	8	16	0	0	13	0	3	16	0	0	0	0

10. 道路上工事の調整及び技術的指導

都道には都民生活にとって必要不可欠な上下水道、電気、ガス、電話及び地下鉄等の公益施設が設置されており、当初の新設施工だけでなく、その維持補修を行うための様々な道路上工事が日々行われている。

しかしながら、こうした道路上工事を無秩序・無計画に施工すれば、道路の損傷など維持管理上重大な問題が生じるだけでなく、騒音、振動並びに交通渋滞などにより都民生活に対して重大な影響を及ぼすことになる。

これらの道路上工事（道路工事及び占用工事）を計画的かつ合理的に施工するために、道路管理者、警視庁、占用企業者等で構成する道路工事調整会議を開催（約２ヵ月毎に年６回開催）している。この会議では、道路管理者をはじめとする工事施工者の提出した工事計画書に基づき、時期や期間、工事方法等の調整を図り、工事の可否を決定するとともに道路の無秩序な掘り返しの防止と円滑な交通の確保に努めている。

工事の調整に当たっては、工事の施工方法、道路の原形復旧等の内容について道路保全と交通安全を第一に、①工事の安全性、②企業者に対する公平性、③新材料、新工法の積極的活用などに留意して技術的な調査及び指導を行っている。

道路上工事調整件数（令和５年度年間調整分）

施工者名	主要路線		主要外路線		合計	
	件数	延長（m）	件数	延長（m）	件数	延長（m）
第六建設事務所（道路管理部）	72	24,043	53	23,360	125	47,403
第六建設事務所（道路建設部）	11	1,830	26	6,892	37	8,722
第六建設事務所（公園緑地部）	0	0	0	0	0	0
第六建設事務所（河川部）	2	95	3	55	5	150
東京都水道局	128	19,136	111	17,260	239	36,396
東京都下水道局	135	36,349	112	30,095	247	66,444
東京都交通局建設工務部	30	9,135	4	84	34	9,219
ＮＴＴグループ	31	9,870	24	8,362	55	18,232
東京電力ﾊﾟﾜｰｸﾞﾘｯﾄﾞ（株）	71	21,192	59	17,160	130	38,352
東京ガスネットワーク（株）	38	4,921	33	3,886	71	8,807
首都高速道路（株）	17	1,982	14	10,017	31	11,999
東京地下鉄（株）	5	470	0	0	5	470
東日本旅客鉄道（株）	12	562	10	460	22	1,022
東京都都市整備局	3	260	13	5,050	16	5,310
その他	14	1,053	17	1,578	31	2,631
合計	569	130,898	479	124,259	1,048	255,157

令和４年度除外工事受付状況（実績）

（件）

区分	４月	５月	６月	７月	８月	９月	１０月	１１月	１２月	１月	２月	３月	合計
東京都水道局	24	33	31	43	39	38	39	30	32	31	13	21	374
東京都下水道局	6	7	28	15	25	15	14	12	28	16	9	23	198
ＮＴＴグループ	11	13	14	6	11	7	18	10	20	6	0	24	140
東京電力ﾊﾟﾜｰｸﾞﾘｯﾄﾞ㈱	21	23	19	15	31	39	26	20	25	19	17	26	281
東京ガスネットワーク㈱	15	20	28	26	20	14	16	11	22	19	1	24	216
その他	4	8	14	17	20	12	13	21	11	14	6	5	145
合計	81	104	134	122	146	125	126	104	138	105	46	123	1,354
累計	81	185	319	441	587	712	838	942	1,080	1,185	1,231	1,354	1,354

※　除外工事とは道路工事調整会議への付議が省かれる小規模工事

11. 道路維持事業

道路は交通の支障とならないよう、常に良好な状態を保つために日常的な維持、修繕を行う必要がある。そのため、道路巡回パトロールを行い、道路施設の劣化・破損箇所などの早期発見に努め、応急的な補修を行うなど状況により適切に対処している。道路巡回パトロール班については、直営の巡回班を足立西工区に配置、また、委託による民間受託者の巡回班を平成 20 年度から荒川工区に、平成 27 年度から文京担当に配置している。

また、単価契約による即時工事及び総価契約による請負工事、業務委託によって、道路施設の維持管理に努めている。その内容は、破損路面の小規模修繕から、雨水桝・側溝・管渠等排水施設の浚渫・清掃、街路灯・ガードパイプ・道路標識・区画線等の交通安全施設の保守修繕、路面清掃、除草、除雪、融雪剤散布（融雪剤は、９箇所の倉庫に保管している。）の作業など多種にわたっている。

管内の主要な幹線道路には、立体交差部（アンダーパス）において雨天時の冠水を防止するための排水場施設や、水道・電気等のライフラインの収容機能を果たす共同溝、交通渋滞を緩和する地下トンネル、地下鉄駅間を結ぶ地下歩道、バリアフリー対策を目的とした昇降設備等の施設が設置されている。これらの機能を維持するため、「排水ポンプ設備」「冠水警報装置」「換気ファン設備」「トンネル等照明設備」「空調換気設備」「非常通報及び警備設備」「受配電制御設備」及び電気事業法に基づく自家用電気工作物（高圧受電設備）等が備えられており、これらの維持管理を行っている。

このほか、自動車交通事故によりガードレール、道路照明、街路樹等の道路施設が損傷を受けた場合は、直ちに現地調査のうえ応急措置をするとともに、原因者側と協議し、原形復旧の方法等について指導し、道路の維持管理に努めている。

道路照明及び防護柵

令和５年４月１日現在

種別			文京区	台東区	北区	荒川区	足立区		計
							足立東工区	足立西工区	
道路照明(灯)	道路照明	水銀灯	83	130	30	77	101	714	1,135
		ナトリウム灯	46	107	274	172	128	473	1,200
		蛍光灯	0	8	21	15	0	50	94
		ＣＭ灯	1,466	777	1,384	101	859	1,409	5,996
		LED灯	513	320	320	658	230	251	2,292
		計	2,108	1,342	2,029	1,023	1,318	2,897	10,717
	橋梁灯	水銀灯	10	257	128	35	39	186	655
		ナトリウム灯	0	0	79	64	0	86	229
		蛍光灯	0	0	47	10	19	514	590
		ＣＭ灯	0	0	12	31	86	24	153
		LED灯	31	42	150	24	44	5	296
		計	41	299	416	164	188	815	1,923
	トンネル等	水銀灯	0	0	0	0	0	0	0
		ナトリウム灯	0	0	256	212	0	149	617
		蛍光灯	0	647	0	24	0	0	671
		ＣＭ灯	0	62	0	0	0	0	62
		LED灯	0	0	0	84	0	0	84
		計	0	709	256	320	0	149	1,434
	合計		2,149	2,350	2,701	1,507	1,506	3,861	14,074
							5,367		
防護柵(km)			33.6	27.0	40.2	28.0	29.2	75.0	233.0
							104.2		

※ CM灯：セラミックメタルハライドランプ

12. 道路補修事業

道路の補修は、路面を常に良好な状態に保つことにより、沿道環境の保全をはじめ、交通の安全や車両の快適な走行を保つことを目的としている。

大型車両や超重量車両の通行による騒音対策やヒートアイランド対策などの沿道環境に配慮した補修を進めている。

（１）沿道環境に配慮した路面の高機能化

①低騒音舗装の推進

近年、沿道の住民から振動や騒音対策についての要望が増加している。そのため、舗装の破損状況、程度に応じた工法を選択し補修を行うことにより、きめ細かく路面の平坦性を確保し、振動騒音の低減を図っている。また、特に交通騒音が夜間環境基準を超える地域については、低騒音舗装を実施するなどして、道路交通騒音の低減に努めている。

②遮熱性舗装の推進

道路におけるヒートアイランド対策としての環境対策型の遮熱性舗装は、センター・コア・エリアを中心とした重点エリアにおいて、平成 21 年度から文京区管内で実施しており、平成 24 年度からは、台東区・荒川区管内でも事業を進めている。

※遮熱性舗装：太陽光に含まれる赤外線を反射する特殊な材料を路面に塗布した舗装で、赤外線の吸収による蓄熱を防ぎ、路面温度の上昇を抑制する。

（２）歩道の舗装

歩道の舗装は、歩行者にとって、平坦で快適な歩行空間を供するものであるが、近年更に多様な機能が求められるようになった。

例えば、総合治水対策の一環として、雨水を地下に浸透させ下水道施設の負担軽減、街路樹等植物の育成環境の向上を図ること等を目的とした透水性舗装、沿道の環境や景観に配慮したカラー舗装等を補修時期に合わせて実施している。

また「東京都福祉のまちづくり条例」に基づき「やさしいまち東京」を実現するために、補修時期に合せて歩行帯となる歩道と車道の段差を改善するなどの施策を積極的に実施している。

（３）施設の健全性の確保

道路施設の健全性を確保するため、５年ごとの施設健全度調査に基づき、擁壁等の構造物の維持補修及び改修を行っている。また、共同溝設備、地下歩道及び昇降設備等の施設は、定期的な保守点検を行っている。

13. 橋梁維持事業

橋梁の経年による損傷（老朽化）及び通行する車両の増加と重量化による耐荷力の低下等に対して、その機能と安全を確保するため、日常的に維持、修繕を行っている。その内容は、伸縮装置、高欄・床版等の軽微な損傷箇所の修繕、沓座・橋台・橋脚の補修、鋼橋の塗替塗装、橋面の舗装補修及び排水管の浚渫等、橋梁構造の維持管理である。

令和５年度は、向丘歩道橋外５橋の歩道橋修繕（塗装塗替）、鹿浜橋外３橋の橋面舗装等を実施する予定である。

管理橋梁

令和５年４月１日現在

区別 区分	北区	荒川区	文京区	台東区	足立区		計
					足立東工区	足立西工区	
一般橋梁（橋）	16	9	2	7	9	9	52
					18		
歩道橋（橋）	26	5	9	3	13	20	76
					33		

14. 橋梁補修事業

（１）橋梁の長寿命化

平成 21 年３月に策定した「橋梁の管理に関する中長期計画」に基づき、予防保全型管理を進める施策の一つである橋梁の長寿命化を計画的に推進している。

橋梁の長寿命化は、既設橋梁の安全性、使用性、耐久性を最新の技術により確保し、橋梁の延命化を図るものである。

当所管内では、関東大震災復興事業として架設された蔵前橋・吾妻橋などの著名橋や高度経済成長期に架設された江北橋など 26 橋の長寿命化事業を推進することとしている。

令和５年度は、荒川に架かる新荒川大橋（下流）や江北橋及び大谷田陸橋など、12 橋の事業を推進する予定である。

令和５年度工事予定箇所

橋名	路線名又は通称道路名	桁下	橋長	架設年次 （経過年次）	今年度の工事予定
大谷田陸橋	環七通り	主３０７	257m	S47（51 年）	支承取り替え等
江北橋	江北橋通り	荒川	551m	S42（56 年）	塗替塗装等
新荒川大橋（下流）	北本通り	新河岸川、荒川	792m	S45（53 年）	塗替塗装等
熊野前陸橋	尾久橋通り	都電荒川線他	537m	S53（45 年）	塗替塗装等
尾久橋	尾久橋通り	隅田川	306m	S54（44 年）	下部補強
両大師橋	特４５２	JR 東日本	251m	S46（52 年）	下部補強
江北陸橋	環七通り	尾久橋通り	198m	S49（49 年）	塗替塗装等
五兵衛新橋	江北橋通り	綾瀬川	220m	S59（37 年）	下部補強
新神谷橋	環七通り	隅田川	203m	S42（56 年）	支承取り替え等
鹿浜橋	環七通り	荒川	604m	S39（59 年）	塗替塗装等
宮地陸橋	明治通り	特 457、主 313	199m	S47（51 年）	塗替塗装等
梅島陸橋	環七通り	一般国道４号	163m	S39（59 年）	伸縮装置取り替え等

（２）橋梁の耐震補強

平成７年１月の阪神・淡路大震災により橋梁、高架道路等の都市施設に甚大な被害が生じ、地震発生時の避難、救助、消防活動等に支障をきたした。これらの教訓を踏まえ、震災時の輸送・避難ルートを確保するため、緊急輸送道路等防災上重要な位置づけにある橋梁から、計画的に耐震対策を進めている。

当所管内では、地域防災計画に位置づけられた第一次交通規制路線（環七通り、尾久橋通り、蔵前橋通り等）及び第二次交通規制路線（明治通り、言問通り、尾竹橋通り等）に架かる 24 橋を優先的に整備し、平成 22 年度に完了した。

平成 24 年度から緊急輸送道路の第三次路線などに架かる５橋（南大橋、新田端大橋、浮間橋、飯塚橋、小台橋）の耐震化に着手し、平成 27 年度に完了した。

六建管内緊急輸送道路等路線図

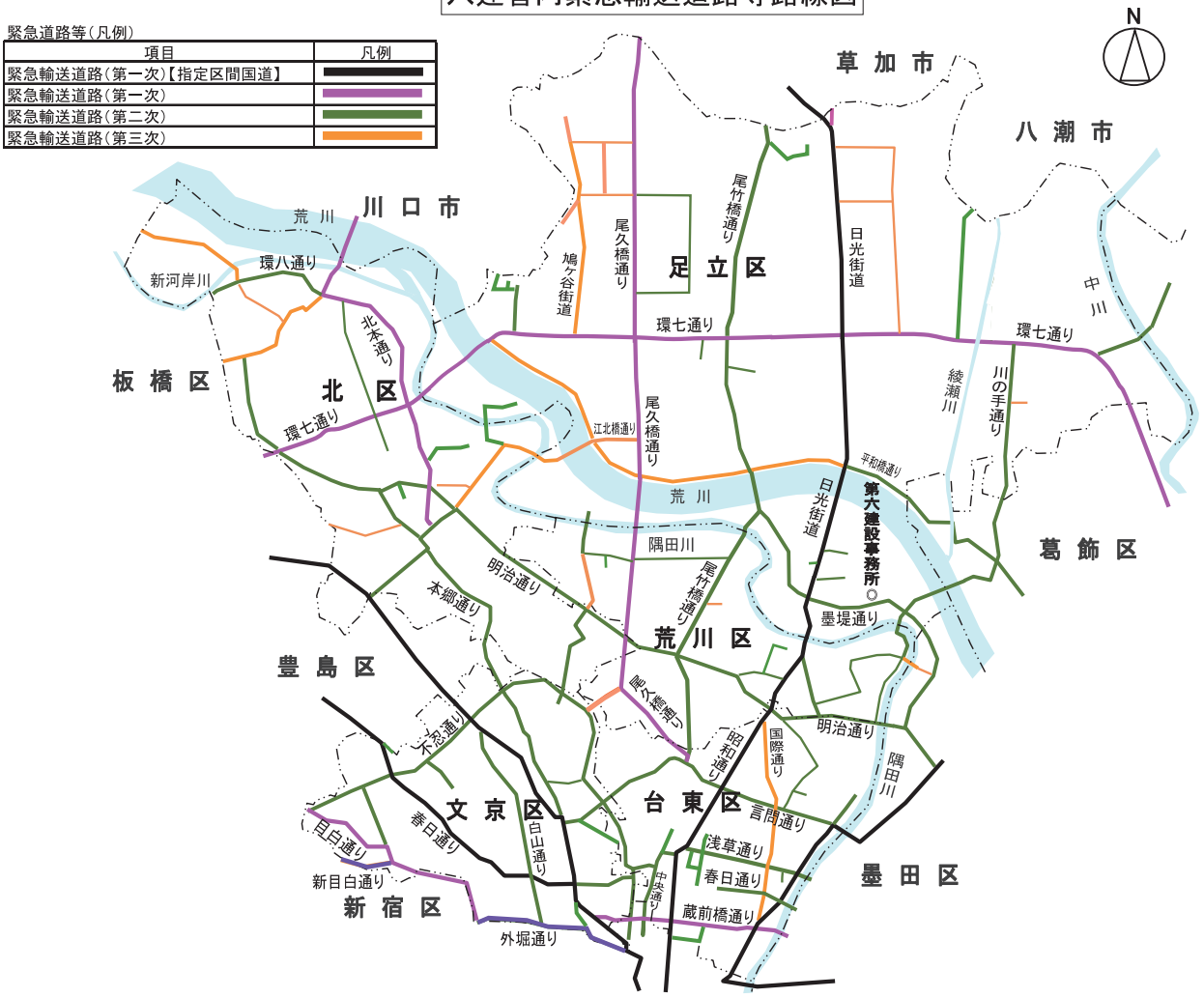

（３）隅田川中流部著名橋の景観照明・塗装塗替え

白鬚橋、吾妻橋、駒形橋、厩橋、蔵前橋は、関東大震災復興事業として架橋され、東京都歴史的建造物に指定されており、都民にも親しまれ、重要な景観資源である。

これらの５橋は、東京オリンピック・パラリンピックに向けてライトアップ設備の設置及び地域の景観に合わせた色彩を検討したうえで塗装塗替えを実施してきた。全ての橋で平成 31 年度までに工事が完了し、令和２年度までにライトアップの点灯を開始した。

今後も引続き一建管理の５橋と合わせ全 10 橋で、夜の隅田川の賑わいを創出していく。

（４）耐荷対策

道路構造令の一部改正（平成５年）に伴い、設計自動車荷重が 20ｔから 25ｔに変更され、これに対応すべき補強対象既設橋梁の選定が行われた。

当所管内では、大型車の交通量、物流拠点の配置等から主 318 号（環七通り）、国道 122 号（北本通り）に架かる５橋（新神谷橋・鹿浜橋・新荒川大橋・西新井陸橋・江北橋）が選定され、平成 22 年度に全て対策が完了した。

（５）横断歩道橋撤去

東京都が管理している横断歩道橋の大部分は、昭和 40 年代に整備され、これまで交通安全に大きく貢献してきたが、なかにはほとんど利用されなくなった歩道橋も存在している。

こうしたことから、①利用者が著しく少ない②通学路に指定されていない③近傍に横断歩道が設置されているという条件を満たす歩道橋で、交通管理者、区、町会などとの合意が得られた場合に撤去を行っている。直近では、令和元年度に泪橋歩道橋、令和２年度に目白台橋歩道橋の撤去工事を行った。

（６）一般補修

一般的な補修事業として、尾竹橋外２橋の塗替塗装、飯塚橋の伸縮装置取り替えを実施予定である。

15. 道路緑化事業

（１）道路緑化の推進

環境保全、交通の安全確保、都市景観や防災機能の向上を図るため、既存の植生の保全や新たな植栽により、その地域に適した道路緑化を推進している。

（２）街路樹の良好な維持管理（質の向上）

道路の緑には、人にうるおいと安らぎを与えるほか、都市環境の改善、美しい都市景観の創出、安全で円滑交通への寄与、災害時の火災などから都民を守る防災機能など、様々な役割がある。

六建管内では、防災上重要な環状七号線（環七通り）を含めた８路線の大径木（幹回り 90cm 以上）を対象として街路樹防災診断を実施し、震災時の通行を妨げないように、倒木の恐れがある街路樹の更新を行い、平成 30 年度において、予定路線の防災診断をすべて完了した。

引き続き台風等による倒木を防止し防災機能強化を高めるため、令和３年度～令和１２年で集中的に、管内街路樹の防災診断（幹回り 60 ㎝以上）と更新を実施していく。

また、これまで整備した街路樹については、その成育段階に合わせたきめ細やかな維持管を行い、街路樹の健全な育成を行っていく。

（３）街路樹、緑地帯の維持管理

美観に優れ、緑陰効果のある豊かな緑や花を継続的に確保し、道路を潤いのある安全で快適な空間とするため、街路樹の保護・育成、欠樹の補植、夏期及び冬期せん定、歩道・中央分離帯等の緑地の害虫防除や除草・清掃、花壇の花の植付けを実施している。

街路樹、歩道植樹帯、緑地の現状

平成 28 年４月１日現在

種　別 区　別		街路樹高木 （本）	街路樹中木 （本）	歩道植樹帯 （㎡）	中央帯等緑地 （㎡）
北区		4,903	4,220	19,876	9,168
荒川区		1,656	951	8,257	2,097
文京区		2,988	1,654	13,454	16,811
台東区		1,840	322	5,412	3,864
足立区	足立東工区	2,726	3,162	15,690	5,951
	足立西工区	4,708	6,571	38,317	27,060
	計	7,434	9,733	54,007	33,011
合　　計		18,821	16,880	101,006	64,951

16. 交通安全施設事業

（１）交通安全対策の推進

交通安全対策を総合的かつ計画的に推進するため都は、「東京都交通安全計画」を作成し、交通事故による死者数の減少などに努めてきた。

この結果、都内において令和４年の年間の交通事故死者数は、戦後最少の１３２人と減少したが、発生件数は増加しており、交通事故は依然として都民の安全安心を脅かしている。

都は、こうした状況に対処するため、「第１１次東京都交通安全計画（R３～７の５ヶ年）」を策定し交通安全施設等の整備を進めている。

（補修課所管事業）

① 防護柵(東京都型ガードパイプ等）の整備
② 道路標識(案内標識、視線誘導標及び区画線）の整備
③ 視覚障害者誘導用ブロックの整備
④ 道路照明の整備
⑤ すべり止め舗装(車道改良)
⑥ 無電柱化事業(現道区域内の箇所)
⑦ バリアフリー事業
⑧ 自転車通行空間整備事業
⑨ 歩道改善事業

（２）無電柱化の推進

「東京都無電柱化推進計画（改定）～電柱のない安全・安心な東京へ～」に基づき、整備対象である計画幅員で完成した歩道幅員 2.5m以上の都道について、防災上の位置付けやエリアにより区分した対象路線ごとに目標を定め整備を推進する。

第一次緊急輸送道路は令和６年度までに整備対象の 50%完了、令和 17 年度までに整備対象全線完了を目指す。

環状七号線の内側エリアは令和９年度までに整備対象全線で事業着手、令和 17 年度までに整備対象全線完了を目指す。

なお、実施にあたっては、事務所施行による電線共同溝整備に加え、電線管理者（東京電力、ＮＴＴ等）が所有する既存ストック（電線管理者人孔等）の活用や、（公財）東京都道路整備保全公社への委託による電線共同溝整備の推進を図っている。

令和５年度の整備箇所（支障移設、引込管及び連系管を含む。）

路線名又は通称道路名	整　備　箇　所	道路延長 (m)	施行区分
北本通り	北区神谷三丁目～志茂五丁目	1,710	東京電力
足立越谷線	足立区西保木間三丁目～保木間五丁目	280	保全公社
尾久橋通り	足立区舎人四丁目～舎人三丁目	210	事務所
江北橋通り	足立区江北二丁目～扇二丁目	630	保全公社
	足立区足立三丁目～東和一丁目	1,500	東京電力
王子千住夢の島線	荒川区西尾久三丁目～荒川六丁目	1,930	事務所
王子金町市川線	北区王子一丁目～豊島二丁目	340	事務所
尾竹橋通り	荒川区東日暮里六丁目～荒川三丁目	420	保全公社
	荒川区荒川五丁目～荒川七丁目	310	事務所
	足立区栗原三丁目～東伊興三丁目	3,150	東京電力
環七通り	北区西が丘三丁目～中十条四丁目	1,410	保全公社
	北区神谷三丁目～神谷一丁目	240	保全公社
	足立区新田一丁目～新田二丁目	640	ＮＴＴ
	足立区鹿浜三丁目～鹿浜一丁目	460	保全公社
	足立区鹿浜四丁目～江北五丁目	1,260	保全公社
	足立区西新井七丁目～西新井本町一丁目	800	東京電力
	足立区西新井一丁目～西新井栄町二丁目	860	東京電力
	足立区栗原一丁目～梅島三丁目	200	東京電力
	足立区平野一丁目～中央本町五丁目	700	保全公社
	足立区一ツ家四丁目～青井五丁目	340	保全公社
	足立区加平二丁目～加平一丁目	460	保全公社
	足立区谷中三丁目～中川四丁目	680	保全公社
	足立区中川五丁目～中川四丁目	220	事務所
言問通り	台東区根岸二丁目～下谷一丁目	460	事務所
不忍通り	文京区音羽二丁目～目白台二丁目	210	事務所
	台東区池之端二丁目	220	保全公社
常盤台赤羽線	北区桐ヶ丘一丁目～赤羽台二丁目	330	保全公社
本郷赤羽線	北区上十条三丁目～上十条四丁目	600	事務所
	北区赤羽西六丁目～赤羽西五丁目	540	事務所
	北区王子三丁目～王子二丁目	400	東京電力
赤羽西台線	北区赤羽北二丁目～浮間二丁目	1,530	東京電力
東京川口線	足立区鹿浜二丁目～鹿浜五丁目	850	保全公社

（３）自転車通行空間整備事業の推進

歩行者、自転車、自動車がともに安全で安心して通行できる道路空間を創出するため、平成24 年度及び令和３年度に策定された「東京都自転車通行空間整備推進計画」等に基づき、自転車通行空間の整備を進めている。この取組に加え、国道・都道・区市町村道等の区別なく、自転車が走行しやすい空間を連続させ、より安全に回遊できるよう、ネットワーク化した自転車推奨ルートを設定し、さらなる整備を行ってきた。

現在、推奨ルートの整備は全て完了し、引き続き優先整備区間である台東川口線（尾久橋通り）や本郷赤羽線等の整備を進める。

また、既整備区間（国や関係区含む）や無電柱化事業などの他事業とも連携し、自転車通行空間の連続性や回遊性などを視野に入れ、事業実施に向けた検討を進めていく。

優先整備区間

路線名（通称名）	整 備 箇 所	道路延長(m)
台東川口線（尾久橋通り）	荒川区西日暮里５～東尾久３	1,800
白山祝田田町線（白山通り）	文京区白山１～小石川１	800
王子千住夢の島線（明治通り）	荒川区東尾久１～荒川３	1,610
王子千住夢の島線	荒川区東尾久６～荒川６	1,210
上野尾竹橋線（尾竹橋通り）	台東区根岸２～荒川区荒川７	2,240
言問大谷田線	台東区橋場２～浅草７	1,600
御徒町小岩線（蔵前橋通り）	台東区台東２～台東１、鳥越２～蔵前１	650
環状三号線（言問通り）	台東区根岸３～花川戸２	2,360
牛込小石川線	文京区後楽２	330
秋葉原雑司ヶ谷線（不忍通り）	台東区池之端１～池之端２	765
神田白山線	文京区湯島３～上野２	625
本郷亀戸線（春日通り）	台東区東上野１～蔵前４	1,250
本郷赤羽線	北区上十条３～上十条４、西が丘３～赤羽西５	1,560
駒込宮地線（道灌山通り）	荒川区西日暮里５～西日暮里１	850
吾妻橋伊興町線（尾竹橋通り）	足立区栗原３～東伊興３	2,600

第７　河川の管理と維持

第六建設事務所が管理している河川は、利根川水系の綾瀬川、毛長川及び荒川水系の隅田川、新河岸川並びに公有土地水面としての千川上水である。このほか管内には、国土交通省が管理している荒川、中川、また、「特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例」に基づき、特別区が管理している神田川、石神井川、旧綾瀬川、新芝川、伝右川及び垢川がある。

綾瀬川は足立区花畑で毛長川及び伝右川を合わせ、葛飾区堀切で荒川に沿って中川に合流、東京湾に注いでいる。

毛長川は埼玉県との都県境を流れており、かつては農業用水路として拡幅整備した堀を、昭和48 年に一級河川として指定したもので、沿川の市街化の進展による流出量の増大等により、溢水、氾濫の危険があるため改修工事を進めている。

隅田川は北区志茂の岩淵水門で荒川から分流して新河岸川、石神井川等の支川を合わせて東京湾に注いでいる。

荒川区から上流の隅田川や新河岸川の両岸は、かつて鉄鋼、石油等の大規模工場が立ち並び、第２次産業群の原料、製品の搬出入の運送航路として河川は交通の要であったが、産業構造の変遷に伴い、これらの工場等が撤退し、その跡地は高層マンションや大規模団地として開発が進み、その姿は様変わりしつつある。

特に浮間地区、岩淵地区、神谷地区、豊島地区、新田地区、尾久地区、宮城地区、小台地区、町屋地区、千住地区及び白鬚西地区では、再開発事業と合わせ、沿川地域と河川の調和を図りつつ災害に強く、都民が水辺に親しめるスーパー堤防や緩傾斜型堤防の整備が進んでいる。

管内の河川の状況

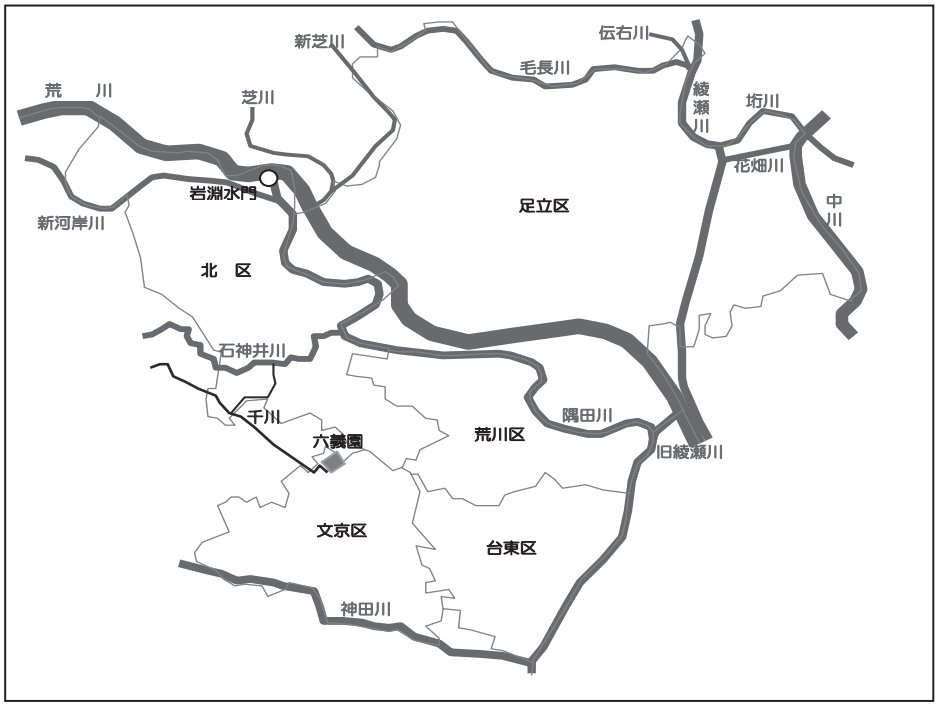

１．河川管理事務

河川管理の目的は、洪水、高潮等による災害の発生を防止（治水）し、水道や発電等のための流水の利用、河川区域内の土地の利用及び舟運等の河川の適正な利用（利水）を図り、流水の正常な機能を維持し、河川環境の整備と保全（環境）がされるよう総合的に管理することである。

このため、河川管理施設を適正に管理するとともに、河川区域における占使用許可並びに河川保全区域における工事の指導、許可等を行っている。

令和４年度流水敷地占用料等調定額一覧

河川名等	件数	調定額（円）
隅田川	５５	81,620,597
新河岸川	１８	20,860,997
綾瀬川	１９	22,964,059
毛長川	１８	10,146,933
公有土地水面（千川上水）	3	3,522,466
合計	１１３	139,115,052

２．急傾斜地の崩壊防止施設の管理事務

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づき、傾斜度が 30 度・高さが５ｍ以上の土地（がけ地）について、急傾斜地崩壊危険区域に指定し、危険区域の安全管理のため、擁壁、排水施設等の崩壊防止施設の工事を行い、指定区域内での工事の承認等、その管理を行っている。

北区赤羽西二丁目のがけ地を昭和 57 年に指定したのを始め、平成３年までに順次４箇所を指定した。現在、北区内で５箇所、合計 15,790 ㎡の区域を指定している。

３．土砂災害警戒区域の指定

都内では 15,493 箇所（うち 13,625 箇所の特別警戒区域）が指定されている（令和 4 年 8 月末現在）。

当所管内では、北区で 95 箇所の警戒区域（うち 71 箇所の特別警戒区域）、文京区で 106 箇所の警戒区域（うち 64 箇所の特別警戒区域）、荒川区で７箇所の警戒区域（うち６箇所の特別警戒区域）、台東区で２箇所の警戒区域（うち１箇所の特別警戒区域）が指定されている。

４．河川監察事務

河川の適正な利用と流水の正常な機能の維持を図るとともに、河川事故防止のため、河川工事及び占用工事等の監察、不法占用等の取り締まり、指導及び転落防止柵等の安全点検等をパトロール艇及びパトロール車等で行っている。

令和４年度　河川監察実績

河　川　別	監察回数	指摘件数	備　　考
新　河　岸　川	31	8	指摘件数 143 件は現地において口頭または警告書による改善指導を実施したもの。
隅　田　川	217	106	
綾　瀬　川	11	8	
毛　長　川	32	21	
計	291	143	

５．テラス利用の適正化

白鬚橋～神田川合流点間の隅田川テラスは、護岸の耐震化事業が早期に整備され、住民、観光客などに利用されているが、平成５年頃から路上生活者の仮設テント等による施設の不法占拠が目立つようになった。

平成 17 年度にはその数は、台東区内では 147 個を数えたが、平成 14 年に施行された「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」等に基づき、平成 17 年度から実施された生活保護、住居あっせんなどの福祉施策と連携した自立支援事業により、令和５年７月現在３箇所まで減少した。

当所では、路上生活者の自立・移転を指導するとともに、テラスの環境を維持するため、概ね月１回特別清掃を実施している。また、建設局河川部と連携し、24 時間巡回警備による新規流入の防止に努めている。

また、水辺の賑わい事業の一環として、台東区今戸１丁目（桜橋上流部）地先に「隅田川テラスギャラリー」を設置している。

仮設テント数の推移

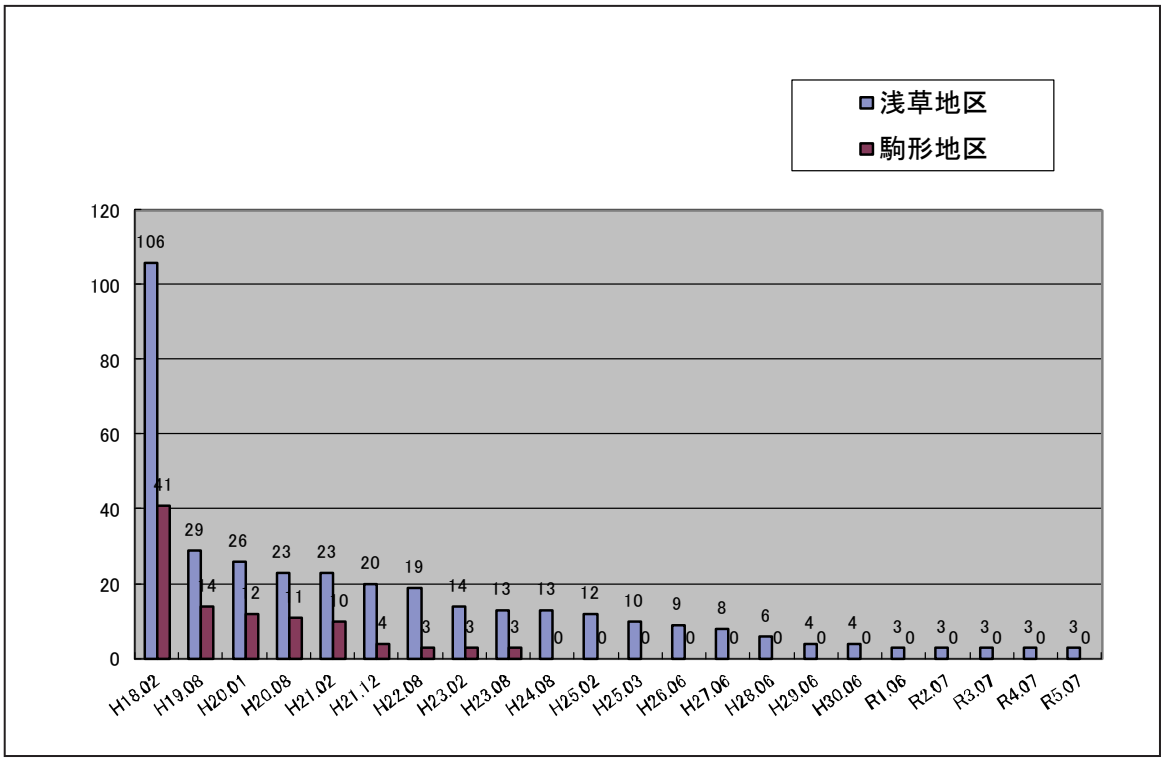

６．河川維持事業

当所が管理している新河岸川、隅田川、綾瀬川、毛長川の河川及び河川管理施設、急傾斜地崩壊防止施設を適正な状態に保つための堤防・護岸、転落防止柵等の維持・補修工事、沈船及び放置物件の処理等を行う維持工事、また、神田川江戸川橋分水路、神田川水道橋分水路、神田川お茶の水分水路及び石神井川飛鳥山分水路の維持・補修工事等を施工している。

また、埼玉県との境を流れる毛長川、綾瀬川では、油類の流出がたびたびあり、オイルフェンス、オイルマット等により油膜等を吸着させて、除去している。

７．水防態勢及び活動

当所は、気象等の状況によって洪水、高潮または津波等による災害発生の恐れのあるときは、直ちに事態に即応した態勢（連絡態勢、警戒配備態勢、第１～第４非常配備態勢）を執っている。

この水防態勢により管内水防管理団体及び関係機関との情報連絡をはじめ、水防作業の技術的支援や指導を行うと共に、管内の公共土木施設、所管工事現場等の警戒巡視、被害状況調査及び資料収集を行い、東京都水防本部への報告や関係機関等に情報を提供する役割を担っている。

警戒巡視等においては、当所に配備した防災無線を有効に活用するなど、適切かつ迅速な情報伝達に万全を期している。

なお、水防管理団体の水防活動を効果的に援助・協力できるように、管内に８箇所の水防倉庫を設置し、土のう袋等の資器材を備蓄している。

また、河川からの溢水や内水氾濫に対応できるよう移動式排水ポンプ車を配備しており、定期的に職員による操作訓練を実施する等、出動に万全を期している。

第８　道路事業

道路は、災害時の避難路や円滑な交通を確保し、また電気、ガス、上下水道などのライフラインを収容するなど、都民生活を支える社会基盤として重要かつ多様な役割を担っている。

第六建設事務所では、都市計画道路を中心に整備を進めているが、その整備は必ずしも十分な状況になく、地域住民からは、防災性、安全性、利便性の向上、環境の改善、地域の活性化などに大きな効果のある都市計画道路の早期整備が期待されている。

特に、延焼遮断機能や避難路の確保など、防災上の効果が高い都市計画道路については、「特定整備路線」として令和７年度（2025 年度）までの整備を目指している。

１．街路整備事業

（１）放射第８号線（湯島天神下）

本路線は、都心部と埼玉県を結ぶ主要な幹線道路としての役割を担っており、台東区上野五丁目から練馬区旭町三丁目に至る延長 16.7 ㎞の幹線街路として都市計画決定されている。このうち、文京区湯島三丁目の湯島天神下交差点から西側 50ｍを事業中である。

本区間の整備で、交差点付近に左折専用レーンを設けることにより、交通混雑の緩和、歩行者の安全性、利便性の向上などの効果が期待されている。

事業認可　　平成 18 年６月 30 日
事業区間　　文京区湯島三丁目
　　延長 50ｍ　計画幅員 30ｍ（現況幅員　約 22ｍ）
事業進捗率　約 93%（用地　約 99%、工事　約 53%）
　　（令和５年４月１日現在）
本年度事業　街路築造工事等を進める。

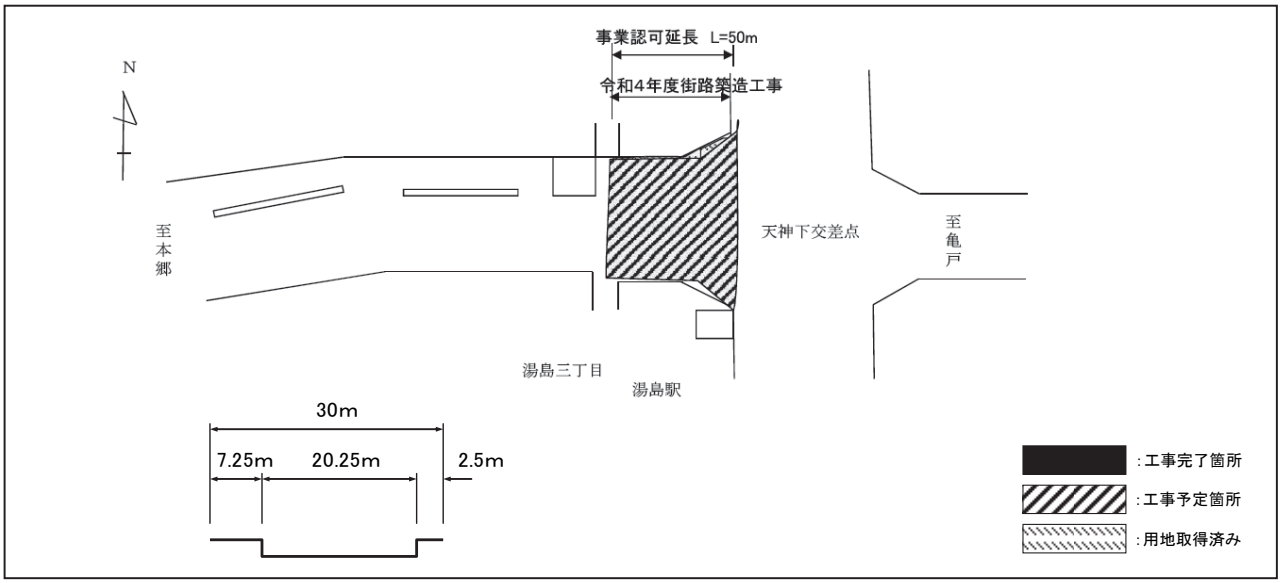

（２）放射第 10 号線（岩淵）

本路線は、都心部と埼玉県を結ぶ主要な幹線道路としての役割を担っており、千代田区大手町一丁目から北区岩淵町に至る延長 13.5 ㎞の幹線街路として都市計画決定されている。このうち、北区赤羽二丁目から同区岩淵町までの延長 430ｍを事業中である。

この整備により交通混雑の緩和、歩行者の安全性、利便性の向上などの効果が期待されている。

事業認可　　昭和 62 年６月 23 日
事業区間　　北区赤羽二丁目～同区岩淵町（補 89～補 246）
　　延長 430ｍ　計画幅員 30ｍ（現況幅員　約 25ｍ）
事業進捗率　約 96％（用地　100％　工事　約 86％）
　　（令和５年４月１日現在）
本年度事業　街路築造工事を行う。

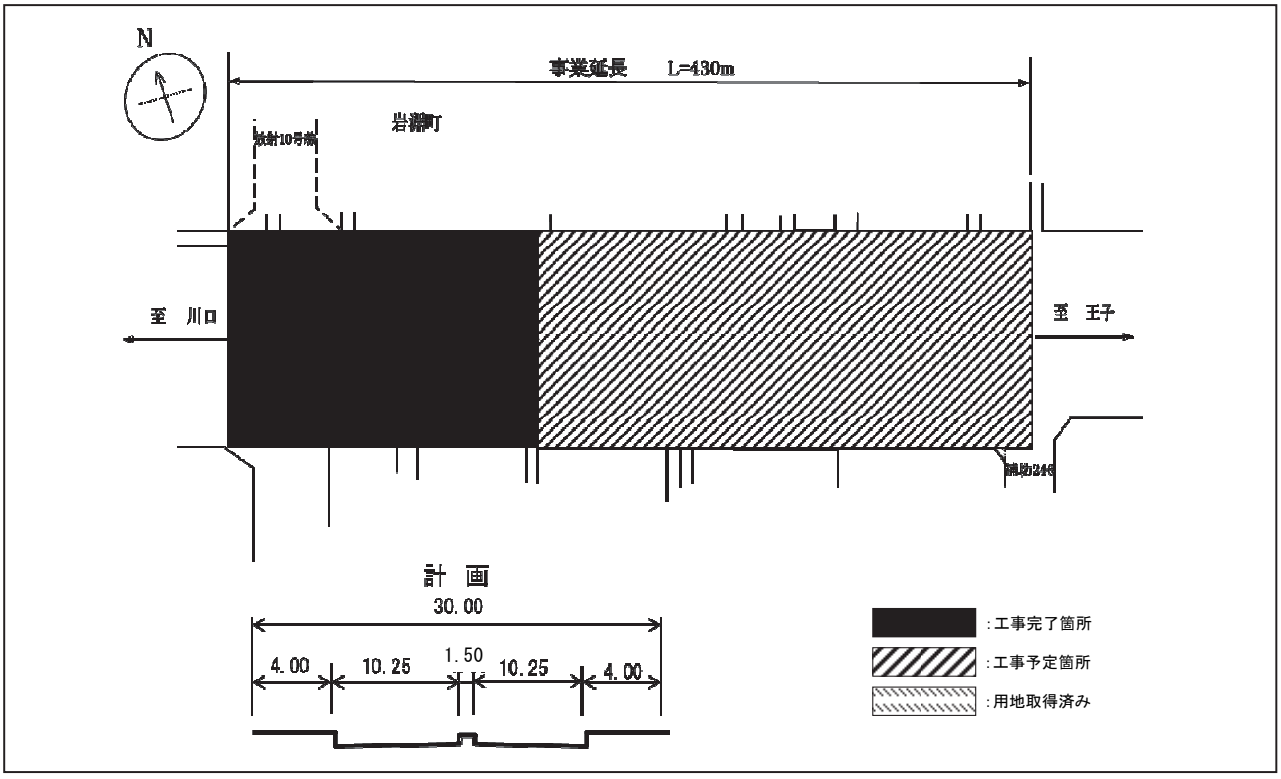

（3）環状第４号線（目白台）

本路線は、港区高輪三丁目から江東区新砂三丁目に至る延長 28.8 ㎞の幹線街路として都市計画決定されている。このうち、新宿区西早稲田三丁目から文京区目白台二丁目までの延長775mを事業中である。

本区間は、高低差の大きい地形であり、トンネル部、掘割部、橋梁部の連続した構造となる。この整備により、交通の円滑化が図られるとともに、延焼遮断機能、緊急車両の通行路及び避難路の確保など防災性の向上及び歩行者等の安全性、利便性の向上などの効果が期待されている。

事業認可　　平成 13 年５月 31 日
　　延長 775m計画幅員 22、35m（現況現道なし）
事業進捗率　約 63%（用地　約 98%　工事　約 16%）
　　（令和５年４月１日現在）
本年度事業　用地取得を推進するとともに、排水管設置工事、支障移設工事を行う。

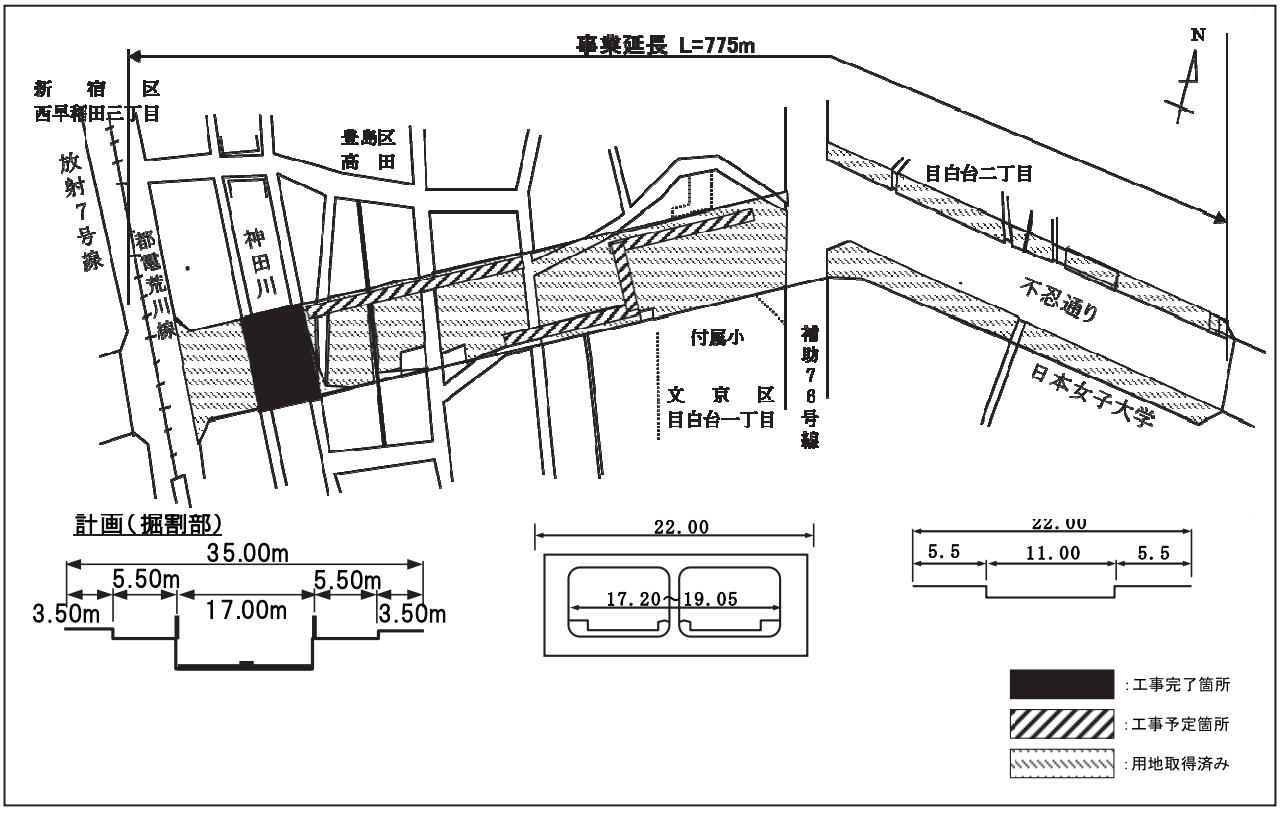

（４）環状第４号線（本駒込）

本路線は、港区高輪三丁目から江東区新砂三丁目に至る延長 28.8 ㎞の幹線街路として都市計画決定されている。このうち、文京区本駒込二丁目から同区本駒込六丁目までの延長 600m を事業中である。

事業区間内の現道は、幅員約 16mの４車線道路であり、歩道幅員が約 1.7mと非常に狭い。

この整備により、計画幅員 25mに拡幅し、車道に停車帯や自転車走行空間を設けることで走行性や安全性を向上させるとともに、歩道幅員を３mに拡幅することで歩行者等の安全性、利便性の向上などの効果が期待されている。

事業認可　　平成 26 年８月 13 日

事業区間　　文京区本駒込二丁目～同区本駒込六丁目（放９～放 10）

延長 600m　計画幅員 25m（現況幅員　約 16m）

事業進捗率　約 77%（用地　約 81%　工事　2%）

（令和５年４月１日現在）

本年度事業　用地取得を推進する。

（用地取得は、公益財団法人東京都道路整備保全公社が実施。）

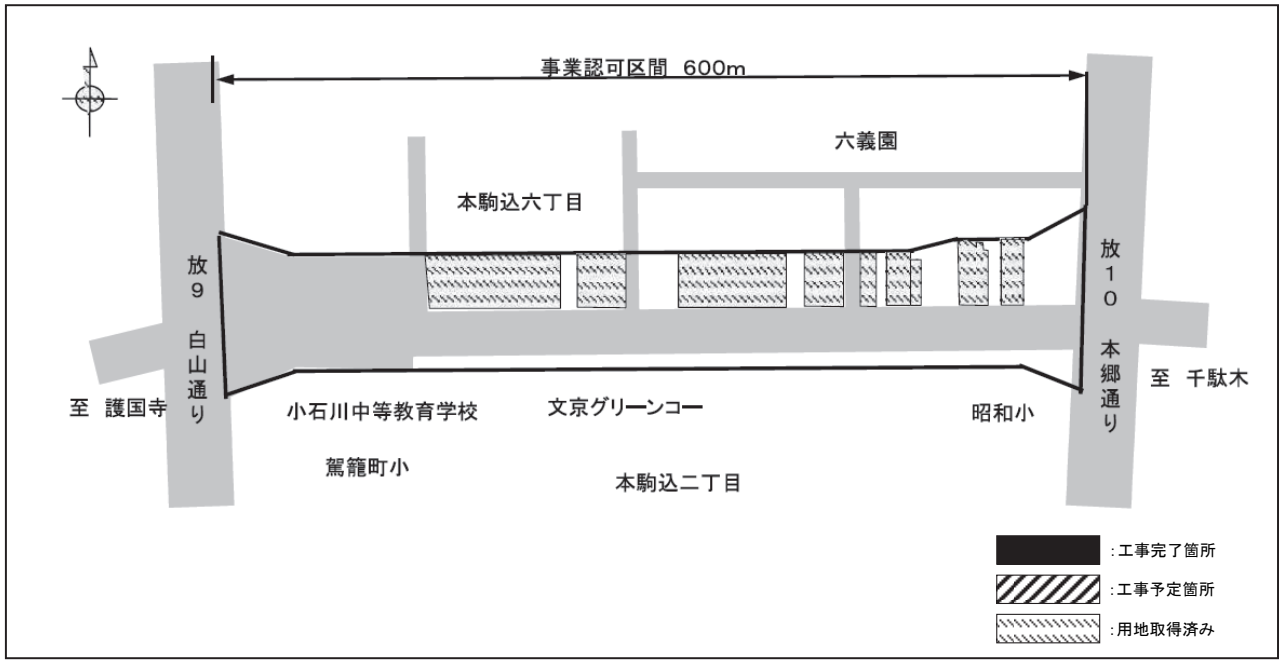

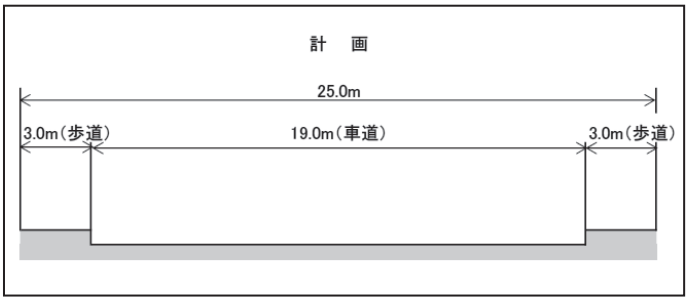

（５）環状第４号線（荒川）

本路線は、港区高輪三丁目から江東区新砂三丁目に至る延長 28.8 ㎞の幹線街路として都市計画決定されている。このうち、荒川区荒川一丁目から同区南千住一丁目までの延長 380ｍを事業中である。

本事業は、幅員約 23ｍの道路を 30ｍに拡幅整備するもので、両側に自転車走行空間や歩道を整備する。あわせて電線類の地中化や街路樹の植栽を行う。

この整備により、交通の円滑化が図られるとともに、歩行者や自転車の安全性、快適性が向上する。また、緊急輸送道路や避難路としての機能が強化され、防災性の向上に寄与する。

事業認可　　平成 28 年２月 22 日
事業区間　　荒川区荒川一丁目～同区南千住一丁目
　　延長 380m　計画幅員 30m（現況幅員　約 23m）
事業進捗率　約 67%（用地　約 54%　工事　０%）
　　（令和５年４月１日現在）
本年度事業　用地取得を推進する。

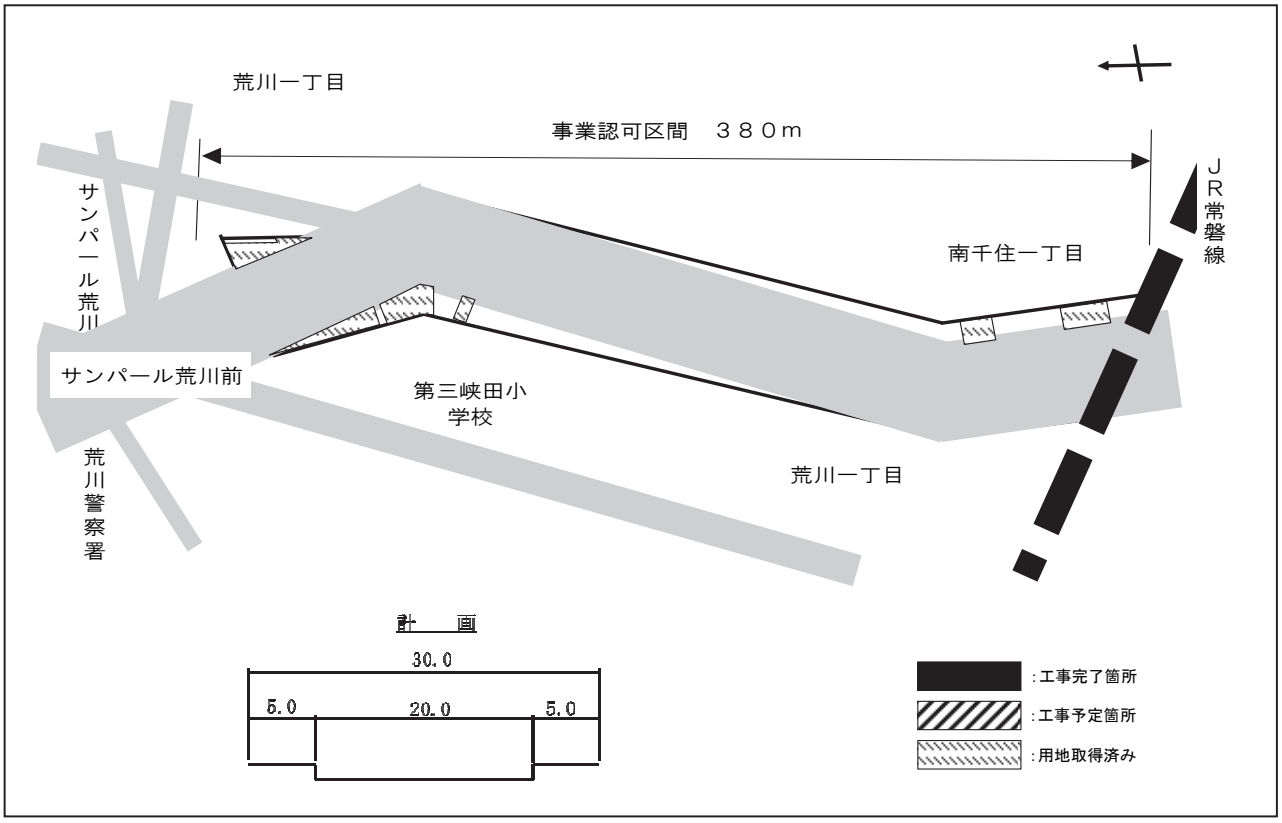

（６）環状第５の２号線（王子）

本路線は、北区王子二丁目から荒川区荒川五丁目に至る延長 4.3 ㎞の幹線街路として都市計画決定されている。このうち、北区王子一丁目から同区堀船二丁目までの延長 350ｍは、都市高速道路王子線の関連街路として、首都高速道路株式会社に委託し整備を行った。

引き続き、東京都が電線共同溝の整備を進めている。

事業認可　　昭和 61 年 11 月 14 日

事業区間　　北区王子一丁目～同区堀船二丁目

　　延長 350ｍ　計画幅員 27ｍ

本年度事業　部分的な舗装工事を実施。

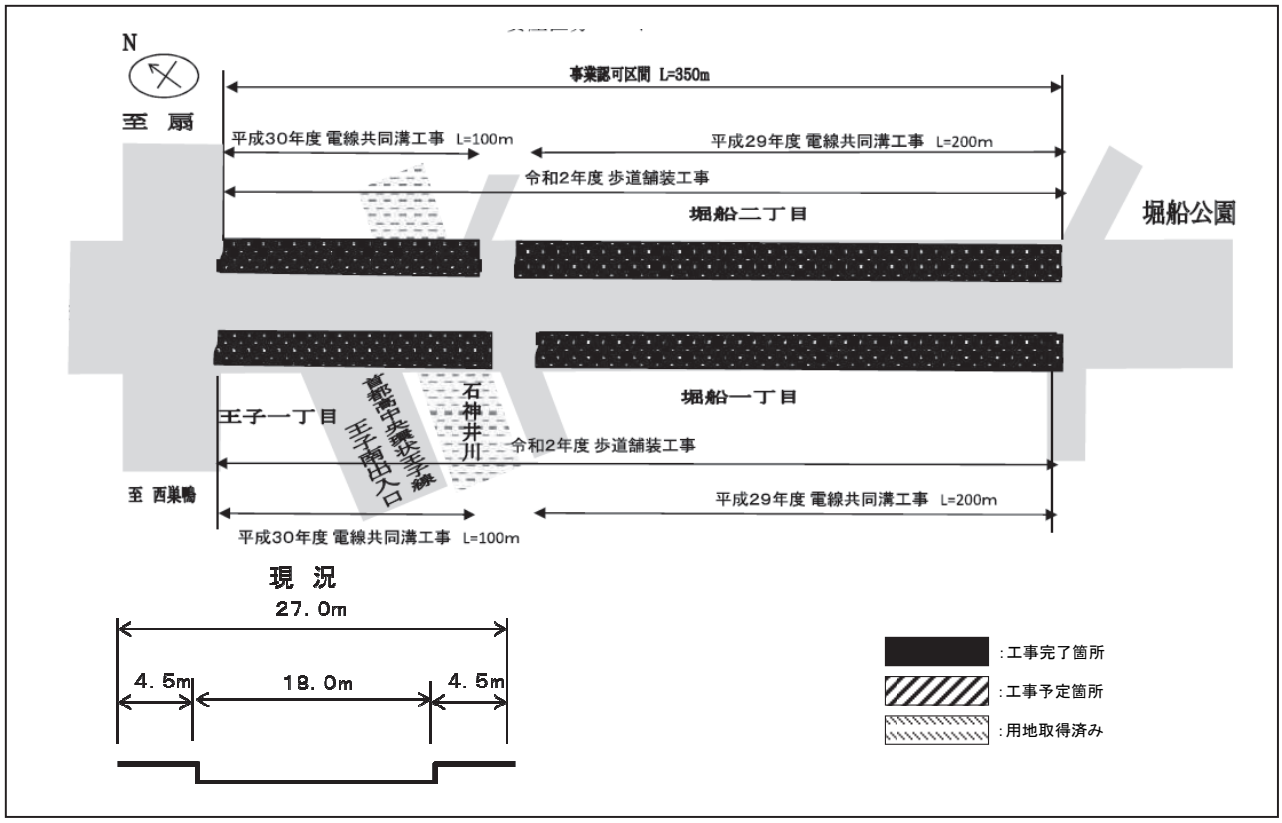

（７）補助第 73 号線（赤羽西）

本路線は、新宿区西新宿七丁目から北区赤羽台三丁目に至る延長 10.8 ㎞の補助線街路として都市計画決定されている。このうち、北区赤羽西一丁目から同区東十条六丁目までの延長 730m（補 73：640m、補 83：90m）を事業中である。

当該区間は、赤羽駅西口広場からＪＲ京浜東北線と並行し、埼京線高架橋付近から補助第 73 号線と分岐して補助 83 号線で環七通りに接続する。

この整備により歩行者等の安全性、地域の利便性の向上、地域の活性化などの効果が期待されている。

事業認可　　平成 14 年２月 25 日
事業区間　　北区赤羽西一丁目～東十条六丁目
　　延長　730m　計画幅員 20m
　　（現況幅員　約７m）
事業進捗率　約 96%（用地　約 99%　工事　約 77%）
　　（令和５年４月１日現在）
本年度事業　用地取得を進めるとともに、土壌汚染調査、街路築造工事等を行う。

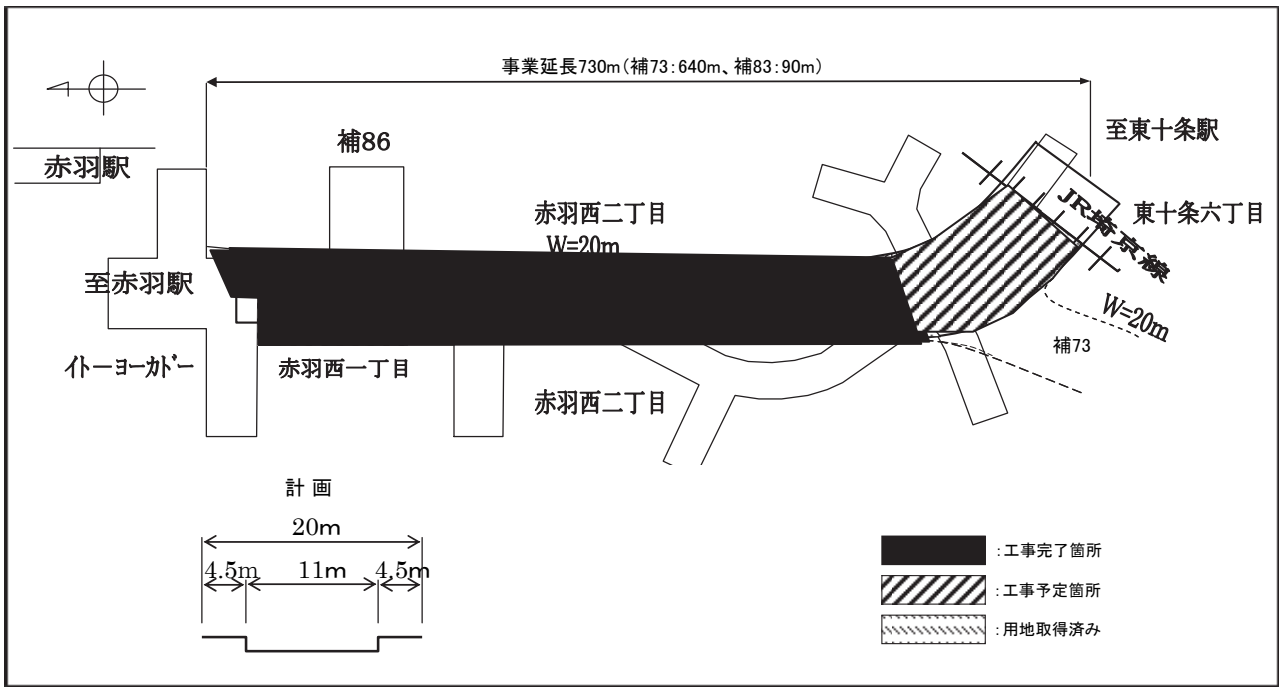

（８）補助第 85 号線（赤羽台）

本路線は、北区豊島二丁目から同区赤羽三丁目に至る延長６㎞の補助線街路として都市計画決定されている。このうち、北区赤羽台三丁目から同区赤羽三丁目までの延長 380ｍを事業中である。

当該区間は、赤羽駅北側でＪＲ線の高架下を横断し、環八通りと赤羽台方面を結ぶ計画道路である。

平成８年度に環八通り～補 73 までの区間について事業認可を取得したが、交差点の集約化や線形を改善するため、平成 15 年８月に都市計画変更を行い、平成 16 年度には事業認可の変更を行っている。

この整備により赤羽駅周辺地域の交通の円滑化、歩行者等の安全性、利便性の向上などの効果が期待されている。

事業認可　　平成９年３月６日
　　平成 16 年 12 月 28 日
　　（区間延伸変更）
事業区間　　北区赤羽台三丁目～同区赤羽三丁目
　　（環８～補 73）
　　延長　380ｍ　計画幅員 20ｍ
　　（現況幅員　約 11ｍ）
事業進捗率　約 88％（用地　約 99％　工事　約 35％）
　　（令和５年４月１日現在）
本年度事業　用地取得を推進するとともに、工事着手に向け関係機関との協議、調整を進める。

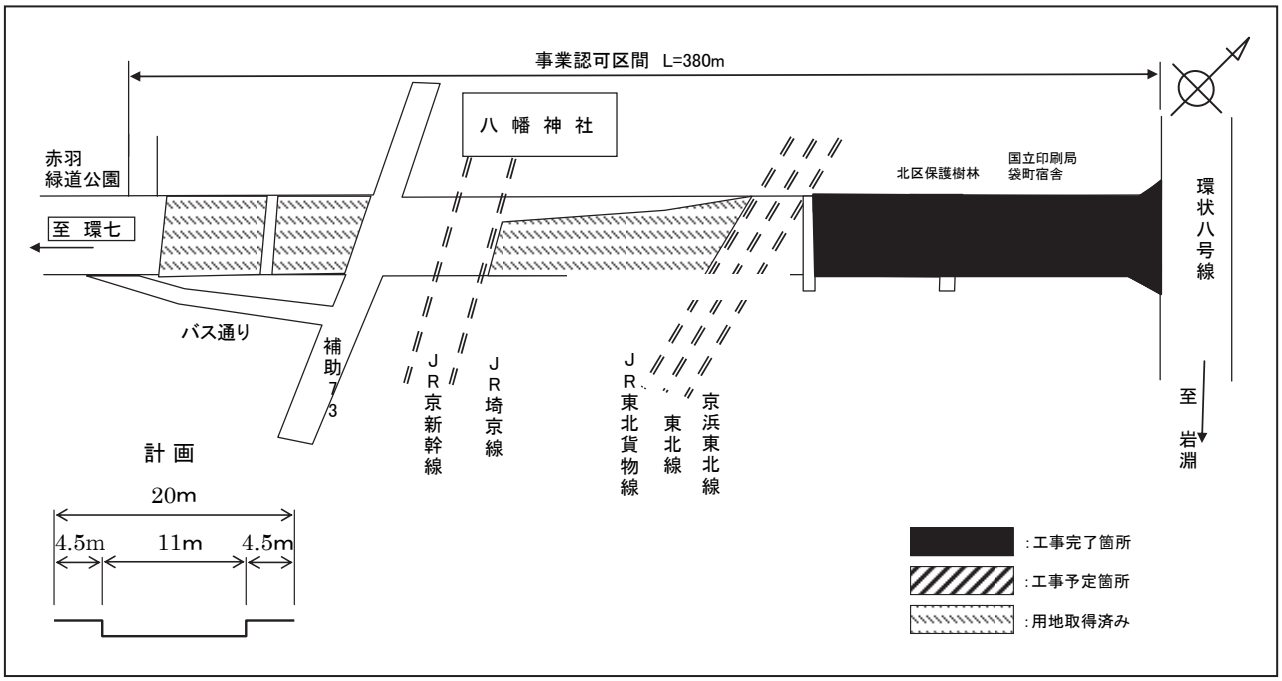

（９）補助第 85 号線（赤羽台Ⅱ期）

本路線は、北区豊島二丁目から同区赤羽三丁目に至る延長６㎞の補助線街路として都市計画決定されている。このうち、北区赤羽台二丁目から同区赤羽台三丁目までの延長 740ｍを事業中である。

当該区間は、事業中の「補助第 85 号線（赤羽台）整備事業」に続き、西側に桐ヶ丘団地まで事業区間を延伸するもので、この整備により赤羽駅周辺地域の交通の円滑化、歩行者等の安全性、利便性の向上などの効果が期待されている。

事業認可　　平成 26 年 12 月 11 日
事業区間　　北区赤羽台二丁目～同区赤羽台三丁目（補 157 付近～補 73 付近）
　　延長　740m　計画幅員 20m
　　（現況幅員　約 11m）
事業進捗率　約 55%（用地　約 87%　工事　約 14%）
　　（令和５年４月１日現在）
本年度事業　用地取得を推進するとともに、埋蔵文化財調査、排水管設置工事を行う。

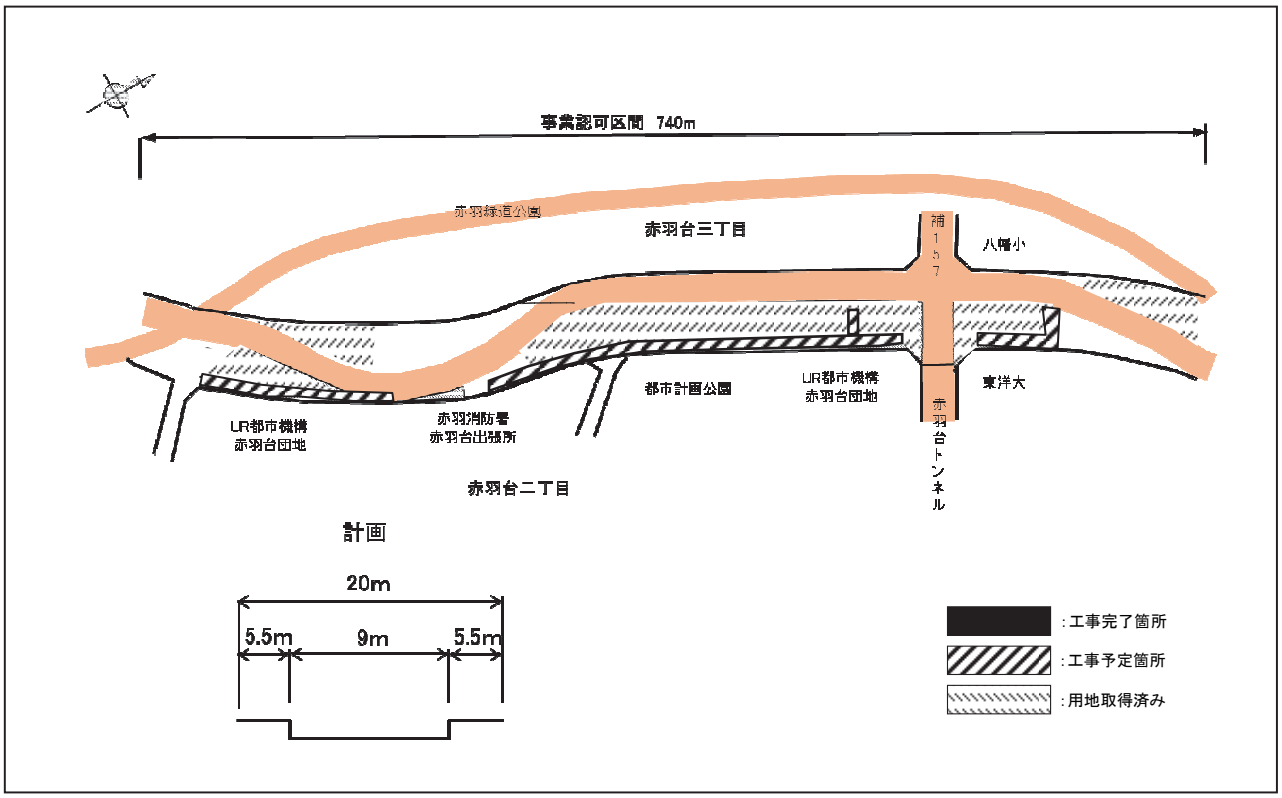

(10) 補助第 85 号線（十条）

本路線は、北区豊島二丁目から同区赤羽三丁目に至る延長６㎞の補助線街路として都市計画決定されている。このうち、北区上十条一丁目から同区上十条三丁目までの延長 620ｍを事業中である。

当該区間は、ＪＲ埼京線が横断しており、事業中の「東日本旅客鉄道赤羽線（JR 埼京線）十条駅付近連続立体交差事業」と併せて、道路の拡幅整備を進める。

この整備により、地域交通の円滑化が図られ、歩行者等の安全性、利便性が向上するとともに、延焼遮断帯の形成、避難路としての機能強化により地域の防災性向上などの効果が期待されている。

事業認可　　令和２年３月３日
事業区間　　北区上十条一丁目～上十条三丁目
　　延長　620m　計画幅員 18～30m
　　（現況幅員　約 18m）
事業進捗率　1%（用地　約 1%　工事　約０%）
　　（令和５年４月１日現在）
本年度事業　用地取得を推進する。

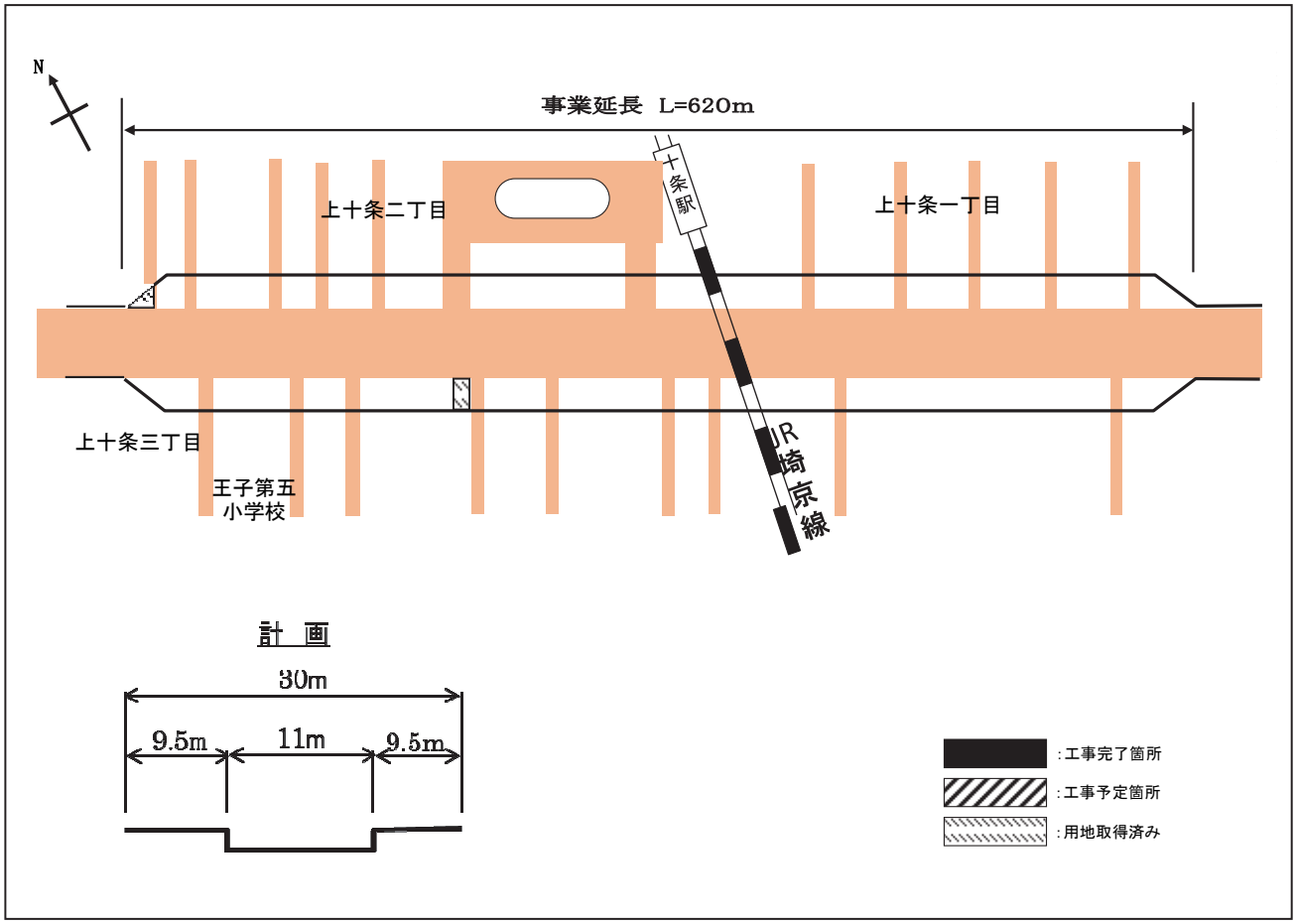

(11) 補助第 86 号線（赤羽南）

本路線は、板橋区東新町一丁目から北区志茂一丁目に至る延長 5.9 ㎞の補助線街路として都市計画決定されている。このうち、北区赤羽南一丁目地内の延長 300ｍを事業中である。

この整備により、地域交通の円滑化が図られ、歩行者等の安全性、利便性が向上するとともに、延焼遮断帯の形成、避難路としての機能強化により地域の防災性向上などの効果が期待されている。

事業認可　　平成 28 年 3 月 15 日
事業区間　　北区赤羽南一丁目地内
　　延長　300ｍ　計画幅員 20～23ｍ　（現況幅員約 10ｍ）
事業進捗率　23%（用地　約 17%　工事　2%）
　　（令和５年４月１日現在）
本年度事業　用地取得を推進する。

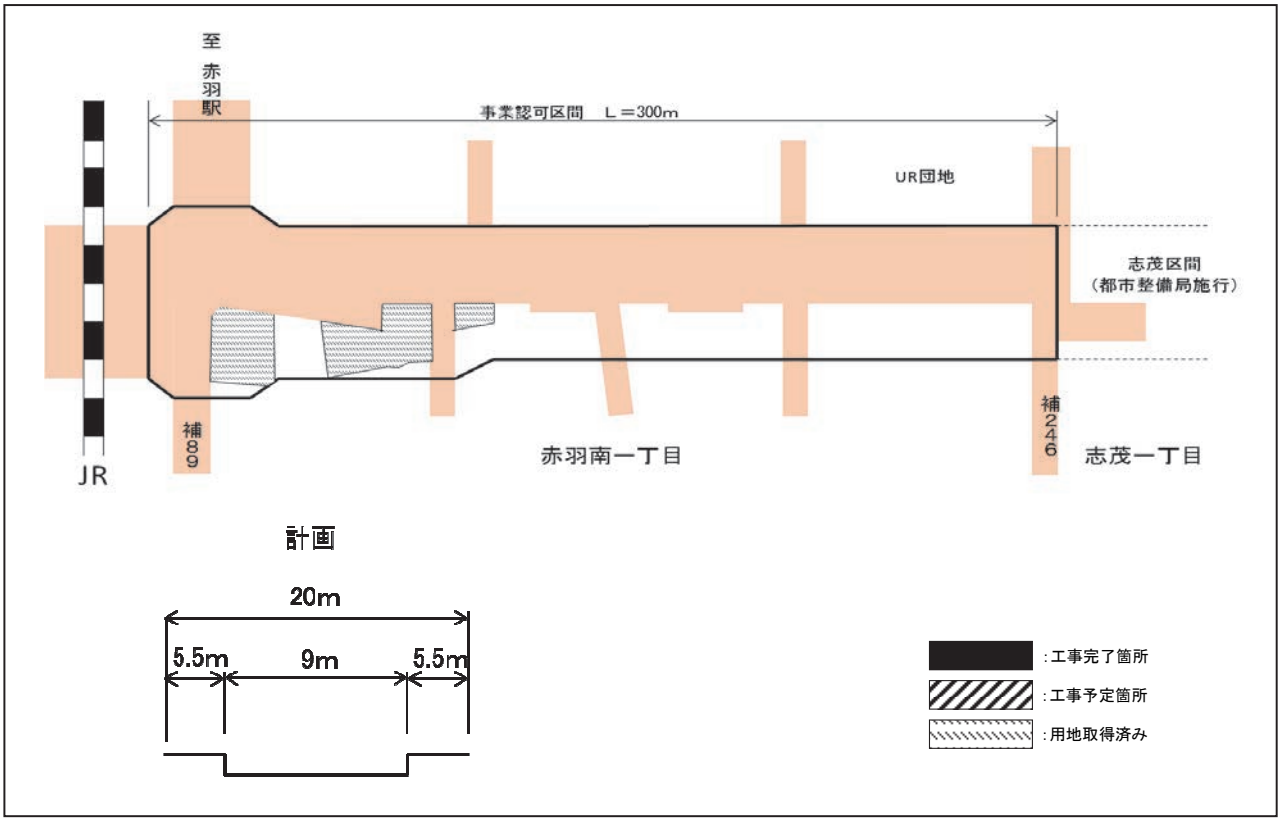

(12) 補助第 88 号線（豊島）

本路線は、北区王子一丁目から同区豊島六丁目に至る延長 1.6 ㎞の補助線街路として都市計画決定されている。このうち、北区豊島二丁目から豊島五丁目までの延長 780ｍを事業中である。

当該区間は、北区豊島五丁目団地（大規模集合住宅）、足立区宮城・江北地域等とＪＲ京浜東北線王子駅を結ぶ主要なバス路線のルートとなっている。

この整備により地域の幹線道路として大型バスをはじめ地域交通の円滑化、歩行者等の安全性、利便性の向上の効果が期待されている。

事業認可　　平成 14 年５月 15 日
事業区間　　北区豊島二丁目～豊島六丁目（補 85～補 93）
　　延長　780m　計画幅員 20m
　　（現況幅員 約 11m）
事業進捗率　約 93%（用地　100%　工事　約 68%）
　　（令和５年４月１日現在）
本年度事業　街路築造工事及び電線共同溝設置工事を行う。

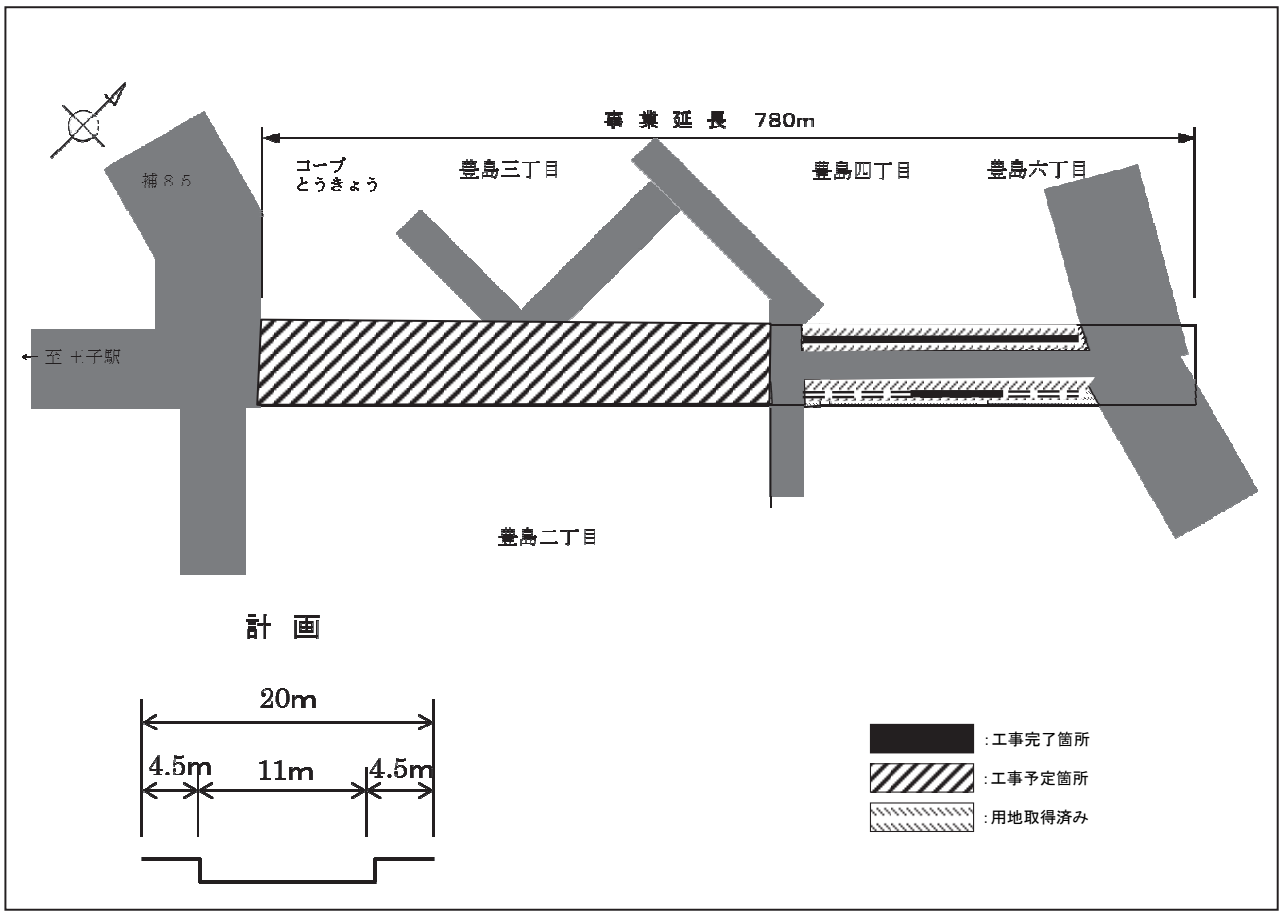

(13) 補助第 90 号線（西尾久）

本路線は、荒川区荒川一丁目から北区堀船三丁目に至る延長 4.3 ㎞の補助線街路として都市計画決定されている。このうち、荒川区西尾久三～七丁目地内の延長 360ｍを事業中である。

当該区間には都電荒川線が敷設、運行されており、この都電荒川線の移設に合わせ一体的に整備する必要がある。

この整備により、地域交通の円滑化、歩行者等の安全性、利便性の向上等の効果が期待されている。

事業認可　　平成８年８月 22 日
事業区間　　荒川区西尾久三～七丁目　（補 93～荒川遊園前）
　　延長 360ｍ　計画幅員 25ｍ
　　（現況幅員　約 16～17ｍ）
事業進捗率　約 99％（用地　100％　工事　約 99％）
　　（令和５年４月１日現在）
本年度事業　街路築造工事を行う。

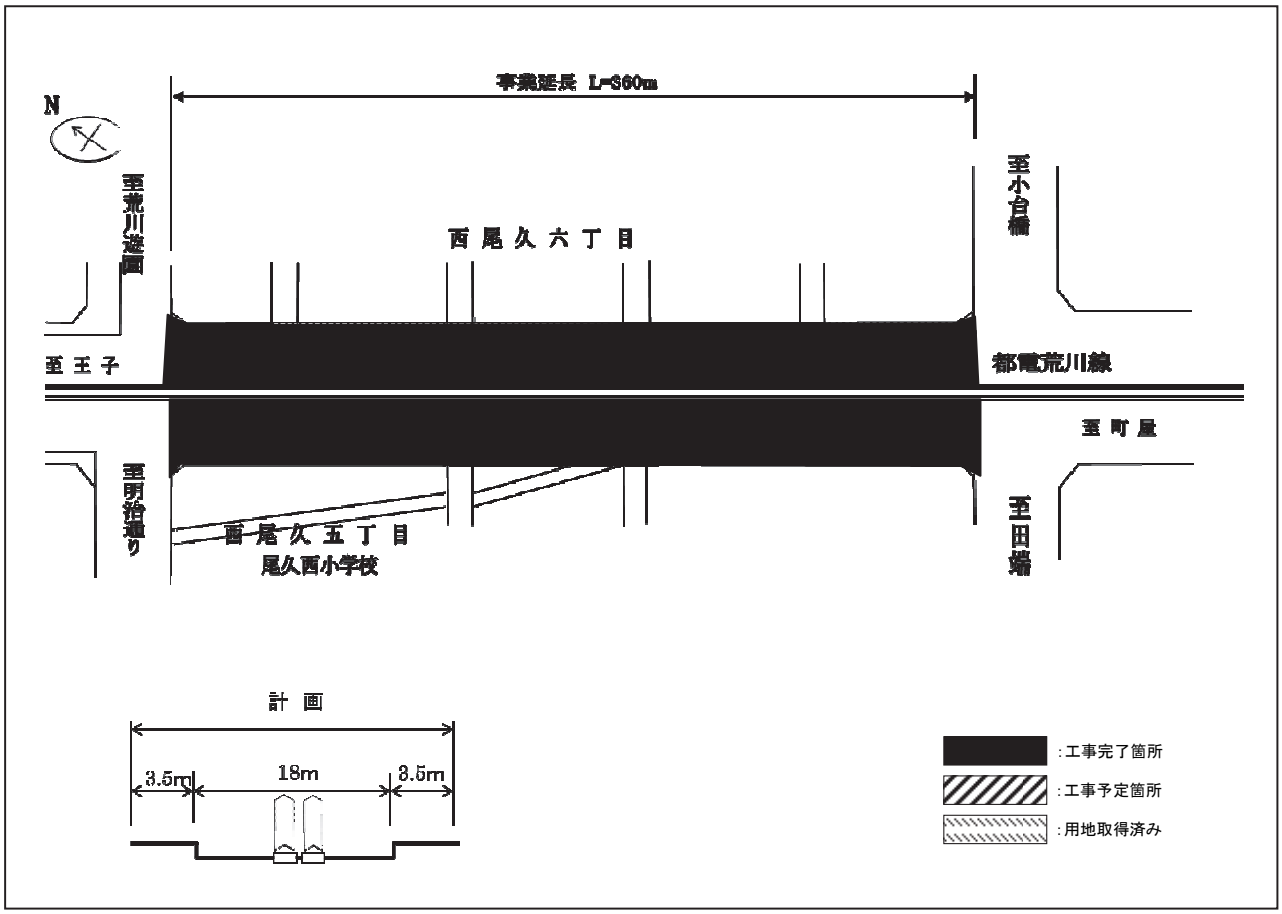

(14) 補助第 90 号線（梶原）

本路線は、荒川区荒川一丁目から北区堀船三丁目に至る延長 4.3 ㎞の補助線街路として都市計画決定されている。このうち、荒川区西尾久五丁目から北区堀船三丁目までの延長 900ｍを事業中であり、当該区間内を都電荒川線が運行している。

この整備により明治通りへのアクセス性向上など、地域交通の円滑化とともに、歩行者等の安全性、利便性の向上等の効果が期待されている。

事業認可　　平成 28 年３月 15 日
事業区間　　荒川区西尾久五丁目～北区堀船三丁目
　　延長 900m　計画幅員 25～30m
　　（現況幅員は、都電荒川線を含む 21～24m）
事業進捗率　約 55%（用地　約 71%　工事約 2%）
　　（令和５年４月１日現在）
本年度事業　用地取得を推進する。

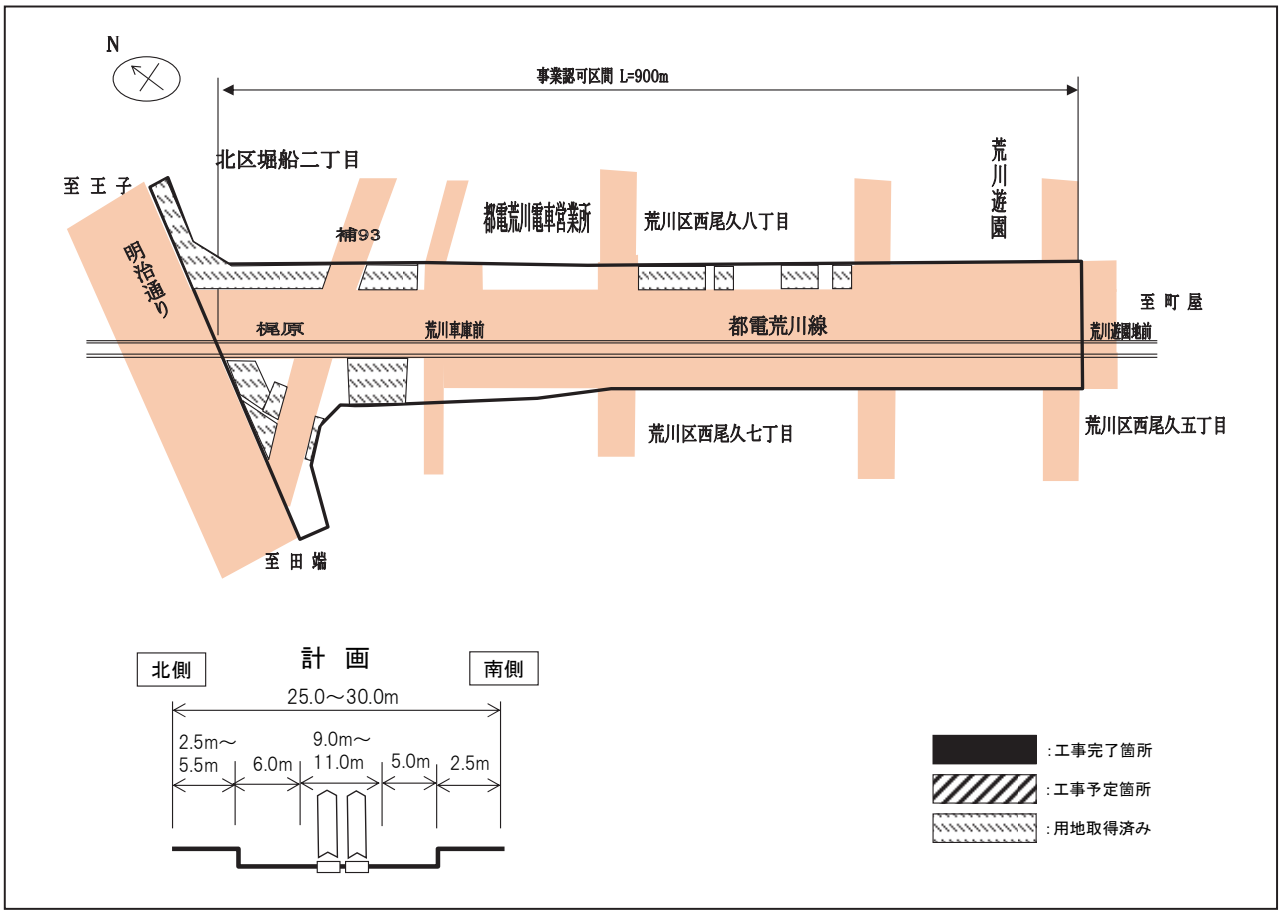

(15) 補助第 92 号線（中里）

本路線は、北区西ヶ原一丁目から荒川区西日暮里四丁目に至る延長 2.2 ㎞の補助線街路として都市計画決定されている。このうち、北区中里三丁目から同区田端五丁目の延長 160ｍの区間について、JR 山手線上空を横断する橋梁整備を含めて、事業中である。

この整備により、交通の転換による周辺道路の安全性向上、避難所へのルートが多重化されること等による防災性の向上、既に完成している前後区間と繋がることによる周辺地域の利便性向上等の効果が期待されている。

事業認可　　令和 3 年 3 月 5 日
事業区間　　北区中里三丁目～同区田端六丁目
　　延長 160m　計画幅員 20m～22m
事業進捗率　約 0%（用地　約 0%　工事　約 1%）
　　（令和５年４月１日現在）
本年度事業　橋梁の設計等を進める。

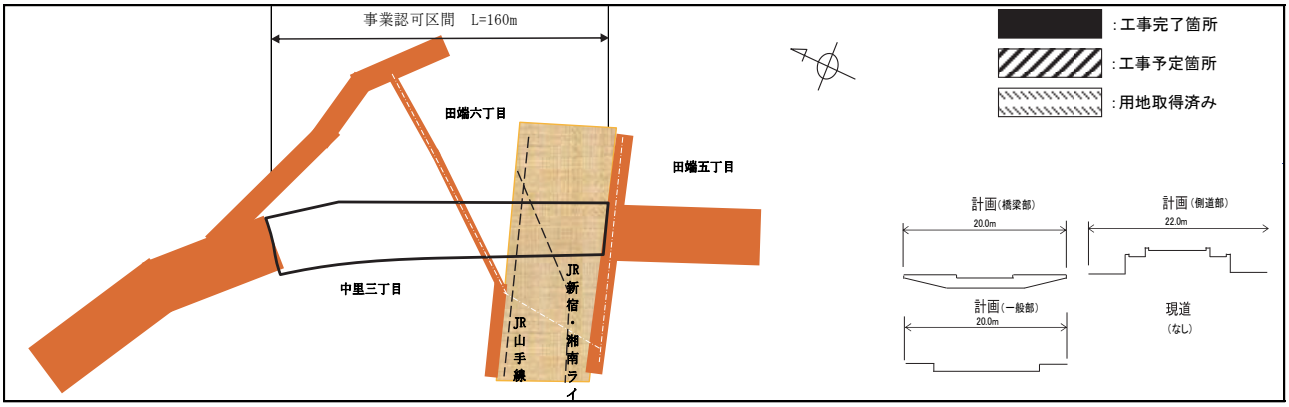

(16) 補助第 94 号線（不忍通り）

本路線は、千代田区有楽町二丁目から文京区千駄木三丁目に至る延長 6.6 kmの補助線街路として都市計画決定されている。このうち、台東区池之端二丁目から文京区千駄木二丁目までの延長 845mを事業中である。

なお、台東区池之端二丁目から文京区根津一丁目交差点までの延長 370mについて平成 19 年度に完成しており、残る文京区根津一丁目から同区千駄木二丁目までの延長 475mで事業を進めている。この整備により歩行者、自転車等の安全性、利便性の向上、交通の円滑化などの効果が期待されている。

事業認可　　平成６年７月 25 日
事業区間　　台東区池之端二丁目～文京区千駄木二丁目
　　延長 845m　計画幅員 20、22m
　　（現況幅員　約 16m）
事業進捗率　約 92%（用地　約 97%　工事　約 68%）
　　（令和５年４月１日現在）
本年度事業　用地取得を推進する。

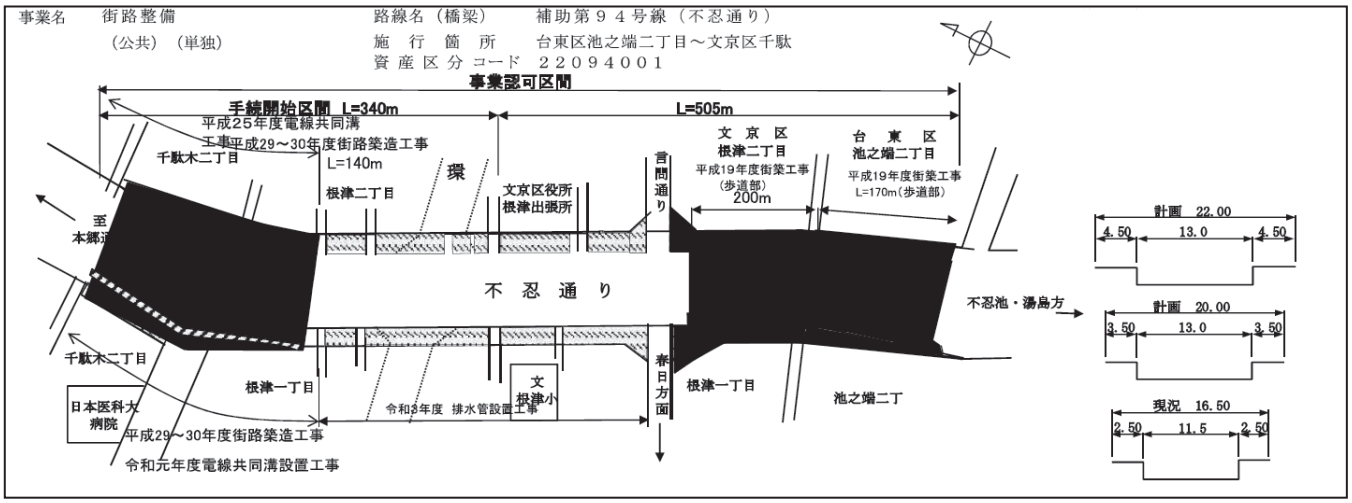

(17) 補助第１０９号線（神明南）

本路線は、台東区浅草七丁目から足立区神明三丁目に至る延長約 10 ㎞の補助線街路として都市計画決定されている。このうち、足立区北加平町から同区神明一丁目の延長 1210ｍを事業中である。

本路線の整備により、狭い現道が拡幅され交通の安全性が向上するとともに、焼遮断帯の形成等による地域の防災性向上、周辺道路の混雑緩和や広域的な都道である川の手通りへの接続による地域の利便性向上等の効果が期待されている。

事業認可　　令和３年６月 21 日
事業区間　　足立区北加平町～同区神明一丁目
　　延長 1210m
　　計画幅員 15m（現況幅員 約 6m）
事業進捗率　約 0%（用地　3%　工事　0%）
　　（令和５年４月１日現在）
本年度事業　用地取得に向けた準備を進めていく。

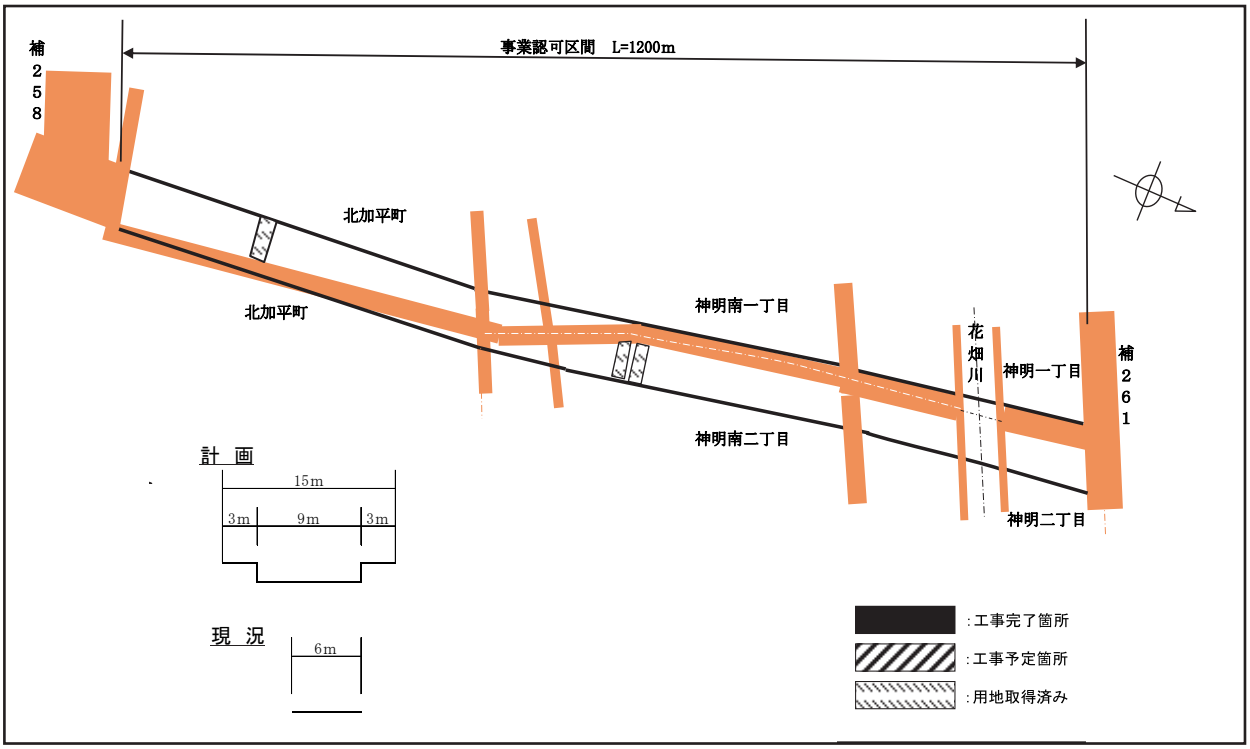

(18) 補助第 118 号線（小台）

本路線は、足立区小台一丁目から足立区柳原二丁目に至る延長 5.5 ㎞の補助線街路として都市計画決定されている。このうち、足立区小台一丁目地内の延長 825m を事業中である。

当該区間は、荒川右岸の狭隘な堤防脇道路で、沿道には工場が多いため大型車の交通量が多く歩行者・自転車の安全な通行の確保が望まれている。

この整備によって歩行者、自転車等の安全性、利便性の向上、交通の円滑化などの効果が期待されている。

なお、放射第 11 号線付近から西側の一部は国土交通省による荒川スーパー堤防整備区間である。

事業認可　　平成６年３月 10 日
　　平成 15 年１月 10 日（区間変更）
事業区間　　足立区小台一丁目（放 11～補 93）
　　延長 825m（うち 540m）
　　計画幅員 15m（現況幅員 約７m）
事業進捗率　約 91%（用地　100%　工事　約 43%）
　　（令和５年４月１日現在）
本年度事業　道路の設計等を行う。

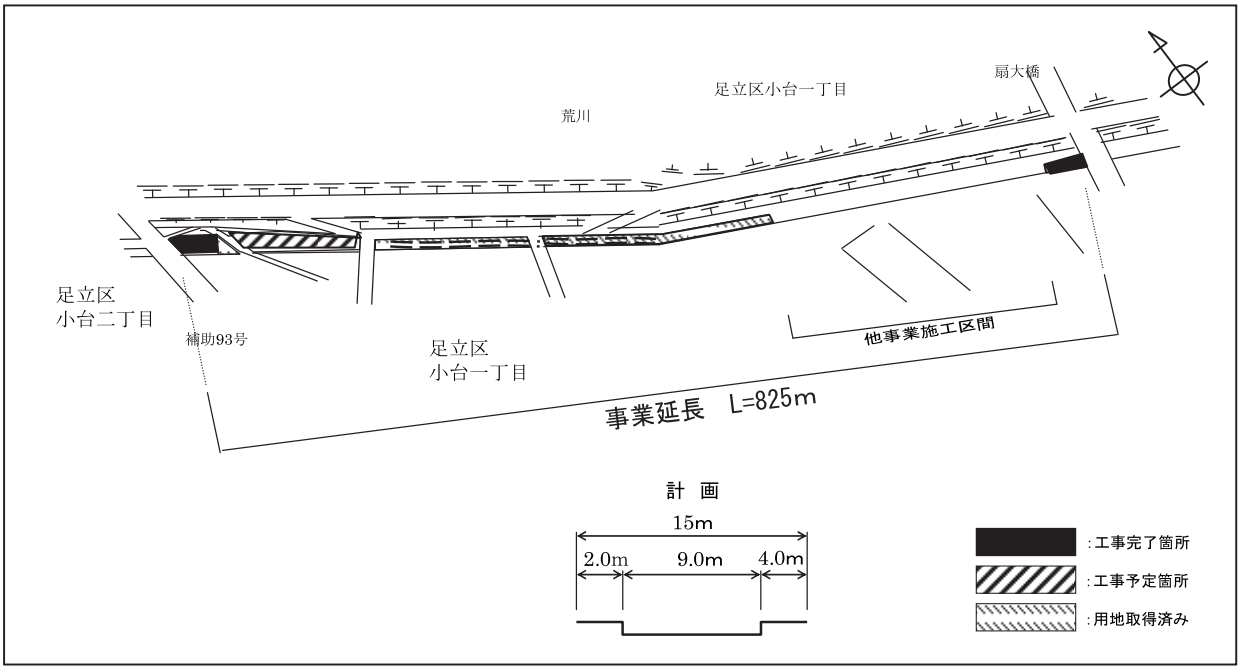

(19) 補助第 136 号線（扇・本木・関原・梅田その２）

本路線は、足立区扇一丁目から葛飾区新宿二丁目に至る延長 8.1 ㎞の補助線街路として都市計画決定されている。

本路線は、環七通りと並行し、東西を結ぶ道路であり、放射第 11 号線（尾久橋通り）、補助第 100 号線（尾竹橋通り）、放射第 12 号線（日光街道）、補助第 109 号線等の主要な南北方向の道路と交差する骨格幹線道路である。

放射第 12 号線の東側は概成区間となっており、放射第 11 号線の西側の補助第 91 号線は、江北橋までの区間が平成 16 年度に開通している。また、放射第 11 号線～放射第 12 号線間の住宅密集地を貫く未整備区間約３㎞のうち、放射第 12 号線の西側 420m（梅田その１地区）は平成 16 年度に完成している。

現在、足立区扇三丁目から同区梅田三丁目までの 2,530mについて、４地区（扇地区：620m・本木地区：840m・関原地区：490m・梅田その２地区：580m）に分け、計画幅員 20mの道路整備を進めている。

この整備により延焼遮断機能、緊急車両の通行路、避難路の確保、消防困難地域の解消などによる防災性の強化、地域交通の円滑化、歩行者等の安全性、利便性の向上などの効果が期待されている。

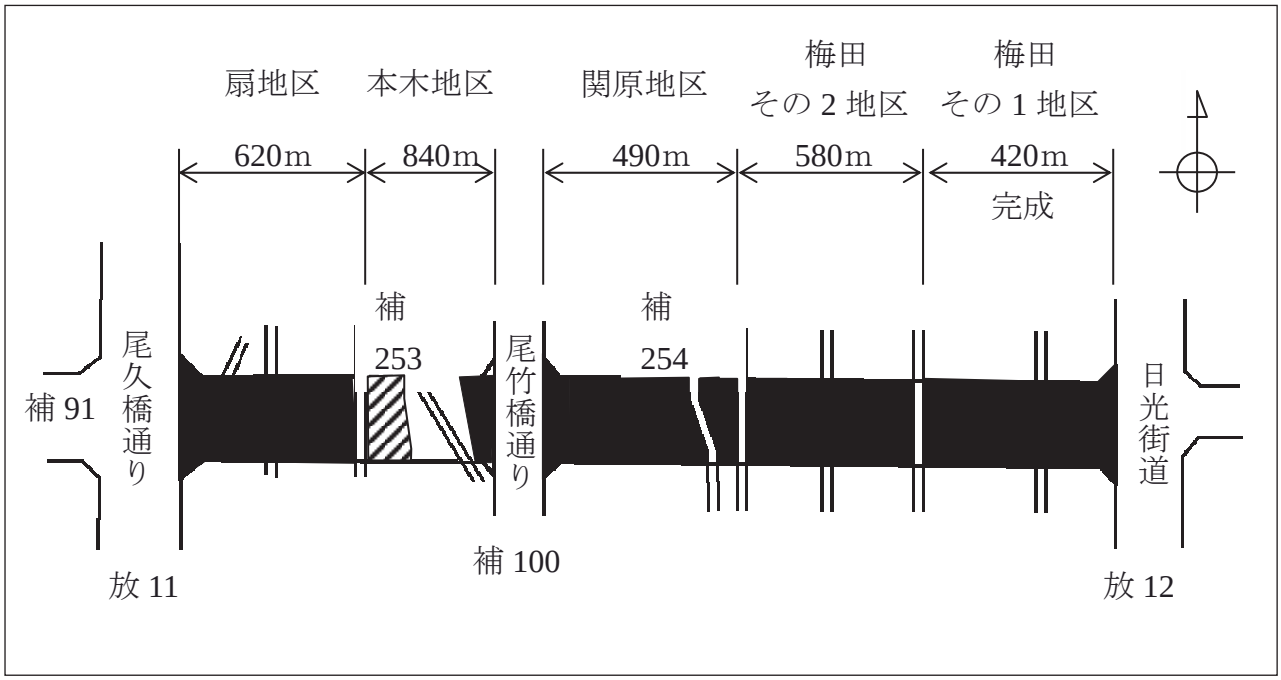

①扇地区

事業認可　　平成 12 年 12 月 28 日

事業区間　　足立区扇三丁目～扇一丁目（放 11～区道）

延長 620m　計画幅員 20m

（現況　現道無）

事業進捗率　約 98%（用地　100%　工事　約 89%）（暫定開放）

（令和５年４月１日現在）

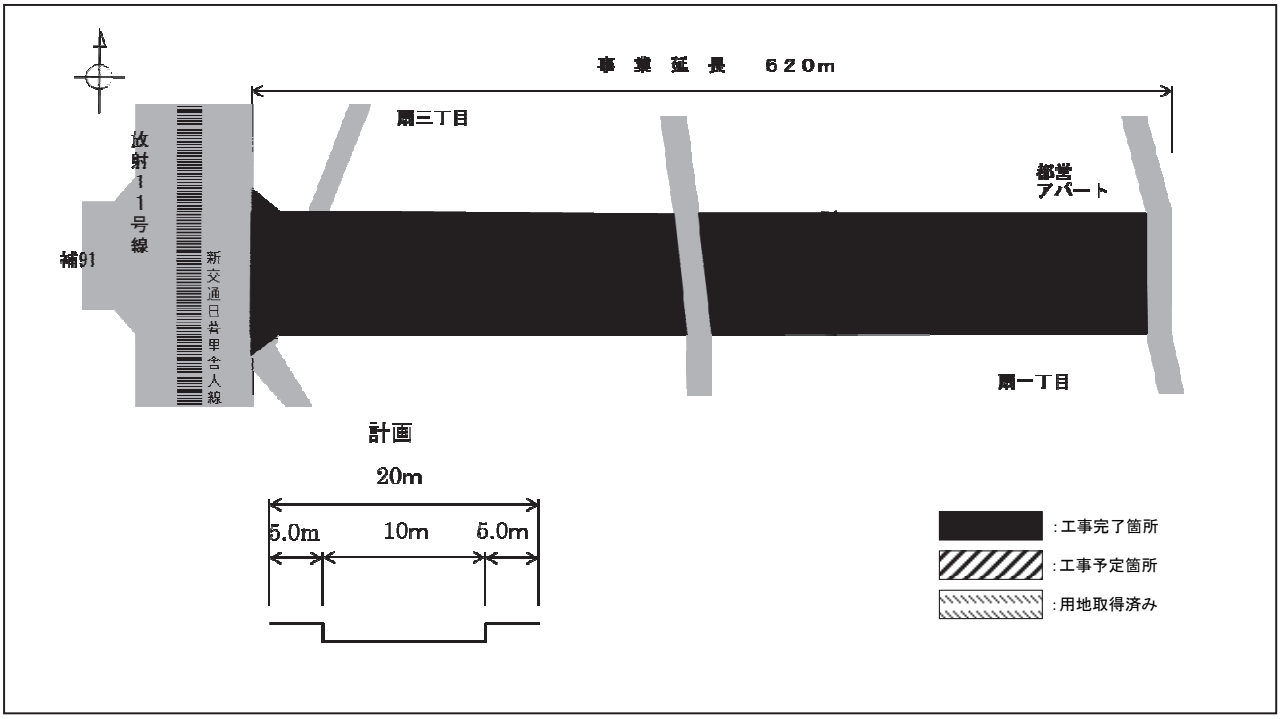

②本木地区（特定整備路線）

事業認可　　平成 14 年 3 月 27 日

事業区間　　足立区扇一丁目～本木一丁目

（区道～補 100）

延長 840m　計画幅員 20m

（現況　現道無）

事業進捗率　約 88%（用地　約 98%　工事　約 38%）

（令和５年４月１日現在）

本年度事業　用地取得を進めるとともに、電線共同溝設置工事及び街路築造工事を行う。

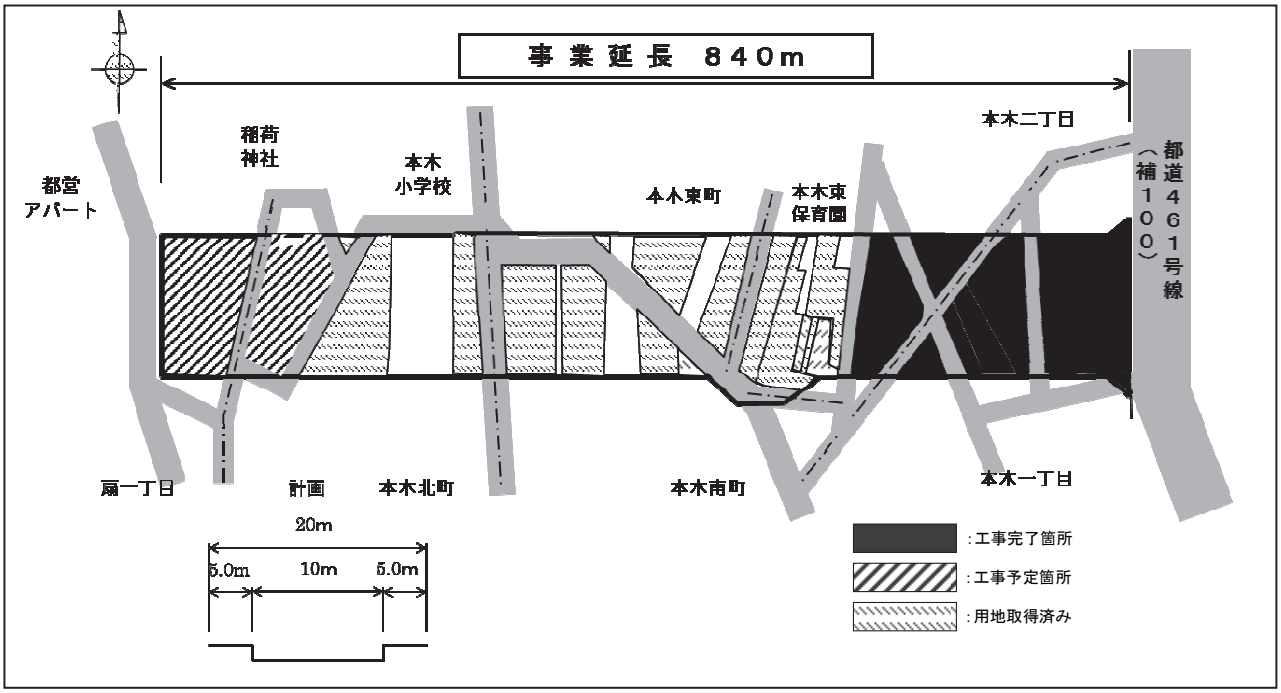

③関原地区（特定整備路線）

事業認可　　平成３年 12 月 21 日

事業区間　　足立区関原一丁目～梅田四丁目

（補 100～補 254 付近）

延長 490m　計画幅員 20m

（現況　現道無）

事業進捗率　約 98%（用地　約 99%　工事　約 89%）（交通開放）

（令和５年４月１日現在）

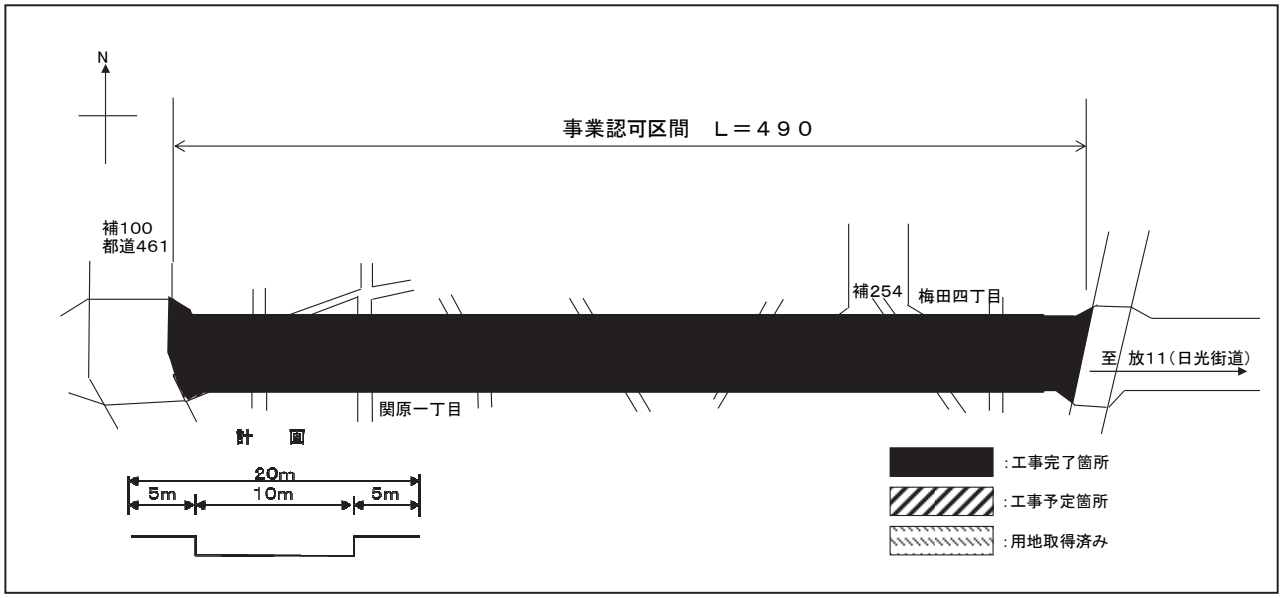

④梅田その２地区（特定整備路線）

事業認可　　平成 12 年３月 27 日

事業区間　　足立区梅田四丁目～梅田三丁目

（補 254 付近～区道）

延長 580m　計画幅員 20m

（現況　現道無）

事業進捗率　約 98%（用地　約 99%　工事　約 90%）（交通開放）

（令和５年４月１日現在）

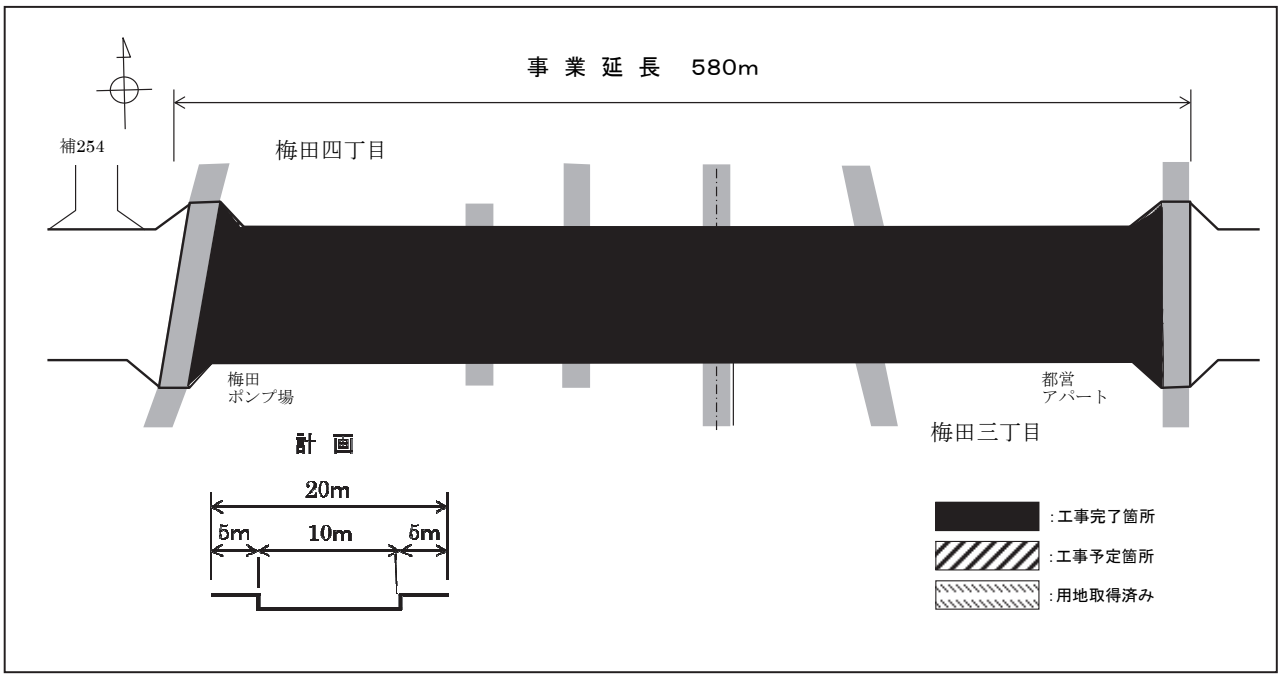

(20) 補助第 138 号線（中央本町）

本路線は、足立区江北二丁目から葛飾区東金町二丁目に至る延長 10.3 ㎞の補助線街路として都市計画決定されている。

本事業区間は、狭隘な道路が交錯し、一方通行路も多く、歩行者や自転車の安全な通行や緊急車両の通行路として防災性の向上も求められている。

本区間と接続する両側区間は、既成区間として出来上がっており、本区間の整備により、地域交通の円滑化、歩行者等の安全性の向上や延焼遮断帯としての機能による防災性の向上などの効果が期待されている。

事業認可　　平成 23 年 10 月 24 日
事業区間　　足立区中央本町一丁目～青井二丁目
　　延長 700m　計画幅員 15m
事業進捗率　約 72%（用地　約 69%　工事　約 23%）
　　（令和５年４月１日現在）
本年度事業　用地取得を推進するとともに、排水管工事を行う。

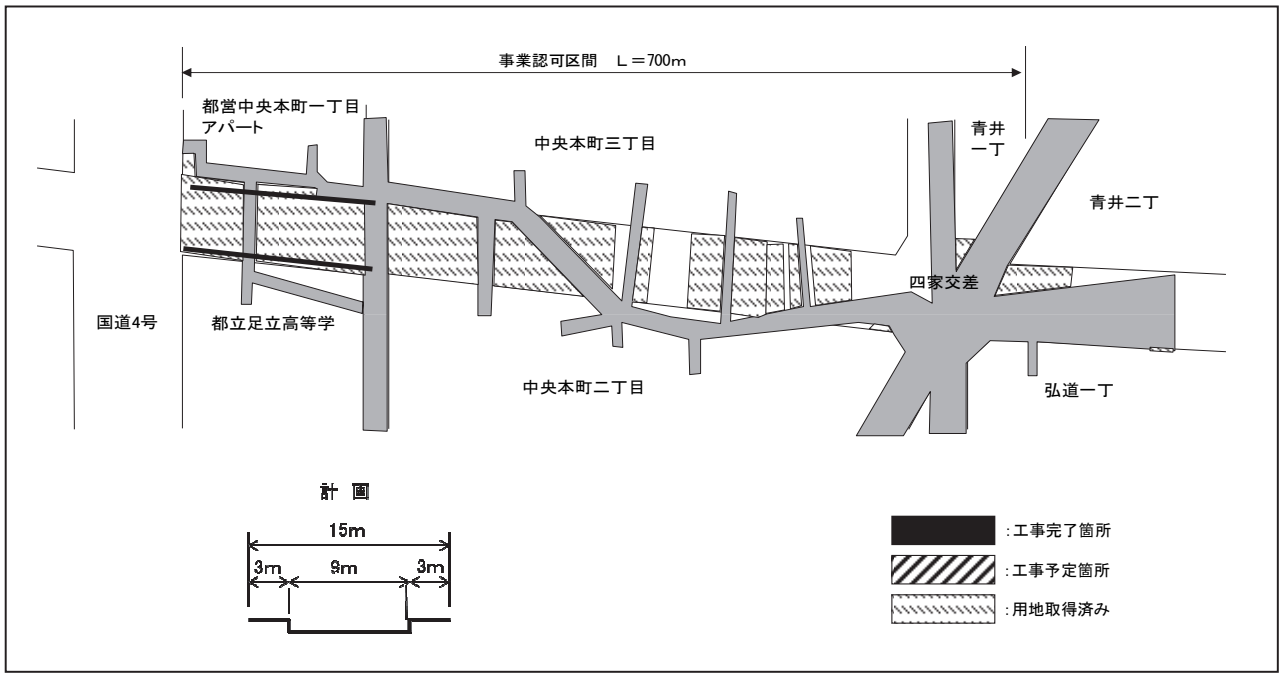

(21) 補助 138 号線（綾瀬新橋）

本路線は、足立区江北二丁目から葛飾区東金町二丁目に至る延長 10.3km の補助線街路として都市計画決定されている。

本事業区間は、綾瀬川を東西に横断しており、道路の拡幅に伴い、綾瀬新橋の架け替えを行う。また、護岸の改修を行い、現在設置されている陸閘を撤去する。

本区間の整備により、地域交通の円滑化、歩行者等の安全性の向上や防災性の向上などの効果が期待されている。

事業認可　　平成 25 年２月 15 日
事業区間　　足立区青井三丁目～綾瀬五丁目
　　延長　290m　計画幅員　15m
事業進捗率　約 43%（用地　約 99%　工事　7%）
　　（令和５年４月１日現在）
本年度事業　用地取得を推進するとともに、護岸耐震補強工事及び仮橋設置のための地盤改良工事を行う。

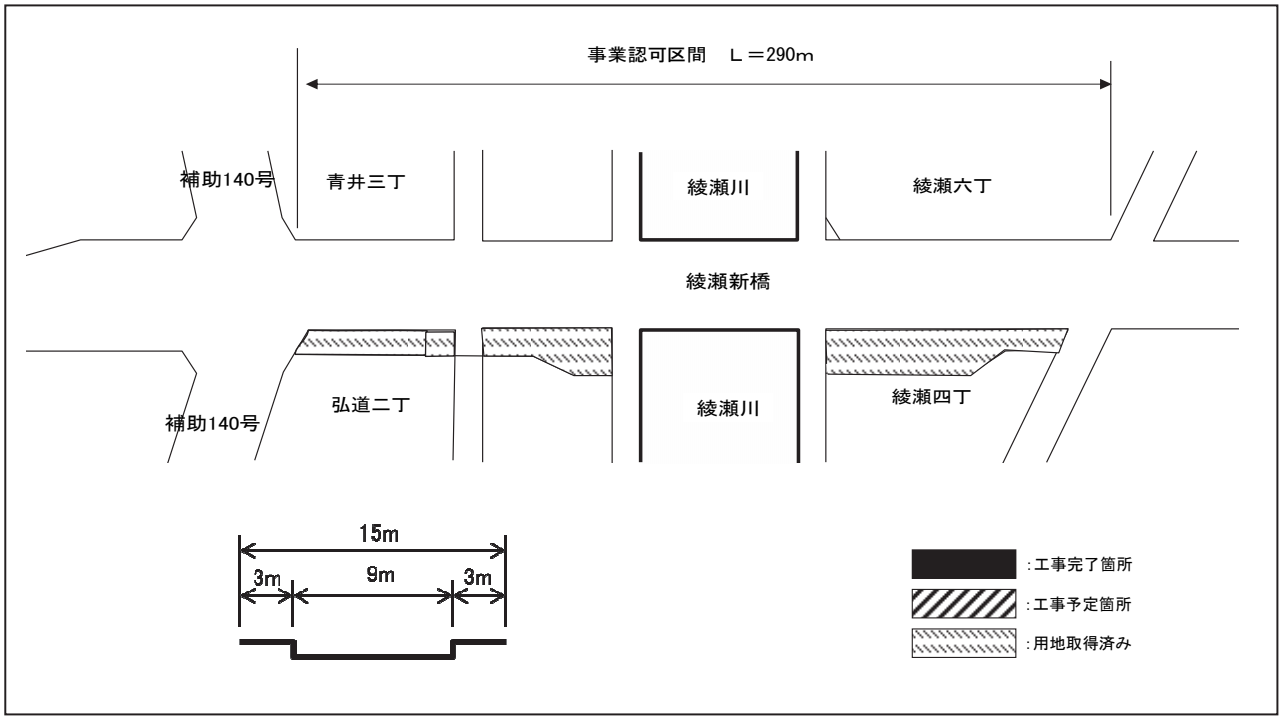

(22) 補助第 245 号線（桐ヶ丘）

本路線は、北区赤羽西六丁目から板橋区小豆沢四丁目に至る延長 1.3 ㎞の補助線街路として都市計画決定されている。

当該計画区間は、都営桐ヶ丘団地整備の一環として都市整備局（旧住宅局）が事業に着手し、その後、街路事業として建設局に引き継いだものである。

この計画道路の都市整備局所管事業予定地には長期に渡る不法占拠物件があったが、その不法占拠されていた事業予定地について、平成 26 年度に関係者との協議・調整が整ったので平成 27 年度から工事に再着手している。

事業認可　　昭和 60 年 12 月 11 日

事業区間　　北区桐ヶ丘一丁目～板橋区小豆沢一丁目
（志村二中付近～補 85）
延長 400m　計画幅員 20m

事業進捗率　約 99%（用地　約 85%　工事　約 93%）
（令和５年４月１日現在）

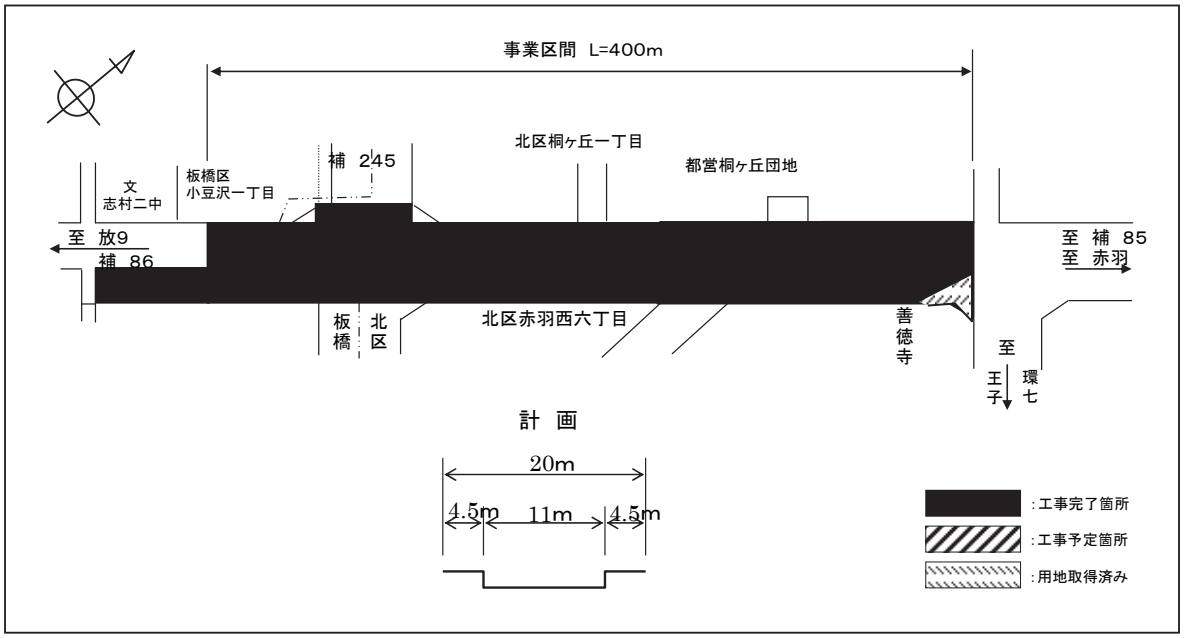

(23) 補助第 261 号線（古千谷）

本路線は、足立区入谷七丁目から葛飾区南水元一丁目に至る延長 10.6 ㎞の補助線街路として都市計画決定されている。

当該計画路線は、放 11（尾久橋通り）、放 12（国道４号）をはじめ、多くの南北方向の都市計画道路と交差する東西方向の地域の幹線街路であり、東武伊勢崎線から足立区南花畑三丁目及び同区六木三丁目付近が区画整理事業により完成している。また、足立区神明一丁目（内匠橋）付近は、平成 21 年度に完成している。

現在、足立区古千谷～同区伊興二丁目の延長 1,040ｍの区間について、事業中である。

この整備により地域交通の円滑化、歩行者等の安全性、利便性の向上などの効果が期待されている。

事業認可　　平成 12 年 12 月 27 日
事業区間　　足立区古千谷一丁目～同区伊興二丁目
（放 11～伊興小）延長 1,040ｍ
計画幅員 15、16ｍ（現況は概ね９ｍ）
事業進捗率　約 93%（用地　約 100%　工事　約 90%）
（令和５年４月１日現在）
本年度事業　道路の設計等を行う。

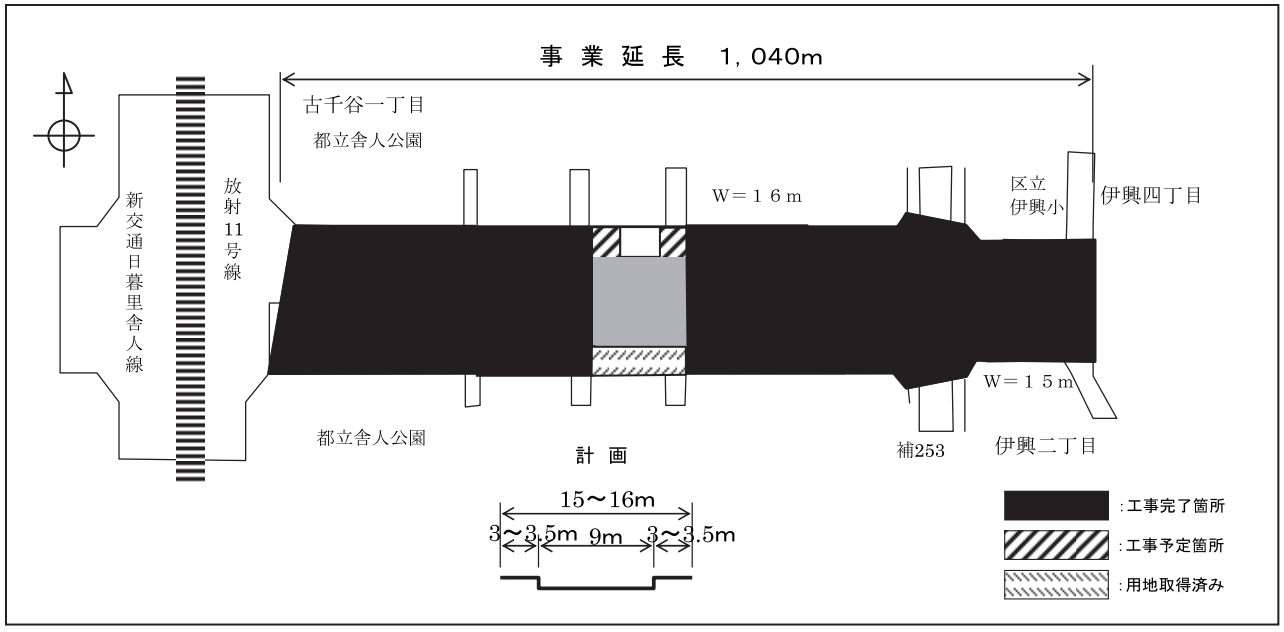

(24) 補助第 261 号線（神明）

本路線は、足立区入谷七丁目から葛飾区南水元一丁目に至る延長 10.6 kmの補助線街路として都市計画決定されている。このうち、足立区神明二丁目から同区六木三丁目までの延長 720 mを事業中である。

この整備により、地域交通の円滑化が図られ、歩行者等の安全性、利便性が向上するとともに、延焼遮断帯の形成、避難路としての機能強化により地域の防災性向上などの効果が期待されている。

事業認可　　平成 28 年２月 22 日
事業区間　　足立区神明二丁目～同区六木三丁目
　　延長 720m　計画幅員 16m（現況幅員 約８m）
事業進捗率　約 76%（用地　約 84%　工事　３%）
　　（令和５年４月１日現在）
本年度事業　用地取得を推進する。

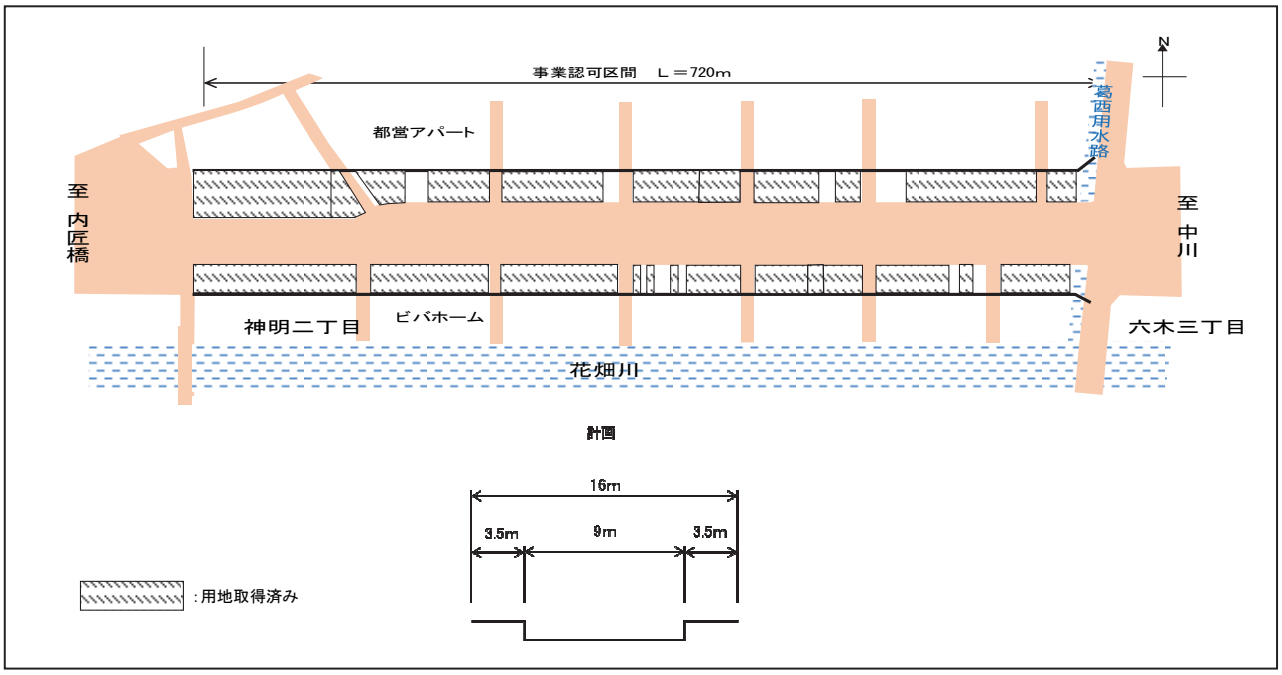

(25) 補助第 261 号線（伊興）

本路線は、足立区入谷七丁目から葛飾区南水元一丁目に至る延長 10.6 ㎞の補助線街路として都市計画決定されている。このうち、足立区伊興四丁目から同区竹の塚六丁目までの延長 910ｍを事業中である。

この整備により、交通の円滑化や歩行者等の安全性、快適性が向上するとともに、延焼遮断帯の形成、避難路としての機能強化により地域の防災性向上などの効果が期待されている。

また、東武伊勢崎線連続立体交差事業と合わせて整備することにより、地域の一体化や快適なまちづくりにも寄与することが期待されている。

事業認可　　平成 29 年２月 22 日
事業区間　　足立区伊興四丁目～竹の塚六丁目
　　延長 910m　計画幅員 15～22m
事業進捗率　約 46%（用地　約 48%　工事　1%）
　　（令和５年４月１日現在）
本年度事業　用地取得を推進する。

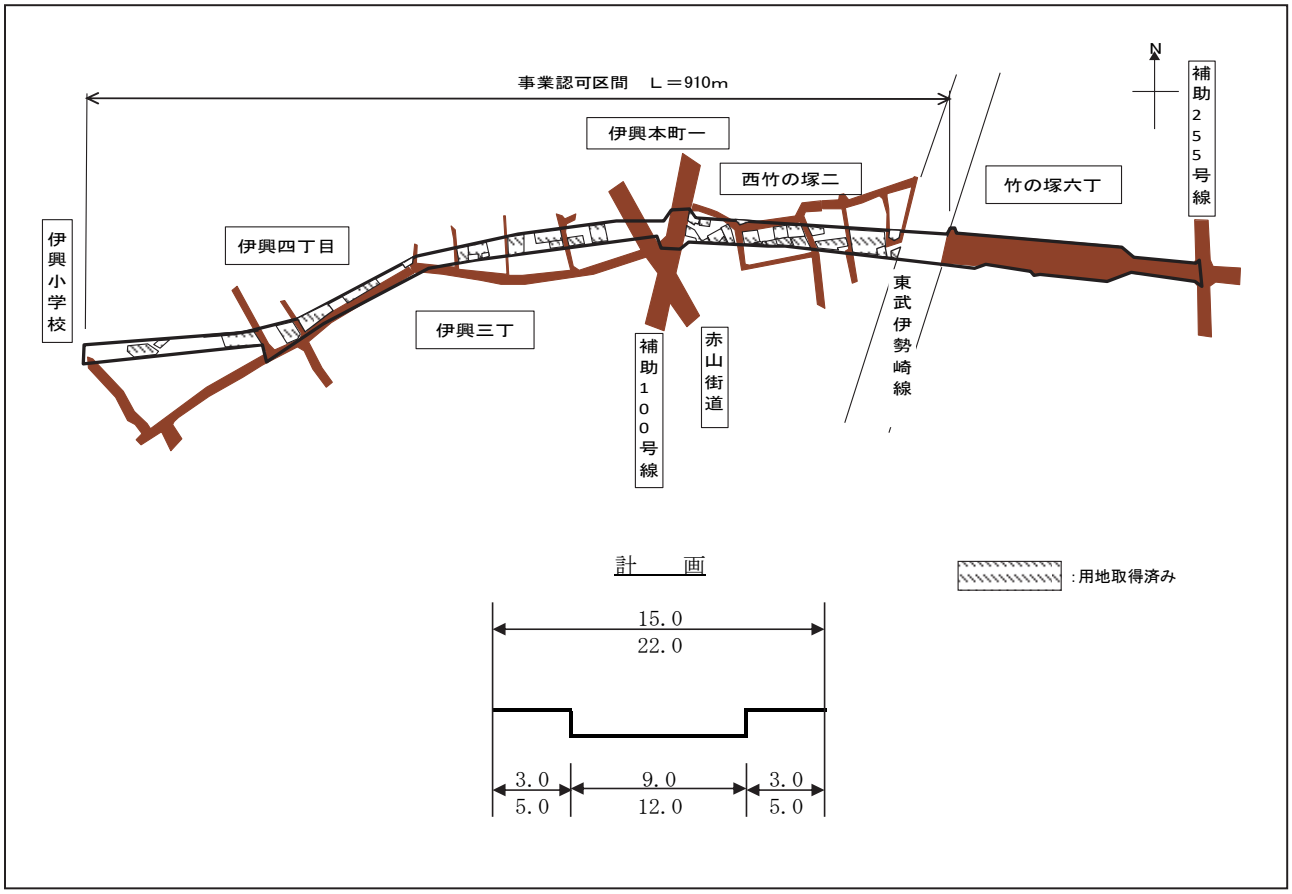

２．特定整備路線の整備

東京都は、震災時に特に甚大な被害が想定される木密地域（整備地域）を対象に、燃え広がらない・燃えないまちにすることを目指し、市街地の不燃化を促進するとともに、延焼遮断や避難、救援など防災性の向上に資する都施行の都市計画道路（特定整備路線）２８区間、約２５km の整備を進めている。特定整備路線のうち、第六建設事務所は６区間（９箇所）・約６ｋｍを所管し、令和２年度末には補助１３６号線（関原、梅田その２）を交通開放した。

特定整備路線の整備にあたっては、民間事業者を活用した相談窓口を設置し、移転先情報の提供、建物の建替えプランの提案、税金や権利関係の相談など、関係権利者への生活再建支援を行いながら用地取得を進めるとともに、順次工事を実施し、令和７年度までの全線整備に向けて事業を推進している。

（１）補助 73 号線（上十条）

本路線は、新宿区西新宿七丁目から北区赤羽台三丁目に至る延長 10.8 ㎞の補助線街路として都市計画決定されている。このうち、北区上十条二丁目地内の延長 335ｍを事業中であり、十条駅西口地区市街地再開発事業（補助 73 号線整備延長 90ｍ）、補助 73 号線（十条仲原）整備事業（延長 560ｍ）と接続する特定整備路線である。

この整備により、木造住宅密集地域の整備地域である「十条・赤羽西地域」において、延焼遮断機能、安全な避難路の確保など地域の防災機能の強化や地域交通の円滑化、歩行者等の安全性、利便性の向上等の効果が期待されている。

事業認可　　平成 27 年２月 24 日
事業区間　　北区上十条二丁目（東京家政大付近～補助 85 号線）
　　延長 335ｍ　計画幅員 20ｍ　（現況現道なし）
事業進捗率　約 27％（用地　約 19％　工事　6％）
　　（令和５年４月１日現在）
本年度事業　用地取得を推進する。

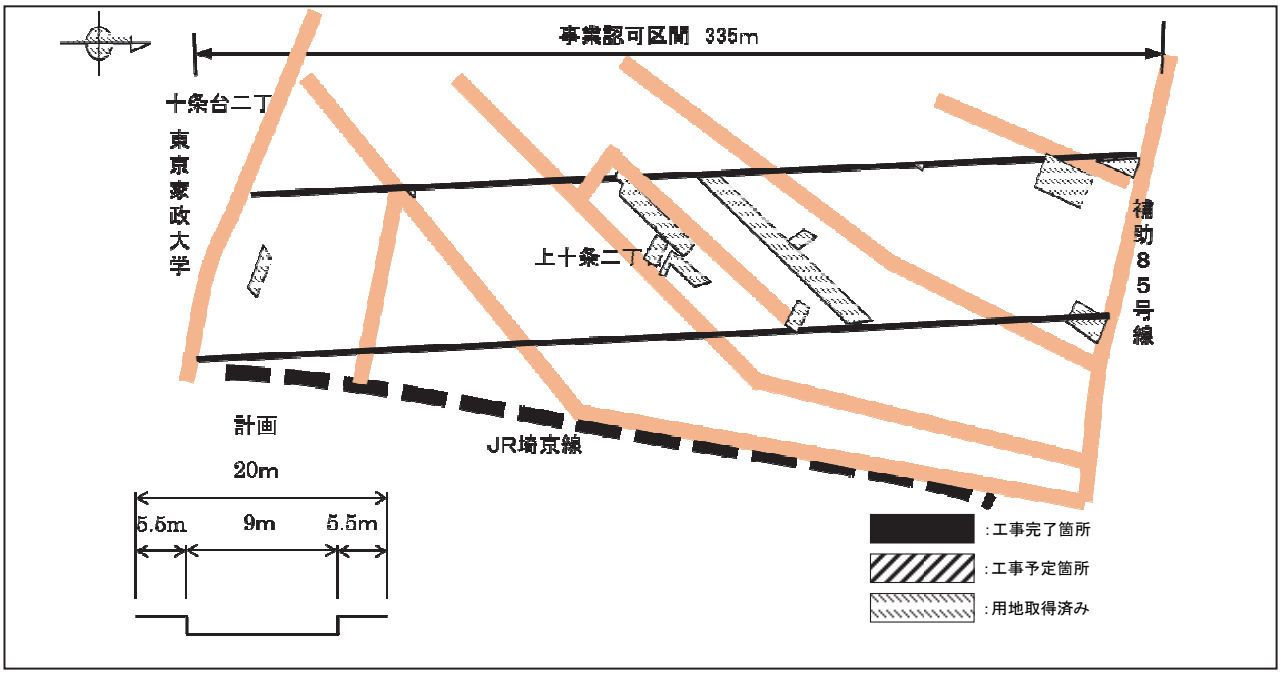

（２）補助 73 号線（十条仲原）

本路線は、新宿区西新宿七丁目から北区赤羽台三丁目に至る延長 10.8 ㎞の補助線街路として都市計画決定されている。このうち、北区上十条二丁目～同区十条仲原二丁目までの延長 560ｍを事業中であり、十条駅西口地区市街地再開発事業（補助 73 号線整備延長 90ｍ）、補助 73 号線（上十条）整備事業（延長 335ｍ）と接続する特定整備路線である。

この整備により、木造住宅密集地域の整備地域である「十条・赤羽西地域」において、延焼遮断機能、安全な避難路の確保など地域の防災機能の強化や地域交通の円滑化、歩行者等の安全性、利便性の向上等の効果が期待されている。

事業認可　　平成 27 年２月 24 日
事業区間　　北区上十条二丁目～同区十条仲原二丁目（北区街７～環７）
（補助 85 号線～環状七号線　市街地再開発事業区間を除く）
延長 560ｍ　計画幅員 20ｍ　（現況現道なし）
事業進捗率　約 45％（用地　約 23％　工事　5％）
（令和５年４月１日現在）
本年度事業　用地取得を推進するとともに仮歩道整備工事を行う。

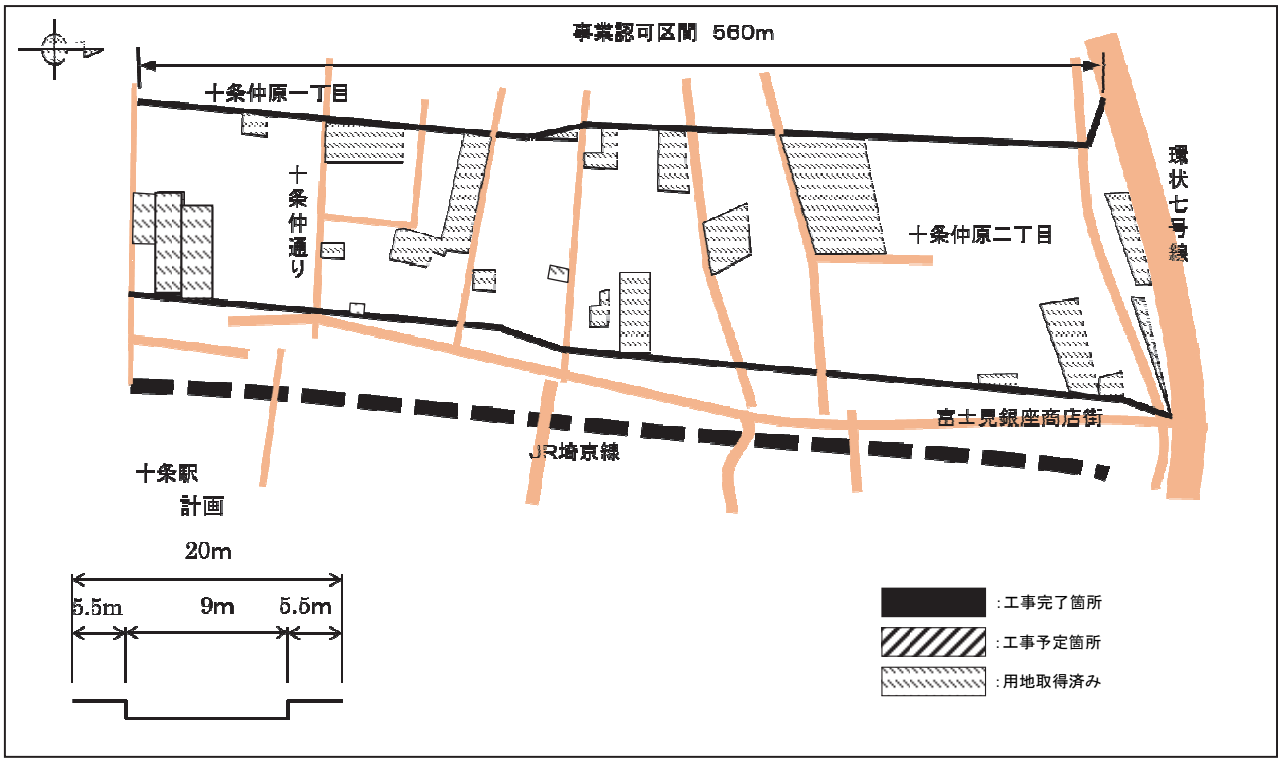

（３）補助 86 号線（赤羽西）

本路線は、板橋区東新町一丁目から北区志茂一丁目に至る延長 5.9 ㎞の補助線街路として都市計画決定されている。このうち、北区赤羽西五丁目～同区赤羽西一丁目までの延長 1,150m を事業中である。

この整備により、木造住宅密集地域の整備地域である「十条・赤羽西地域」の特定整備路線として、延焼遮断機能、安全な避難路の確保など地域の防災機能の強化や地域交通の円滑化、歩行者等の安全性、利便性の向上等の効果が期待されている。

事業認可　　平成 27 年２月 24 日
事業区間　　北区赤羽西五丁目～同区赤羽西一丁目（補 85～補 73）
　　延長 1,150m　計画幅員 20m　（現況現道一部　約９m）
事業進捗率　約 27%（用地　約 68%　工事　2%）
　　（令和５年４月１日現在）
本年度事業　用地取得を推進する。

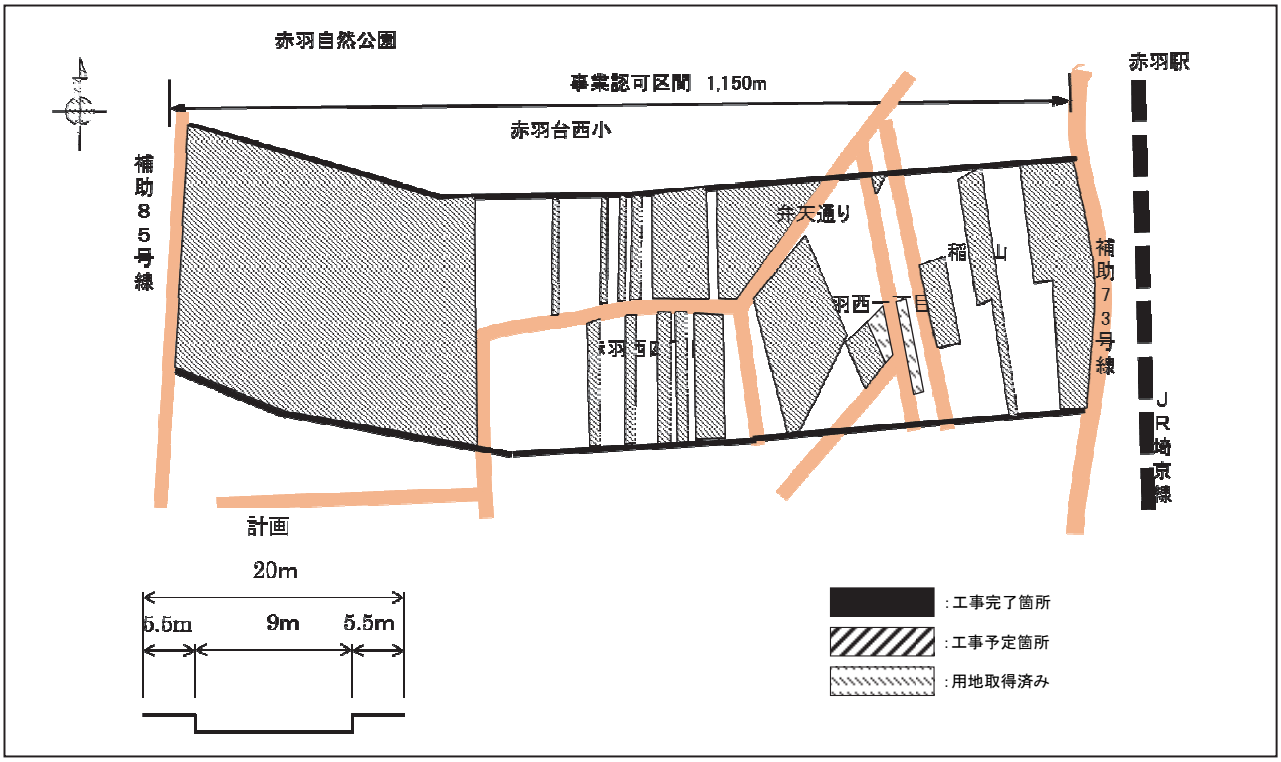

（４）補助 90 号線（荒川）

本路線は、荒川区荒川一丁目から北区船堀三丁目に至る延長 4.3 ㎞の補助線街路として都市計画決定されている。このうち、荒川区荒川一丁目から同区荒川七丁目までの延長 1,120ｍを事業中である。

この整備により、木造住宅密集地域の整備地域である「荒川地域」の特定整備路線として、延焼遮断機能、安全な避難路の確保など地域の防災機能の強化や地域交通の円滑化、歩行者等の安全性、利便性の向上等の効果が期待されている。

事業認可　　平成 27 年２月 24 日

事業区間　　荒川区荒川一丁目～同区荒川七丁目（環４～京成本線）
　　延長 1,120ｍ　計画幅員 25ｍ　（現況現道　約 11ｍ）

事業進捗率　　約 50%（用地　約 66%　工事　3%）
　　（令和５年４月１日現在）

本年度事業　用地取得を推進するとともに、排水管設置工事を行う。
　　（用地取得は、公益財団法人東京都道路整備保全公社が実施。）

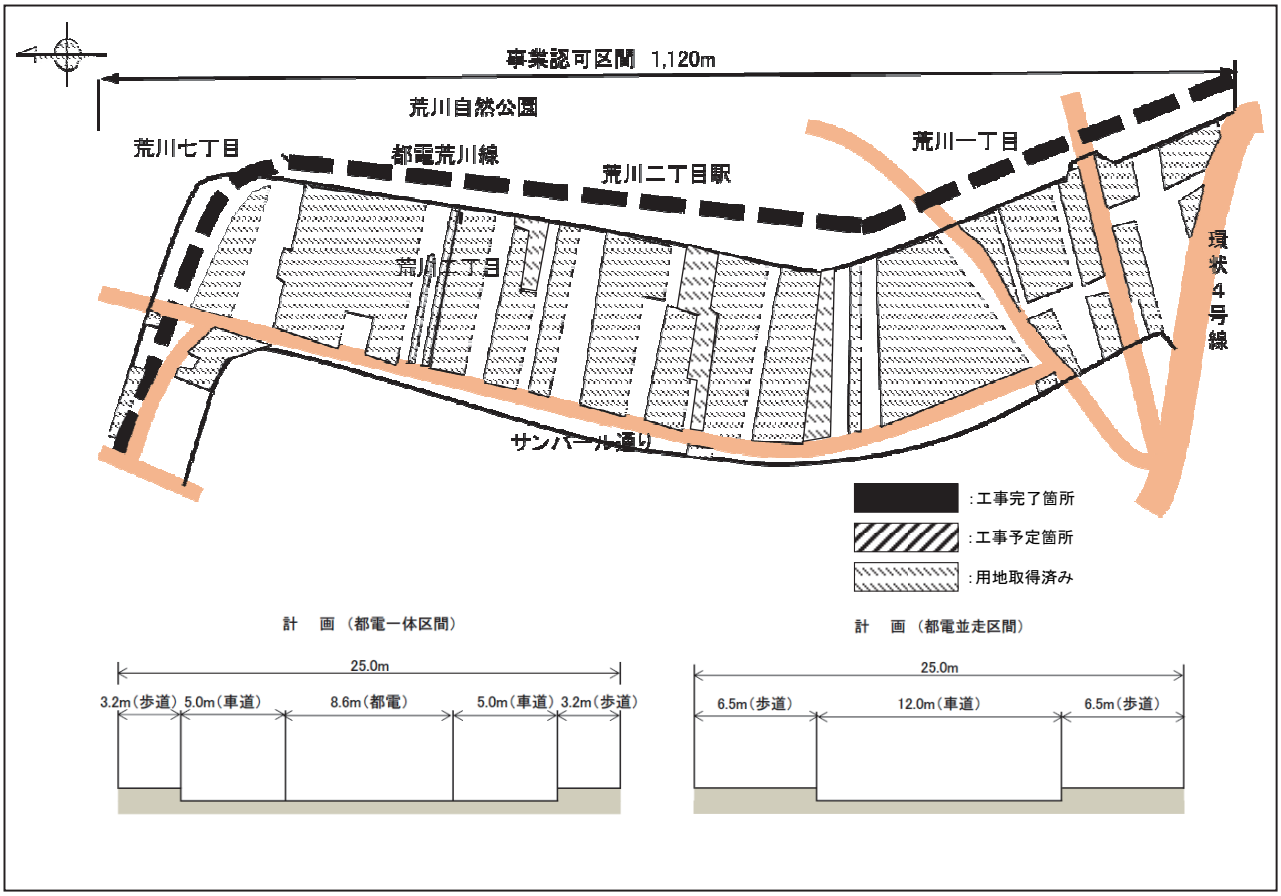

（５）補助 90 号線（町屋）

本路線は、荒川区荒川一丁目から北区船堀三丁目に至る延長 4.3 ㎞の補助線街路として都市計画決定されている。このうち、荒川区荒川七丁目から同区町屋一丁目までの延長 108ｍを事業中である。

この整備により、木造住宅密集地域の整備地域である「荒川地域」の特定整備路線として延焼遮断機能、安全な避難路の確保など地域の防災機能の強化や地域交通の円滑化、歩行者等の安全性、利便性の向上等の効果が期待されている。

区域決定　　平成 27 年３月４日
事業区間　　荒川区荒川七丁目～同区町屋一丁目（京成本線～補 100）
　　延長 108m　計画幅員 25m　（現況現道　約　５ｍ）
事業進捗率　約 7%（用地　約 14%　工事　0%）
　　（令和５年４月１日現在）
本年度事業　用地取得を推進する。
　　（用地取得は、公益財団法人東京都道路整備保全公社が実施。）

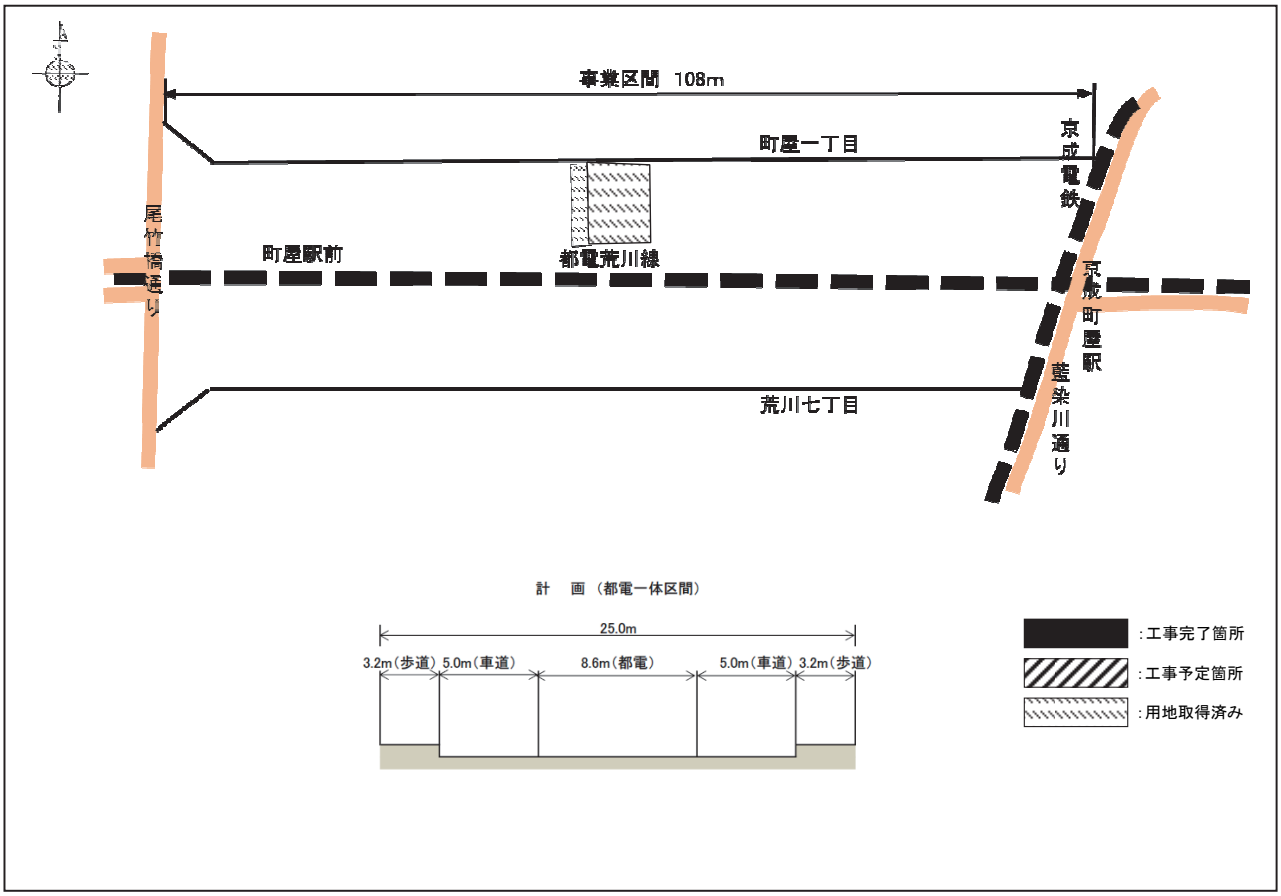

（６）補助 136 号線（足立）

本路線は、足立区扇一丁目から葛飾区新宿二丁目に至る延長 8.1 ㎞の補助線街路として都市計画決定されている。このうち、足立区足立一丁目から同区足立三丁目までの延長 630ｍを事業中である。

この整備により、木造住宅密集地域の整備地域である「足立地域」の特定整備路線として、延焼遮断帯の機能、安全な避難路の確保など地域の防災機能の強化や地域交通の円滑化、歩行者等の安全性、利便性の向上等の効果が期待されている。

事業認可　　平成 26 年９月 19 日
事業区間　　足立区足立一丁目～同区足立三丁目（放１２～東武伊勢崎線付近）
　　延長 630m　計画幅員 15m～18m　（現況幅員　約 11m）
事業進捗率　約 77%（用地　約 88%　工事　約 29%）
　　（令和５年４月１日現在）
本年度事業　用地取得を推進するとともに、排水管設置工事を行う。

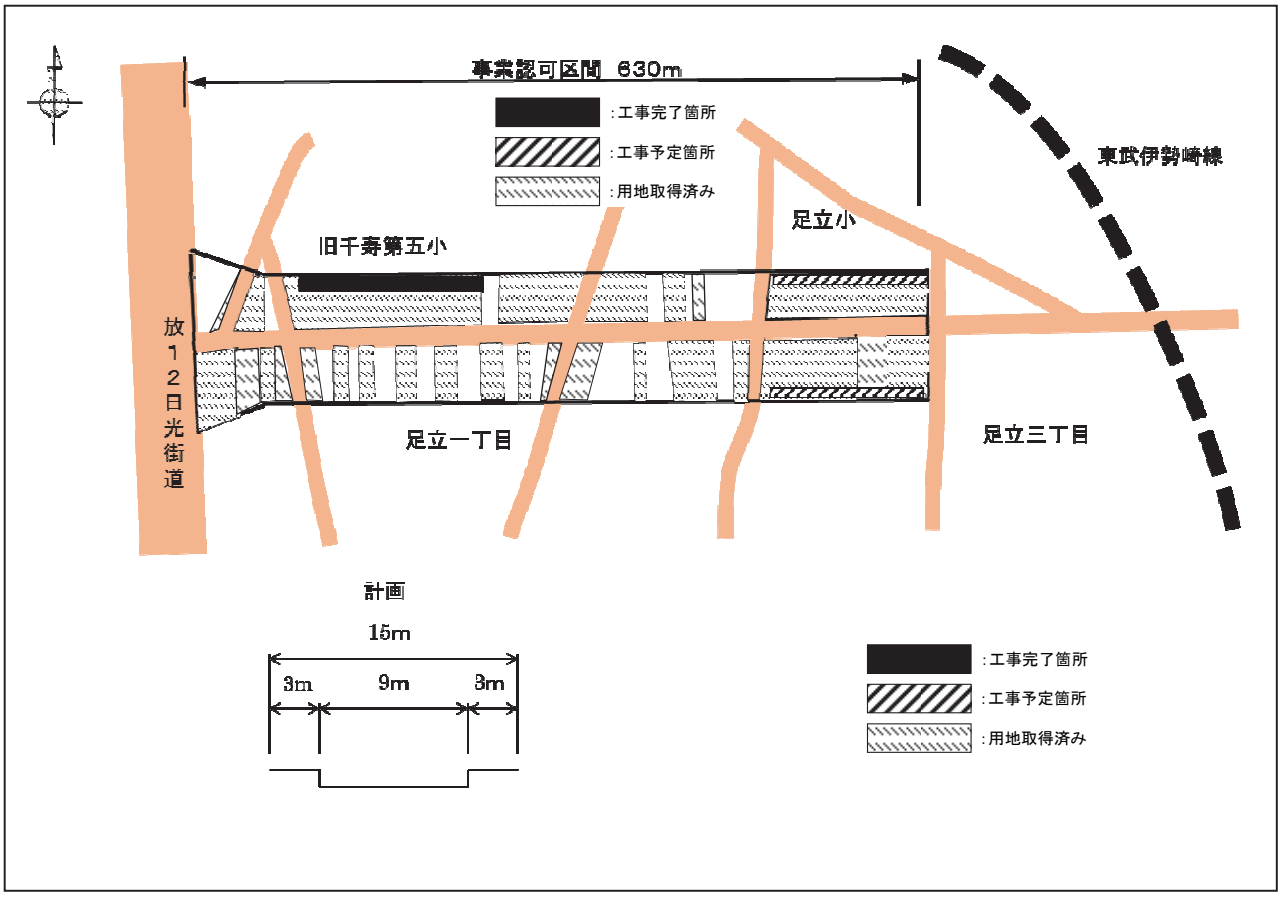

（７）補助第 138 号線（興野）

本路線は、足立区江北二丁目から葛飾区東金町二丁目に至る延長 10.3 ㎞の補助線街路として都市計画決定されている。このうち、足立区興野一丁目から本木二丁目までの 350ｍを事業中である。本区間は、本木新道と補助 100 号線（尾竹橋通り）に挟まれた区間であり、尾竹橋通りから東側区間は、足立区により事業中である。

この整備により、木造住宅密集地域の整備地域である「西新井駅西口一帯地域内」の特定整備路線として、延焼遮断機能、安全な避難路の確保など地域の防災機能の強化や地域交通の円滑化、歩行者等の安全性、利便性の向上等の効果が期待されている。

事業認可　　平成 26 年２月 7 日
事業区間　　足立区興野一丁目～同区本木二丁目
（本木新道～補助 100 号）
延長 350m　計画幅員 16m
事業進捗率　約 81%（用地　約 93%　工事　約 28%）
（令和５年４月１日現在）
本年度事業　用地取得を推進する。

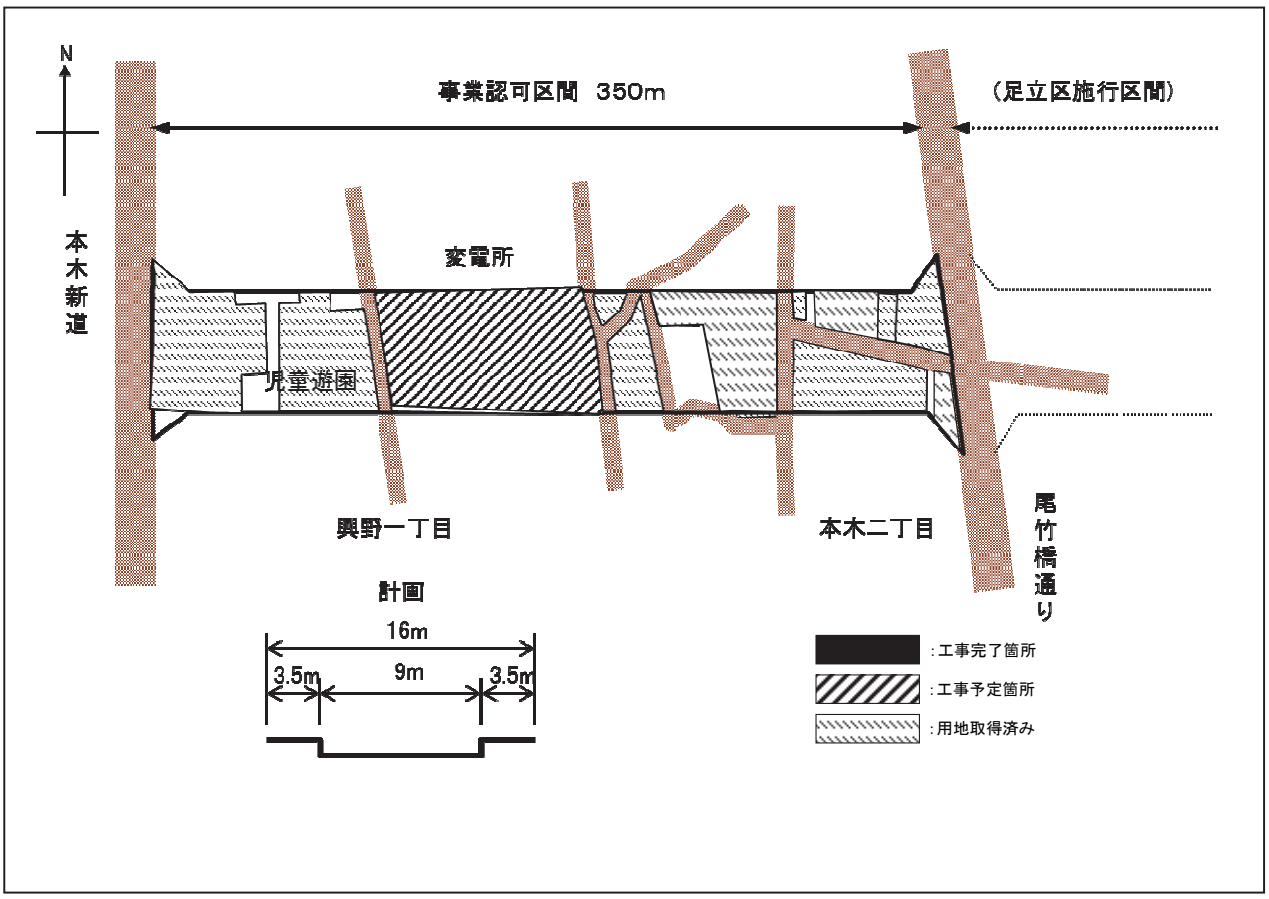

３.橋梁整備事業

（１）大鷲さくら橋（補助第 257 号線）

本橋は、足立区花畑と埼玉県草加市を結ぶ都県境に計画されている橋梁である。

本箇所から下流に架かる鷲宮橋の架替に先立ち整備することとし、平成 18 年度に地元説明と現況測量を実施し、平成 20 年度から工事に着手した。令和２年１２月には、橋梁部の交通開放を行った。

区域決定　　平成 19 年 11 月８日

事業進捗率　約 97%（用地　100%　工事　約 96%）

（令和５年４月１日現在）

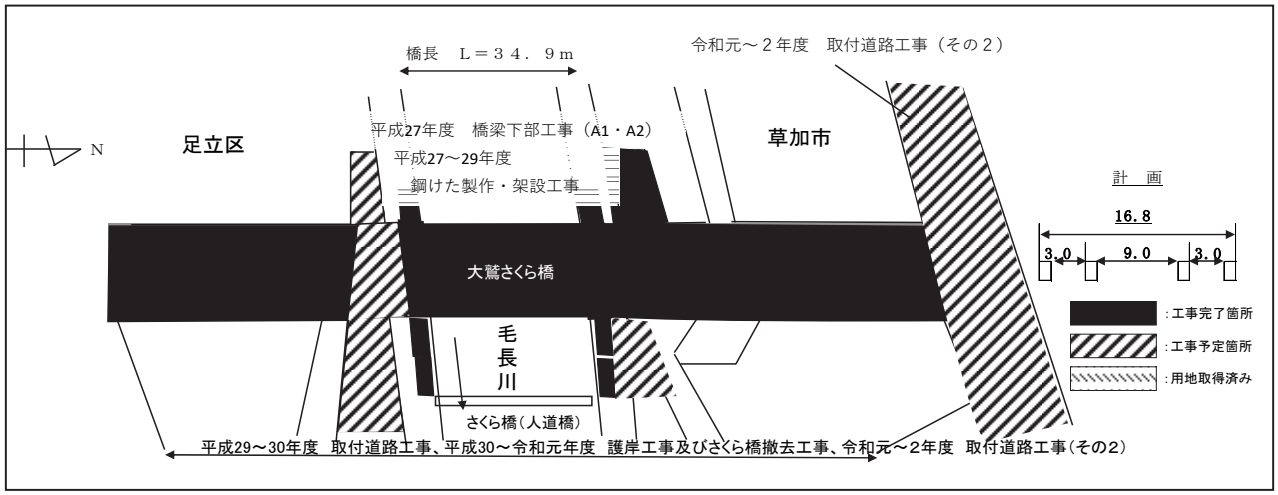

（２）鷲宮橋（特例都道内匠橋花畑線第 466 号）

綾瀬川・伝右川との合流点に近い毛長川に架かる本橋は、昭和 26 年にしゅん功したもので、幅員が狭小で交通のボトルネックになっているばかりでなく、老朽化が著しい橋梁である。

さらに、桁下高が不足していることから、早期の架替の検討を進めている。

なお、平成 25 年度に、地元説明会を開催し、現況測量を実施した。

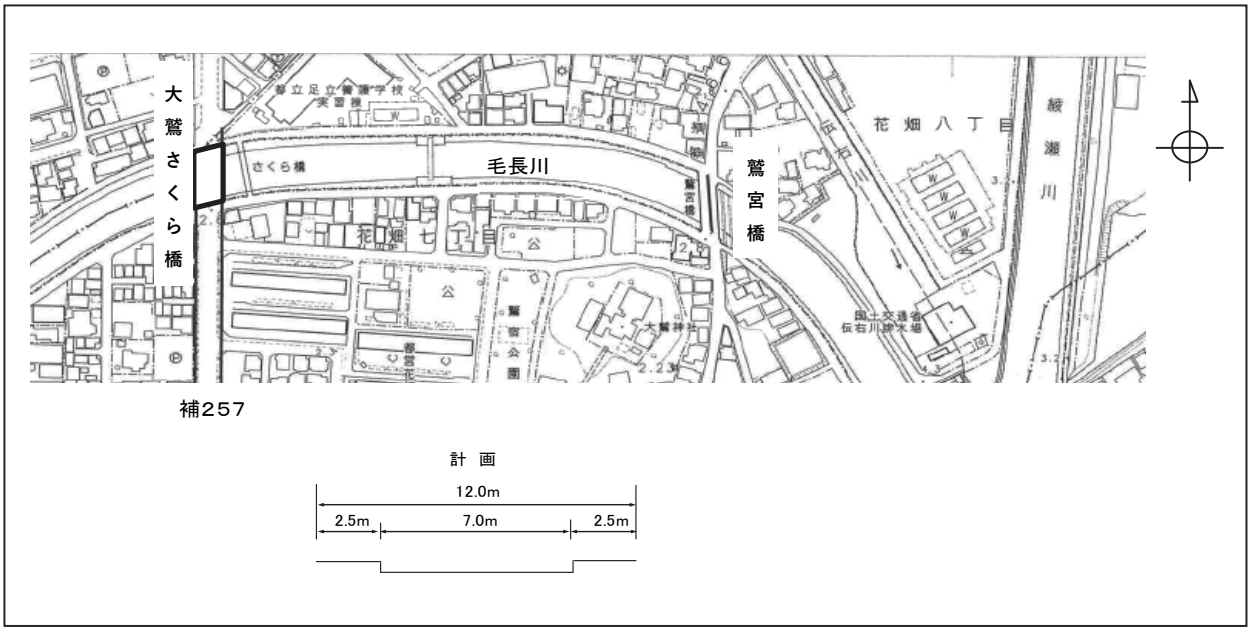

第９　河川事業

１.高潮対策事業（新河岸川、隅田川、石神井川、毛長川、綾瀬川、旧綾瀬川）

第六建設事務所管内は地形的に大半が低地であり、荒川水系の隅田川、新河岸川、石神井川、神田川と、利根川水系の綾瀬川、毛長川が分・合流している。

このように管内は大小の河川に囲まれ、集中豪雨、台風等に際しては、地形的な面も合わせてその影響の大きいところである。そのような状況も踏まえ管内の河川では、急激な都市化の進展に対応し、洪水や高潮に対する安全性を向上させるため護岸の整備等を進めているが、必ずしも十分な状況になく、近年頻発する局地的な集中豪雨の発生状況も踏まえ、一層、安全性の向上に取り組んでいる。

また、河川の治水機能に加え、都市に残された貴重な空間として、自然とふれ合える場、美しい景観の創出などに取り組んでいる。

対象河川一覧表

河　川　名	区　　間	右岸延長	左岸延長
新河岸川	隅田川合流点～新河岸橋	3.0 km	4.1 km
隅　田　川	神田川合流点～新河岸川合流点	18.0 km	11.9 km
石神井川	隅田川合流点～溝田橋	0.7 km	0.7 km
綾　瀬　川	葛飾区境～内匠橋	3.6 km	4.1 km
毛　長　川	綾瀬川合流点～埼玉県境	7.0 km	2.5 km
旧綾瀬川	隅田川合流点～荒川分流点	0.4 km	－
計		32.7 km	23.3 km

（１）毛長川

東京都と埼玉県の都県境を流れる毛長川については、平成２年度より本格的に護岸整備工事に着手したが、都県境界が錯綜するため平成６年１月埼玉県と工事協定を結び、都・県それぞれの施工区間を決定して、整備を進めている。

東京都の整備区間延長は約 8.6 ㎞で、令和 4 年 5 月末までに延長約 8.0 ㎞の自立式護岸を整備し、整備率は 93%である。平成 30 年度より見沼代用水合流部上流の護岸整備工事を進めている。令和元年度より、自立式護岸の整備が完了した区間（花畑大橋から水神橋まで）において、順次、鋼管矢板の被覆、高水護岸の整備等を進めている。

また、下流側の埼玉県施工区間の河床掘削が完了していることから、平成 23 年度から、毛長橋上下流部の河床掘削工事に着手し、令和３年度に東京都施工区間を完了した。

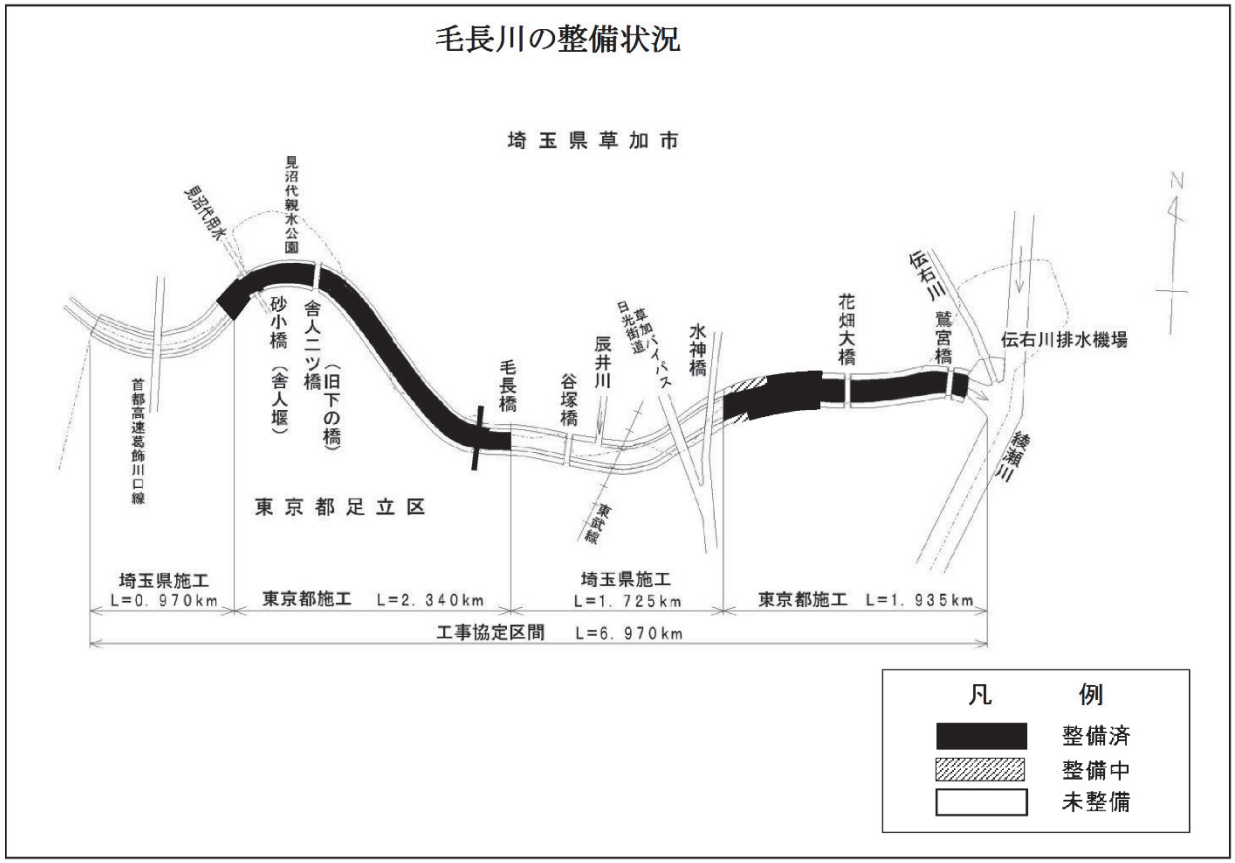

（２）石神井川

当該整備区間となる溝田橋下流の高潮対策事業の施工区間 670mのうち、平成 10 年度から延長 176mを首都高速道路㈱（旧　首都高速道路公団）に委託し平成 15 年度末に完了している。

平成 16 年度から東京都施工区間に着手し、平成 18 年度に左岸側旧河川敷（あすか緑地）整備が完了（修景工事は北区施工）している。また、平成 19 年度から新柳橋上流右岸の護岸改修に着手し、平成 21 年度に右岸側が完了し、平成 23 年度には左岸側が完了した。

平成 27 年度から、新柳橋下流の整備を進めており、令和元年度から、新柳橋の架替事業に着手している。

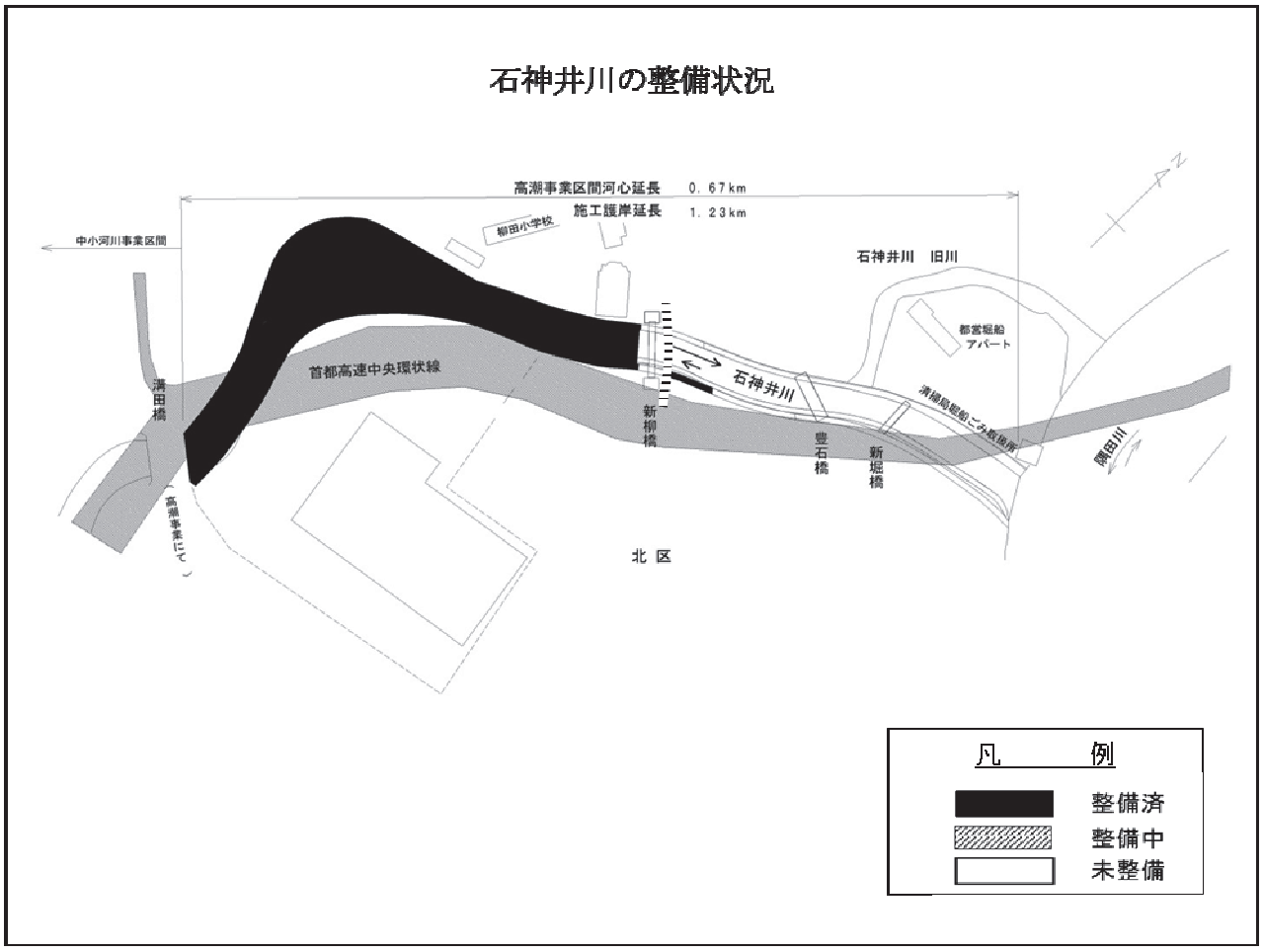

２．中小河川整備事業（神田川）

神田川における護岸整備は、中小河川整備事業として実施している。

管内における整備区間は小石川橋上流から駒塚橋上流までの延長約 3,060ｍ区間であり、昭和 56 年度までに江戸川橋から駒塚橋までの延長約 860ｍ、昭和 59 年度までに小石川橋から船河原橋の延長約 460ｍの整備が完了している。

未整備区間である船河原橋から江戸川橋までの延長約 1,700ｍ区間は神田川を覆うように首都高速道路が河川上空を占用している。また、神田川に並行して都道目白通りと護岸背面には江戸川橋分水路、水道橋分水路が近接している。このような厳しい現場環境の中、平成３年度より事業に着手し、護岸整備及び橋梁架替えを実施している。平成 21 年度には古川橋上・下流の護岸及び古川橋架替え工事がしゅん工し、この区間における新白鳥橋から江戸川橋までの護岸整備と河川計画上支障がある 11 橋梁のうち９橋梁の架替えが完了した。

引き続き、新隆慶橋から白鳥橋間の護岸整備を進めていく。

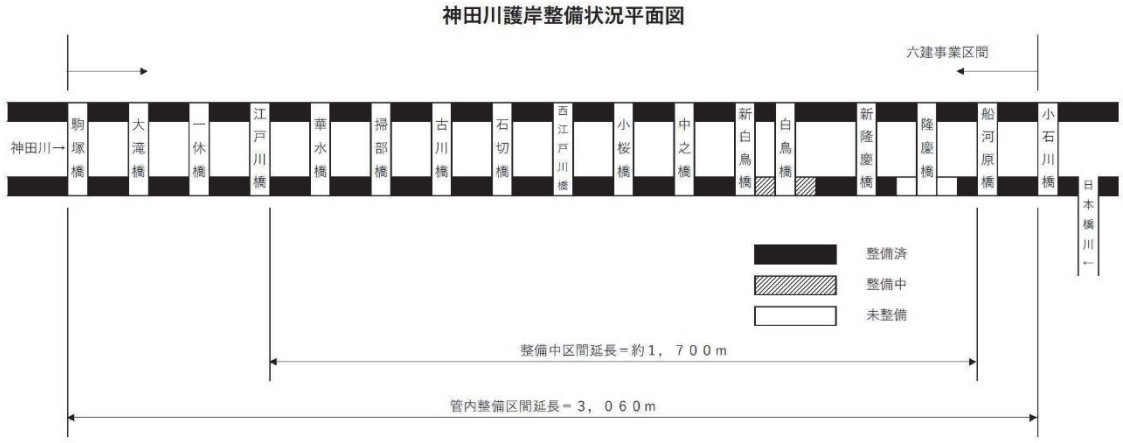

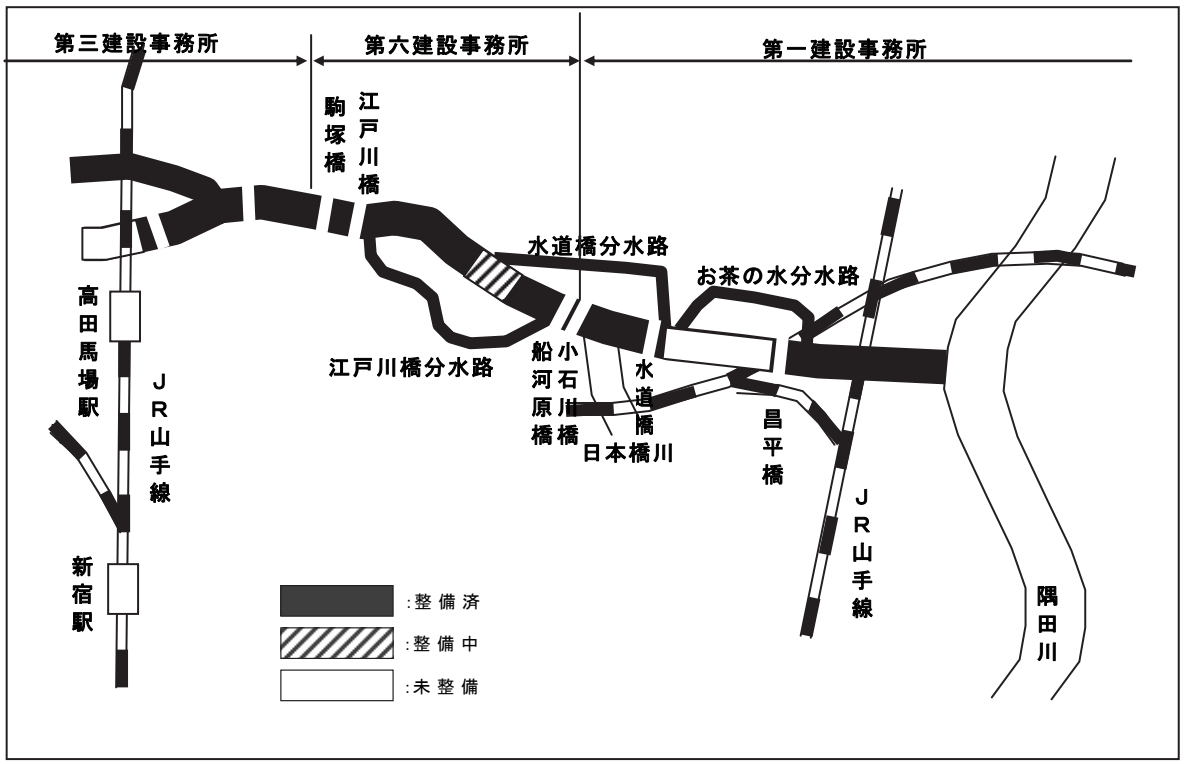

３．緩傾斜型堤防整備事業・スーパー堤防整備事業

低地防災対策委員会の答申を受けて、隅田川などの東部低地帯の主な河川について、大地震に対する安全性を高めるとともに水に親しめる良好な水辺環境を創出するため、昭和 55 年度から緩傾斜型堤防整備事業が、そして昭和 60 年度からは、スーパー堤防整備事業が実施された。

現在、隅田川では、沿川の再開発事業等に合わせて緩傾斜型堤防やスーパー堤防の整備事業を重点的に進めている。平成 20 年度の新田地区の修景工事を最後に、第六建設事務所が実施する隅田川の整備は完了し、平成 21 年度から隅田川におけるスーパー堤防等の事業は、江東治水事務所で実施している。

第六建設事務所では、令和元年度より綾瀬川六町地区にて緩傾斜型堤防の整備に着手している。

緩傾斜型堤防・スーパー堤防整備図



４．耐震・耐水対策事業（綾瀬川、新河岸川、石神井川）

平成７年１月の阪神淡路大震災を契機として、堤防や水門等の耐震対策事業を開始し、平成 21 年度から「東部低地帯における河川施設の耐震対策（平成 21～25 年度）」に基づき、綾瀬川について護岸耐震補強工事に着手した。

平成 23 年３月の東日本大震災では、東部低地帯などで震度５強の揺れが観測されたが、河川施設に大きな被害は生じなかった。しかし、想定を上回る津波等により東北地方を中心に甚大な被害が発生したことから、都においても低地河川の地震・津波対策について再検討を行い、最大級の地震が発生した場合にも、各施設が機能を保持し、津波等による浸水を防止することを目的とし、平成 24 年 12 月に「東部低地帯の河川施設整備計画」（「整備計画」）が策定され、綾瀬川、新河岸川、石神井川の整備を行ってきた。

この「整備計画」に従い、最大級の地震が発生した場合にも、各施設が機能を保持し、津波等による浸水を防止することを目的とし、堤防、水門・排水機場等の耐震・耐水対策を実施していく。

令和３年 12 月には、これまでの整備計画に「地震後に発生する高潮に備える。」という目標を加えた、「東部低地帯の河川施設整備計画（第二期）」（「二期計画」）が、策定された。これに基づき、新河岸川、垢川の整備を行う。

（１）綾瀬川

綾瀬川の高潮対策事業としての護岸（計画高ＡＰ＋5.0m）の整備は完了している。

平成 21 年度から、護岸耐震補強工事に着手し、令和４年度には橋梁架替えに併せ整備される区間を除き完了した。

（２）新河岸川（二期計画）

新河岸川では、平成 28 年度に整備計画による耐震対策が完了している。令和 4 年度から「二期計画」に基づき、新志茂橋下流右岸で防潮堤耐震対策工事に着手した。

新河岸川の整備状況

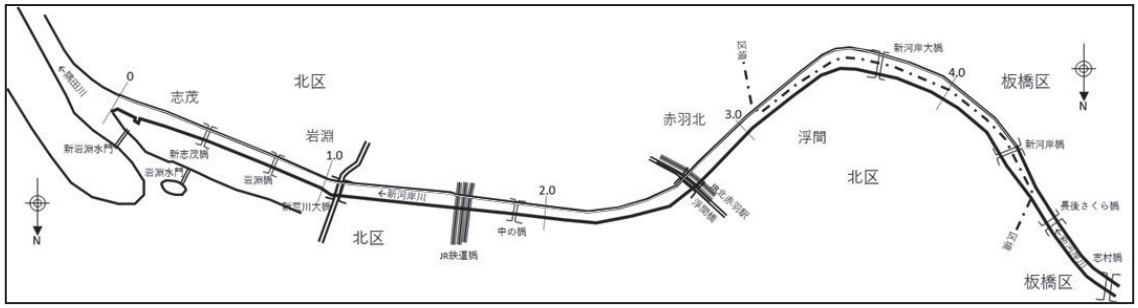

（３）垢川（二期計画）

垢川では令和５年度から「二期計画」に基づく耐震対策の実施に向け測量、地質調査、基本設計に着手する。

５．河川防災事業

隅田川をはじめ東京都が管理する河川のうち、昭和 30～40 年代に整備され、老朽化が進む防潮堤や護岸等の河川管理施設について、補修や補強など局部的な改良工事を計画的に進めることで河川の安全性や利便性の向上を図る事業である。

６．防災船着場

（１）目的

阪神淡路大震災（平成７年１月）以降、陸上交通網が地震で寸断されてしまったときの輸送手段の補完として船運の有効性が注目されてきた。さらに、東北地方太平洋沖地震（平成 23 年３月）により、船運への注目度は高まっている。

防災船着場は、住民の避難や緊急物資の輸送など必要な機能を有効に発揮し、災害時等における河川舟運の拠点となるものである。

（２）防災船着場の機能

① 発 災 時 の 機 能：避難人、負傷者や帰宅困難者の輸送
② 応急復旧時の機能：緊急支援物資の輸送
③ 復 興 時 の 機 能：資器材、復旧資材の輸送

７．河川管理施設の長寿命化

東京都では、河川構造物（地下調節池・分水路）の予防保全計画[土木構造物編]」（H28.3）を策定し、施設の安全性の確保と長寿命化を進めている。

当所管内では、神田川のお茶の水分水路、水道橋分水路及び江戸川橋分水路と石神井川の飛鳥山分水路の４施設が対象である。

平成 28 年度から神田川お茶の水分水路の補修工事に着手し、令和元年度に完了している。平成 29 年度には石神井川飛鳥山分水路に着手し、令和５年度に完了している。令和２年度には神田川江戸川橋分水路の補修工事に着手した。

付　　表

１．第六建設事務所管理道路

種別		整理番号	路線名	起点	終点	管 起点
一般国道	指定区間外		１２２　号	栃木県日光市	豊島区	北区岩淵町
		計	１　路線			
主要地方道	道路法第七条認定	8	千代田練馬田無	千代田区	西東京市	文京区後楽二丁目
		49	足立越谷	足立区	埼玉県越谷市	足立区西保木間三丁目
		58	台東川口	台東区	埼玉県川口市	台東区根岸三丁目
		計	３　路線			
	道路法第八十九条認定	301	白山祝田田町	文京区白山五丁目	港区三田三丁目	文京区白山五丁目
		306	王子千住夢の島	北区王子二丁目	江東区夢の島一丁目	北区王子二丁目
		308	千住小松川葛西沖	足立区足立一丁目	江戸川区臨海町一丁目	足立区足立一丁目
		311	環状八号	大田区羽田空港三丁目	北区岩淵町	北区赤羽北二丁目
		313	上野尾竹橋	台東区根岸二丁目	足立区千住桜木二丁目	台東区根岸二丁目
		314	言問大谷田	台東区浅草七丁目	足立区谷中二丁目	台東区浅草七丁目
		315	御徒町小岩	台東区台東二丁目	江戸川区西小岩一丁目	台東区台東二丁目
		318	環状七号	大田区東海三丁目	江戸川区臨海町六丁目	北区上十条四丁目
		319	環状三号	港区	江東区	文京区弥生一丁目
		501	王子金町市川	北区王子一丁目	千葉県市川	北区王子一丁目
		計	１０　路線			
一般都道	道路法第七条認定	102	平方東京	埼玉県越谷市大字平方	足立区青井三丁目	足立区神明一丁目
		103	吉場安行東京	埼玉県さいたま市 緑区大字大間木	足立区島根一丁目 王子金町江戸川線交点	足立区東伊興三丁目
		104	川口草加	埼玉県川口市	埼玉県草加市	足立区入谷八丁目
		106	東京鳩ヶ谷	足立区江北二丁目 王子金町江戸川線交点	埼玉県川口市南鳩ヶ谷	足立区江北二丁目
		107	東京川口	足立区江北二丁目 東京鳩ヶ谷線交点	埼玉県川口市	足立区江北二丁目
		239	足立川口	足立区	埼玉県川口市	足立区鹿浜三丁目
		255	足立さいたま自転車道	足立区	埼玉県さいたま市	足立区鹿浜二丁目
		計	７　路線			

令和４年４月１日現在

内 終　　点	延長 （m）	面積 （㎡）	通称道路名	都市計画道路名	備　　考
北区滝野川三丁目	6,311	193,017	北本通り、明治通り	環 5-1、放 10	新荒川大橋 (東京都管理)
	6,311	193,017			
文京区目白台一丁目	3,434	87,036	目白通り、新目白通り	放 7、放 26、環 3、 補 76	
足立区西保木間四丁目	286	7,058	日光街道	放 12	水神橋(埼玉県管理)
足立区舎人四丁目	11,810	429,225	尾久橋通り、江北橋通り	放 11	溝橋(埼玉県管理)
	15,530	523,319			
文京区本郷一丁目	3,262	128,437	白山通り、旧白山通り	放 9、補 178	
墨田区堤通二丁目	9,500	244,424	明治通り	環 5-2、環 4	白鬚橋(六建管理)
足立区足立二丁目	1,509	45,369	平和橋通り	補 113	
北区岩淵町	1,775	50,0927	環八通り	環 8	
足立区千住桜木二丁目	3,786	67,646	尾竹橋通り	補 100	
足立区谷中二丁目	6,740	134,152	川の手通り	補 109	堀切橋(六建管理)
墨田区横網二丁目	1,628	44,913	蔵前橋通り	放 14	蔵前橋(六建管理)
足立区中川四丁目	7,271	217,437	環七通り	環 7	※沿道整備指定道路
台東区浅草六丁目	4,291	95,196	言問通り、目白通り、 新目白通り	環 3、補 95	
足立区大谷田一丁目	11,920	292,882	明治通り、環七通り、 江北橋通り	補 88、補 93、補 91、 補 113、環 7、補 269	飯塚橋(六建管理)
	51,682	1,321,383			
足立区青井三丁目	3,708	58,983			
足立区島根一丁目	3,388	52,827	尾竹橋通り	補 100、補 262	
足立区舎人四丁目	1,391	25,219	尾久橋通り	補 262、放 11	溝橋(埼玉県管理)
足立区入谷九丁目	4,855	102,942	鳩ヶ谷街道	補 252	
足立区鹿浜五丁目	2,808	74,192		補 113 支 1、補 113	
足立区入谷三丁目	1,964	90,608	鳩ケ谷街道	補 113	中居橋(埼玉県管理)
足立区入谷九丁目	605	2,738			
	18,719	407,509			

種別		整理番号	路線名	起点	終点	管
						起点
特例都道	道路法第八十九条認定	405	外濠環状	港区新橋一丁目	港区新橋二丁目	文京区後楽二丁目
		434	牛込小石川	新宿区新小川町	文京区後楽一丁目	文京区後楽二丁目
		435	音羽池袋	文京区音羽一丁目	豊島区東池袋一丁目	文京区音羽一丁目
		436	小石川西巣鴨	文京区小石川一丁目	豊島区西巣鴨一丁目	文京区小石川一丁目
		437	秋葉原雑司ヶ谷	千代田区外神田一丁目	文京区目白台二丁目	台東区上野一丁目
		445	常盤台赤羽	板橋区東新町一丁目	北区赤羽一丁目	北区赤羽西六丁目
		447	赤羽西台	北区赤羽北二丁目	板橋区相生町	北区赤羽北二丁目
		449	新荒川堤防	北区志茂五丁目	江東区東砂八丁目	足立区新田三丁目
		450	新荒川葛西堤防	足立区江北二丁目	江戸川区篠崎町三丁目	足立区江北二丁目
		452	神田白山	千代田区外神田二丁目	文京区本駒込一丁目	台東区上野一丁目
		453	本郷亀戸	文京区本郷四丁目	江東区亀戸三丁目	文京区本郷四丁目
		455	本郷赤羽	文京区弥生一丁目	北区赤羽西六丁目	文京区弥生一丁目
		457	駒込宮地	文京区千駄木三丁目	荒川区西日暮里一丁目	文京区千駄木三丁目
		458	白山小台	文京区本駒込一丁目	足立区小台二丁目	文京区本駒込一丁目
		460	中十条赤羽	北区中十条一丁目	北区赤羽一丁目	北区中十条一丁目
		461	吾妻橋伊興町	墨田区吾妻橋一丁目	足立区東伊興二丁目	足立区千住曙町
		462	蔵前三ノ輪	台東区蔵前四丁目	台東区三ノ輪一丁目	台東区蔵前四丁目
		463	上野月島	台東区東上野三丁目	中央区勝どき一丁目	台東区東上野三丁目
		464	言問橋南千住	台東区浅草六丁目	荒川区南千住七丁目	台東区浅草六丁目
		466	内匠橋花畑	足立区南花畑三丁目	足立区花畑八丁目	足立区南花畑三丁目
		467	千住新宿町	足立区足立一丁目	葛飾区新宿二丁目	足立区足立一丁目
		計	２１　路　線			
	合計		４２　路　線			

内 終　　点	延長 （m）	面積 （㎡）	通称道路名	都市計画道路名	備　　考
千代田区外神田二丁目	2,143	65,774	外堀通り	環 2	
文京区後楽一丁目	972	28,381		放 25	新隆慶橋（六建管理）
文京区音羽二丁目	1,159	38,744		放 26、環 4	
文京区大塚四丁目	2,539	50,898		補 79	
文京区目白台二丁目	7,668	169,150	中央通り、不忍通り	放 28、環 4、補 94	
北区赤羽一丁目	2,294	36,237		補 85	
北区浮間四丁目	1,632	30,619		補 157	
足立区千住曙町	10,276	186,599	墨堤通り、川の手通り 北本通り、環七通り	補 118	
足立区足立二丁目	4,394	159,506	江北橋通り、 平和橋通り	補 113	
文京区本駒込一丁目	3,893	66,702	中央通り	補 92、補 94、補 178	
墨田区本所一丁目	3,048	68,698	春日通り	放 8、補 102	厩橋(六建管理)
北区赤羽西六丁目	8,891	202,458	本郷通り	放 10、補 83、補 85	
荒川区西日暮里一丁目	1,384	27,408	道灌山通り	環 4	
足立区小台二丁目	4,678	83,243		補 93、補 93 支 1	
北区赤羽一丁目	2,824	36,164		補 83、補 73	
足立区東伊興二丁目	6,460	134,632	墨堤通り、尾竹橋通り	補 119、補 100	綾瀬橋・水神大橋 (五建管理)
台東区三ノ輪一丁目	2,807	95,914	国際通り	放 30	
墨田区吾妻橋一丁目	1,912	63,516	浅草通り	補 103	吾妻橋・駒形橋 (六建管理)
荒川区南千住七丁目	2,364	57,179		補 108	
足立区花畑八丁目	2,958	23,209			
足立区東和一丁目	3,066	52,428	江北橋通り	補 136	
	77,362	1,677,459			
	169,604	4,122,687			

２．第六建設事務所管理橋梁及び歩道橋

管理橋梁一覧

令和５年４月１日現在

管理工区	橋梁名	路線番号	通称道路名	桁下名称	橋長（m）	総幅員（m）	架設年次（年）	備考
北	東橋	主 318	環七通り	区道	5.5	24.9	昭 16	
	浮間橋	特 447		新河岸川	86.1	16.0	昭 59	
	王子大橋	国 122	北本通り	石神井川	12.7	28.8	昭 6	
	音無橋	特 455	本郷通り	石神井川	50.0	19.4	昭 5	
	神谷陸橋	主 318	環七通り	国 122	260.0	14.0	昭 44	
	松栄橋	主 318	環七通り	区道	5.5	20.0	昭 16	
	新荒川大橋（上流）	国 122	北本通り	荒川、新河岸川	700.3	10.0	昭 41	
	新荒川大橋（下流）	国 122	北本通り	荒川、新河岸川	700.3	10.0	昭 45	
	新神谷橋	主 318	環七通り	隅田川、区道	202.8	21.0	昭 39	
	新田端大橋	特 458		ＪＲ	362.5	18.0	昭 62	
	豊島橋	主 307		隅田川	106.7	15.8	平 14	
	富士見橋	主 318	環七通り	ＪＲ	13.4	25.8	昭 26	
	平和橋	主 318	環七通り	ＪＲ	88.8	19.2	昭 26	
	講田橋	主 306	明治通り	石神井川	28.9	30.2	平 30	
	姥ヶ橋陸橋	主 318	環七通り	特 455	234.4	16.0	平 5	
	南大橋	特 455		ＪＲ、区道	100.0	10.2	平 8	
荒川	尾久橋	主 58	尾久橋通り	隅田川	306.0	26.0	昭 54	
	小台橋	特 458		隅田川	118.2	15.8	平 6	
	尾竹橋	主 313	尾竹橋通り	隅田川	130.3	15.8	平 6	
	千住汐入大橋	主 314	川の手通り	隅田川	158.6	20.0	平 18	
	片瀬北陸橋	主 58	尾久橋通り	主 58	24.1	9.0	昭 50	
	片瀬南陸橋	主 58	尾久橋通り	主 58	24.1	9.0	昭 50	
	熊野前陸橋	主 58	尾久橋通り	都電、主 306、区道	537.4	14.0	昭 42	
	宮地陸橋	主 306	明治通り	主 313、区道	199.0	15.0	昭 49	
	瑞光橋	主 314	川の手通り	隅田川	95.0	20.0	平 18	
文京	江戸川橋	主 8	目白通り	神田川	21.4	30.7	昭 52	
	新隆慶橋	特 434		神田川	27.0	30.0	平 18	
台東	吾妻橋	特 463	浅草通り	隅田川	132.5	23.4	昭 6	
	厩橋	特 453	春日通り	隅田川	151.4	24.5	昭 4	
	寛永寺橋	主 319	言問通り	ＪＲ	59.7	12.2	昭 3	ＪＲ管理（都は表面管理）
	寛永寺陸橋	主 319	言問通り	−105	227.4	14.0	昭 50	
	蔵前橋	主 315	蔵前橋通り	隅田川、区道	173.4	23.0	昭 2	
	駒形橋	特 463	浅草通り	隅田川	146.3	25.8	昭 2	
	白鬚橋	主 306	明治通り	隅田川	168.8	22.8	昭 6	
	両大師橋	特 452		ＪＲ	251.8	18.5	昭 46	

管理工区	橋梁名	路線番号	通称道路名	桁下名称	橋長（m）	総幅員（m）	架設年次（年）	備考
足立東	飯塚橋	主 307		中川、区道	354.5	21.0	平 5	
	梅島陸橋	主 318	環七通り	国 4	163.5	14.5	昭 43	
	大谷田陸橋	主 318	環七通り	主 307、区道	256.7	15.5	昭 47	
	五兵衛新橋	特 467	江北橋通り	綾瀬川	219.5	15.0	昭 59	
	新加平橋	主 318	環七通り	綾瀬川	36.6	21.6	平 15	
	内匠橋	−102		綾瀬川	30.9	7.6	平 19	
	伝右橋	特 466		伝右川	15.6	12.3	昭 61	
	堀切橋	主 314	川の手通り	東武、特 449、450、荒川、綾瀬川	874.2	17.7	昭 42	
	鷺宮橋	特 466		毛長川	31.5	5.1	昭 26	
足立西	扇大橋	主 58	尾久橋通り	荒川、特 450、補 118	642.6	26.8	昭 54	
	江北橋	主 307	江北橋通り	荒川、特 450、補 118	551.4	17.8	昭 42	
	江北陸橋	主 318	環七通り	主 58	198.0	15.5	昭 49	
	鹿浜橋	主 318	環七通り	荒川、特 450、区道	604.9	21.0	昭 43	
	舎人二ツ橋	主 58	尾久橋通り	毛長川	24.7	25.0	昭 61	
	南平大橋	−104		新芝川運河	70.0	18.9	平 8	
	西新井橋	特 461	尾竹橋通り	荒川、脚、補 118	497.3	16.4	昭 36	
	西新井陸橋	主 318	環七通り	東武、区道	170.1	19.1	昭 42	
	谷塚橋	−103	尾竹橋通り	毛長川	25.7	20.8	昭 54	

管理歩道橋一覧

令和５年４月１日現在

管理工区	歩道橋名	路線番号	通称名等	架設年次
北	飛鳥山公園	国 122	明治通り	平成 15
	岩渕	国 122	北本通り	昭和 41
	姥ケ橋	特 455		昭和 47
	馬坂	主 318	環七通り	昭和 45
	王子四丁目	国 122	北本通り	昭和 43
	王子五丁目	国 122	北本通り	昭和 44
	王子駅前	国 122	北本通り	昭和 44
	王子本町	特 455		昭和 42
	尾長橋	国 122	北本通り	昭和 42
	上十条	特 455		昭和 42
	上十条第二	主 318	環七通り	昭和 45
	神谷	主 318	環七通り	昭和 41
	桐ヶ丘赤羽台	特 445		昭和 47
	島下公園前	特 455		昭和 48
	十条	主 318	環七通り	昭和 42
	滝野川会館前	特 455	本郷通り	昭和 42
	田端新町三丁目	主 306	明治通り	昭和 44
	豊島二丁目	主 307		昭和 46
	中十条一丁目	特 455		昭和 43
	西ヶ丘三丁目	特 455		昭和 48
	滝野川馬場ふれあい	国 122	明治通り	平成 14
	平和橋東	主 318	環七通り	昭和 45
	堀船	主 306	明治通り	昭和 42
	溝田	主 306	明治通り	昭和 44
	宮堀第一	国 122	北本通り	昭和 45
	宮堀第二	国 122	北本通り	昭和 45
	26			
荒川	荒川区役所前	主 306	明治通り	昭和 43
	大関	主 306	明治通り	昭和 44
	新三河島駅前	主 306	明治通り	昭和 50
	西日暮里駅前	特 457	道灌山通り	昭和 50
	南千住駅前	特 464	ＪＲ貨物線	昭和 58
	5			
文京	後楽園北	特 434		昭和 42
	関口二・三丁目	主 8	目白通り	昭和 44
	第三護国寺前	特 437	不忍通り	昭和 45
	第二護国寺前	特 437	不忍通り	昭和 45
	古川橋	主 6	目白通り	昭和 45
	本駒込	特 455	本郷通り	昭和 44
	向丘	特 455	本郷通り	昭和 42
	明化小学校前原町	主 301	白山通り	昭和 51
	目白台二丁目	特 437	不忍通り	昭和 44
	9			

管理工区	歩道橋名	路線番号	通称名等	架設年次
台東	根岸小学校前	主 58	尾久橋通り	昭和 47
	根岸二丁目	主 58	尾久橋通り	昭和 46
	両大師橋下	特 452		昭和 45
	3			
足立東	東町	特 461	墨堤通り	昭和 43
	足立一丁目	主 308	平和橋通り	昭和 57
	綾瀬駅東口	主 314		昭和 47
	大谷田	主 318	環七通り	昭和 43
	大谷田新町	主 318	環七通り	昭和 48
	関屋	特 461	墨堤通り	昭和 42
	千住曙町	主 314		昭和 45
	中川	主 318	環七通り	昭和 42
	西加平	主 318	環七通り	昭和 42
	東加平	主 318	環七通り	昭和 42
	東栗原町	主 318	環七通り	昭和 45
	東島根町	主 318	環七通り	昭和 42
	本町	主 318	環七通り	昭和 43
	13			
足立西	梅島	主 318	環七通り	昭和 43
	興野町	特 461	尾竹橋通り	昭和 45
	上沼田	主 318	環七通り	昭和 43
	河原町	特 461	墨堤通り	昭和 43
	北鹿浜北	一 107	東京川口線	昭和 42
	北鹿浜西	主 318	環七通り	昭和 43
	北鹿浜南	主 318	環七通り	昭和 42
	栗原	主 318	環七通り	昭和 43
	栗原一号	特 461	尾竹橋通り	昭和 46
	高野	主 318	環七通り	昭和 44
	島根	主 318	現七通り	昭和 43
	新田	主 318	環七通り	昭和 46
	関原三丁目	特 461	尾竹橋通り	昭和 46
	大師前	主 318	環七通り	昭和 44
	竹の塚七丁目	一 103		昭和 54
	椿	主 318	環七通り	昭和 46
	西新井	主 318	環七過り	昭和 42
	宮城	主 307	明治通り	昭和 44
	宮元町	特 461	墨堤通り	昭和 43
	本木町一号	特 461	尾竹橋通り	昭和 44
	20			

※歩道橋数の推移

年度区分	平成 27 年 4 月 1 日	平成 31 年 4 月 1 日	令和 3 年 4 月 1 日
管内の総数	81	78	76

３．アンダーパス・道路排水場

令和５年４月１日現在

排水場名		掃　部　宿	南　千　住	西日暮里	道　灌　山
所在地		足立区千住東一丁目	荒川区南千住四丁目	荒川区西日暮里五丁目	荒川区西日暮里五丁目
路線名		吾妻橋伊興町線(特 461)	言問橋南千住線(特 464)	台東鳩ヶ谷線(主 58)	台東鳩ヶ谷線(主 58)
設置年月日		昭和 37 年４月(五建築造)	昭和 56 年 11 月(六建築造)	昭和 39 年３月(五建築造)	昭和 50 年３月(一区築造)
改　修　年　月		平成 10 年３月に全面改修	平成 18 年２月に一部改正	昭和 47 年３月に全面改修	平成６年３月に全面改修
管　理　の　変　遷		昭和 44 年４月から六建	－	昭和 44 年４月から六建	昭和 50 年４月から六建
規模	流域面積ﾍｸﾀｰﾙ	0.396	0.320	0.258	0.450
	流入量㎥/min	6.7	5.4	4.5	7.3
	流入管径 mm	600	450	500	450
	主ポンプ基	10 ㎥／min×2 基	3.0 ㎥／min×２基	7.3 ㎥／min×1 基	3.8 ㎥／min×2 基
	予備ポンプ基	－	3.0 ㎥／min×１基	7.3 ㎥／min×１基	3.8 ㎥／min×１基
	ポンプ口径mm	300	150	250	200
	揚　程　m	7.0	14.5	7.0	9.0
	発電機 KVA	68	74	25	55

４．共同溝管理規模現況

令和５年４月１日現在

共同溝名	規模(延長：m)	竣工年月	溝内占用者別総延長(m)			摘要
			東電	ＮＴＴ	水道	
白山共同溝	3,035	昭和 49 年８月	3,051	3,051	3,016	※下水道及び東京ガスなし

５．管理トンネル一覧

令和５年４月１日現在

トンネル名	路線名	設置箇所	規模(延長：m)	竣工年度	備考
尾長橋トンネル	主 306 号 国道 122 号	北区豊島一丁目～北区王子三丁目	379	平成 13 年度	明治通り　北本通り
瑞光トンネル	主 314 号	荒川区南千住八丁目	75	平成７年度	
胡録トンネル	主 314 号	荒川区南千住八丁目	150	平成 17 年度	
南橋トンネル	特 455 号	北区中十条一丁目～北区岸町二丁目	102.3	平成３年度	
小台トンネル	特 449 号	足立区小台一丁目	185.8	平成 12 年度	
小台一丁目トンネル	特 449 号	足立区小台一丁目	37	平成 13 年度	
南千住アンダーパス	特 464 号	荒川区南千住二丁目	40.8	昭和 49 年度	

６．地下歩道

令和５年４月１日現在

地下歩道名	路線名	所在地	規模(延長：m)	竣工年度	備考
上野中央通り地下歩道	特 437 号 特 452 号	台東区上野二丁目～上野四丁目	320	平成 21 年度	中央通り

７．昇降設備

令和５年４月１日現在

設置施設名	昇降機	路線名	設置箇所	竣工年度	備考
上野中央通り地下歩道	エレベーター　2基	特437号	台東区上野二丁目～上野四丁目	平成21年度	中央通り
	エスカレーター　8基	特452号			
南千住駅前歩道橋	エレベーター　2基	特464号	荒川区南千住二丁目	平成23年度	
寛永寺陸橋	エレベーター　1基	主319号	台東区根岸二丁目	平成25年度	

８．融雪剤倉庫一覧

令和５年４月１日現在

倉庫名	所在地	連絡先(電話)	建設年度	面積(㎡)
南大橋	北区東十条1-2	北工区(3906)7303	平成8年度	120.6
宮地陸橋	荒川区荒川3-79	荒川工区(3892)9614	平成11年度	52.7
蔵前橋倉庫	台東区蔵前2-1蔵前橋橋台敷	台東工区(3841)0495	－	－
北・荒川・文京・台東・足立西、東工区	各工区所在地	各工区	－	－

９．都市計画道路事業認可箇所一覧

令和５年４月１日現在

番号	都市計画道路名（通称名）	事業箇所 起点・終点	事業認可 当初年月日 変更年月日	事業認可 告示番号 告示番号	幅員（m）	延長（m）	認可期間（年度）	幅員構成 歩道（m）	幅員構成 車道（m）	摘要
1	放射第８号線（湯島天神下）	文京区湯島三丁目	平 18. 6.30 令 2.11.17	関 320 関 294	30	50	平 18～令 05	2.5～7.25	20.25	
2	放射第 10 号線（北本通り）	北区赤羽二丁目 〃 岩淵町	昭 62. 6.23 令 2.11.17	1,273 関 291	30	430	昭 62～令 05	4.0	22.0	放 10～補 246
3	環状第４号線	新宿区西早稲田一丁目 文京区目白台二丁目	平 13. 5.31 令 4.12. 9	関 236 関 320	22～35	775	平 13～令 10	3.1～4.95	9.5～17.0	放 7～区道
4	環状第４号線	文京区本駒込二丁目 〃 本駒込六丁目	平 26. 8.13 令 3. 3.17	関 323 関 141	25～28	600	平 26～令 08	5.0	15.0	
5	環状第４号線	荒川区荒川一丁目 〃 南千住一丁目	平 28. 2.22 令 4. 1.14	関 41 関 11	30	380	平 27～令 09	5.0	20.0	
6	環状第５の２号線	北区王子一丁目 〃 堀船二丁目	昭 61.11.14 平 30. 3.28	1792 関 84	27	350	昭 61～令 01	4.5	18.0	高速王子線関連街路
7	補助第 73・83 号線	北区赤羽西三丁目 〃 赤羽西二丁目	平 14. 2.25 令 3. 2. 8	関 46 関 52	20	730	平 13～令 05	4.5	11.0	赤羽西口～埼京線
8	補助第 73 号線	北区上十条二丁目	平 27. 2.24 令 2.12.15	関 68 関 323	20	335	平 26～令 07	5.5	9.0	
9	補助第 73 号線	北区上十条二丁目 〃 十条仲原二丁目	平 27. 2.24 令 2.12.15	関 69 関 322	20～30	560	平 26～令 07	5.5	9.0	
10	補助第 85 号線	北区赤羽台三丁目 〃 赤羽三丁目	平 9. 3. 6 平 31. 3.28	373 関 97	20	380	平 08～令 05	4.5	11.0	環８～補 73
11	補助第 85 号線	北区赤羽台二丁目 〃 赤羽台三丁目	平 26.12.11 令 3. 3.16	関 404 関 122	20	740	平 26～令 08	5.5	9.0	
12	補助第 85 号線	北区上十条一丁目 〃 上十条三丁目	令 2. 3. 3	関 90	18～30	620	令元～令 12	3.5	11.0	
13	補助第 86 号線	北区赤羽西五丁目 〃 赤羽西一丁目	平 27. 2.24 令 3. 3.16	関 67 関 120	20	1,150	平 26～令 07	5.5	9.0	
14	補助第 86 号線	北区赤羽南一丁目 〃 志茂一丁目	平 28. 3.15 令 4. 3.14	関 67 関 74	20	300	平 27～令 10	5.5	9.0	
15	補助第 88 号線	北区豊島二丁目 〃 豊島六丁目	平 14. 5.15 平 31. 3.28	関 244 関 105	20	780	平 14～令 05	4.5	11.0	補 93～補 85
16	補助第 90 号線（都電通り）	荒川区西尾久三丁目 〃 区西尾久七丁目	平 8. 8.22 令 2. 2. 6	1,749 関 37	25	360	平 08～令 03	3.5	18.0	補 93～荒川遊園前
17	補助第 90 号線	荒川区荒川一丁目 〃 荒川七丁目	平 27. 2.24 令 2.12.14	関 71 関 315	25	1,120	平 26～令 07	6.5	12.0	
18	補助第 90 号線	荒川区荒川七丁目 〃 町屋一丁目	平 27. 3. 4 （区域決定）	289	25	108	—	6.5	12.0	
19	補助第 90 号線 環状第５の２号線	北区堀船三丁目 荒川区西尾久五丁目	平 28. 3.15 令 3.10.26	関 64 関 278	25～30	900	平 27～令 09	2.5～5.5	22.0	
20	補助第 92 号線	北区中里三丁目 北区田端六丁目	令 3. 3. 5	関 80	20～22	160	令 02～令 11	2.0 4.0	8.0	
21	補助第 94 号線	台東区池之端二丁目 文京区千駄木二丁目	平 6. 7.25 平 30. 3.28	1,688 関 86	20～22	845	平 06～令 05	3.5～4.5	13.0	上野公園～区道
22	補助第 109 号線	足立区北加平町 足立区神明一丁目	令 3. 6.21	関 221	15	1,210	令 03～令 12	3.0	9.0	
23	補助第 118 号線	足立区小台一丁目	平 6. 3.10 平 31. 3.28	641 関 127	15	190	平 05～令 03	2.0, 4.0	9.0	補 93～放 11
24	補助第 136 号線	足立区扇三丁目 〃 扇一丁目	平 12.12.28 平 24. 3.29	2,509 関 117	20	620	平 12～平 25	5.0	10.0	放 11～区道
25	補助第 136 号線	足立区扇一丁目 〃 本木一丁目	平 14. 3.27 令 5. 2.24	関 147 関 54	20	840	平 13～令 07	5.0	10.0	区道～補 100
26	補助第 136 号線	足立区関原一丁目 〃 梅田四丁目	平 3.12.21 令 3. 3.16	2,102 関 119	20	490	平 03～令 03	5.0	10.0	補 100～補 254 付近
27	補助第 136 号線	足立区梅田四丁目 〃 梅田三丁目	平 12. 3.27 令 5. 2.24	680 関 53	20	580	平 11～令 06	5.0	10.0	補 254 付近～区道
28	補助第 136 号線	足立区足立一丁目 〃 足立三丁目	平 26. 9.19 令 3. 2. 5	関 351 関 37	15～18	630	平 26～令 06	3.0	9.0	
29	補助第 138 号線	足立区中央本町一丁目 〃 青井二丁目	平 23.10.24 平 30. 3.29	関 401 関 113	15	700	平 23～令 05	3.0	9.0	
30	補助第 138 号線	足立区弘道二丁目 綾瀬四丁目	平 25. 2.15 令 3. 3.17	関 58 関 140	15～18	290	平 24～令 10	3.0	9.0	綾瀬新橋
31	補助第 138 号線	足立区興野一丁目 〃 本木二丁目	平 26. 2. 7 令 2. 3.19	関 38 関 131	16	350	平 25～令 05	3.5	9.0	本木新道～補 100
32	補助第 261 号線	足立区古千谷一丁目 〃 伊興二丁目	平 12.12.27 令 5. 2.24	2,469 関 55	15～16	1,040	平 12～令 06	3.0～3.5	9.0	放 11～区道
33	補助第 261 号線	足立区神明二丁目 〃 六木三丁目	平 28. 2.22 令 4. 1.14	関 40 関 15	16	720	平 27～令 10	3.5	9.0	
34	補助第 261 号線	足立区伊興四丁目 〃 竹の塚六丁目	平 29. 2.22 令 5. 2.24	関 48 関 56	15～22	910	平 28～令 11	3.0～5.0	9.0～12.0	

10. 用地取得率一覧

令和５年４月１日現在

路　線　名	事業期間	延長（m）	全体計画（㎡）	取得面積（㎡）	取得率
放射第８号線（湯島天神下）	平成 18～令和５年度	50	491	487	99%
環状第４号線（目白台）	平成 13～令和 10 年度	775	12,174	11,989	98%
環状第４号線（本駒込）※	平成 26～令和８年度	600	3,906	3,147	81%
環状第４号線（荒川）	平成 27～令和９年度	380	2,358	1,262	54%
補助第 73 号線（赤羽西）	平成 13～令和５年度	730	9,360	9,351	99%
補助第 73 号線（上十条）	平成 26～令和７年度	335	8,081	1,538	19%
補助第 73 号線（十条仲原）	平成 26～令和７年度	560	13,330	3,024	23%
補助第 85 号線（赤羽台）	平成８～令和５年度	380	4,664	4,635	99%
補助第 85 号線（赤羽台Ⅱ期）	平成 26～令和８年度	740	5,723	4,968	87%
補助第 85 号線（十条）	令和元～令和 12 年度	620	7,440	47	1%
補助第 86 号線（赤羽西）	平成 26～令和７年度	1,150	19,364	13,072	68%
補助第 86 号線（赤羽南）	平成 27～令和 10 年度	300	3,345	553	17%
補助第 90 号線（荒川）※	平成 26～令和７年度	1,120	15,900	10,486	66%
補助第 90 号線（町屋）※	平成 26～令和７年度	110	830	115	14%
補助第 90 号線（梶原）	平成 27～令和９年度	900	3,297	2,354	71%
補助第 92 号線（中里）	令和２～令和 11 年度	160	177	0	0%
補助第 94 号線（不忍通り）	平成６～令和５年度	845	4,368	4,245	97%
補助第 109 号線（神明南）	令和３～令和 12 年度	1,210	9,882	280	3%
補助第 136 号線（本木）	平成 13～令和７年度	840	13,925	13,637	98%
補助第 136 号線（関原）	平成３～令和３年度	490	8,760	8,759	99%
補助第 136 号線（梅田その２）	平成 11～令和６年度	580	10,574	10,573	99%
補助第 136 号線（足立）	平成 26～令和６年度	630	2,112	1,867	88%
補助第 138 号線（中央本町）	平成 23～令和５年度	700	6,935	4,786	69%
補助第 138 号線（綾瀬新橋）	平成 24～令和 10 年度	290	2,608	2,587	99%
補助第 138 号線（興野）	平成 25～令和５年度	350	5,298	4,929	93%
補助第 261 号線（古千谷）	平成 12～令和６年度	1,040	3,729	3,729	100%
補助第 261 号線（神明）	平成 27～令和 10 年度	720	5,760	4,831	84%
補助第 261 号線（伊興）	平成 28～令和 11 年度	910	12,810	6,139	48%
計	28 路線	17,515	197,201	133,390	68%

※：公益財団法人東京都道路整備保全公社に用地取得を委託している路線

11. 第六建設事務所管理河川等

令和５年４月１日現在

水系別	河川名	左右岸	区間		延長(km)
			上流端	下流端	
荒川	隅田川	左岸	足立区新田一丁目地先	足立区千住曙町地先(旧綾瀬川合流点)	11.9
		右岸	北区志茂四丁目地先	台東区柳橋一丁目地先(神田川合流点)	18.0
	新河岸川	左岸	北区浮間四丁目地先(区境)	北区志茂五丁目地先	4.1
		右岸	北区赤羽北二丁目地先(区境)	北区志茂四丁目地先(隅田川合流点)	3.0
利根川	綾瀬川	左岸	足立区神明一丁目地先(内匠橋)	足立区綾瀬一丁目地先(区境)	4.1
		右岸	足立区南花畑三丁目地先(内匠橋)	足立区西綾瀬一丁目地先(区境)	3.6
	毛長川	左岸	足立区舎人四丁目地先(埼玉県境)	足立区花畑七丁目地先(綾瀬川合流点)	2.5
		右岸	足立区入谷九丁目地先(埼玉県境)	足立区花畑七丁目地先(綾瀬川合流点)	7.0
左右岸延長計					54.2
公有土地水面	千川上水		北区滝野川七丁目地内	北区滝野川七丁目地内	0.75
石神井川	飛鳥山ずい道		北区滝野川一丁目地先	北区王子一丁目地先	0.24
神田川分水路	江戸川橋分水路		文京区関口一丁目	新宿区下宮比町	1.64
	水道橋分水路		文京区水道一丁目	文京区本郷一丁目	1.64
	お茶の水分水路		文京区本郷一丁目	千代田区外神田一丁目	1.30

12. 急傾斜地崩壊危険区域

令和５年４月１日現在

番号	地区名	所在地	指定面積(ha)	指定年月日　告示番号
1	赤羽西二地区	北区赤羽西二丁目地内(普門院付近)	0.25	昭和 57 年 3 月 31 日 東京都告示第 356 号
2	赤羽西三地区	北区赤羽西三丁目地内(稲付公園)	0.308	昭和 59 年 5 月 15 日 東京都告示第 456 号
3	赤羽西四地区	北区赤羽西四丁目地内	0.21	昭和 62 年 10 月 27 日 東京都告示第 1174 号
4	岸町二地区	北区岸町二丁目地内 北区中十条一丁目地内	0.226	平成元年２月 17 日 東京都告示第 164 号
5	赤羽西二(２) 地区	北区赤羽西二丁目地内(恭愛病院)	0.585	平成３年３月 26 日 東京都告示第 337 号
計			1.579	

13. 水防倉庫及び備蓄資器材

倉庫名	所　在　地	連絡先（電話）	土のう類 袋	大 型 土のう 袋	水のう 袋	土のう 留杭 本	軽量 鋼板 枚	籠 本	木材 m^3
蔵前	台東区 蔵前 2－10－2	第六建設事務所 工事課 （3882）1408	8,150	40	200	1,300	80	－	－
荒川	荒川区 荒川 5－31－2	荒川工区 （3892）1374	5,830	40	700	2,035	50	－	0.0
南千住	〃 南千住 8－7	〃	9,000	80	390	3,100	－	－	－
東尾久	〃 東尾久 8－25	〃	6,000	40	200	738	－	－	1.0
岩淵	北区 岩淵町 41	北工区 （5993）0366	12,800	40	－	450	－	－	3.0
飯塚橋	足立区 大谷田 1－28	足立東工区 （3620）5831	3,510	85	125	840	175	－	－
内匠橋	〃 神明 1－14－1	〃	12,000	80	260	2,258	200	－	5.0
千住関屋町	〃 千住関屋町 9	〃	5,400	－	45	550	－	－	－
計	8 箇所		62,690	405	1,920	11,271	505	－	9.0

令和５年４月１日現在

シート ㎡	鉄線 kg	杭 本	縄 m	番線 カッター 丁	ショベル 丁	ツルハシ 丁	掛矢 丁	鋸 丁	鉈 丁	もっこ 丁	一輪車 丁	面積 ㎡
233	25	38	13,600	3	53	9	11	4	1	8	2	95.1
285	218	486	9,900	8	55	35	30	5	7	10	2	30.0
1,030	20	−	5,400	8	44	16	10	3	4	5	1	41.0
190	90	28	2,275	4	60	25	13	1	5	5	3	52.4
1,555	30	25	13,140	1	92	156	9	11	12	4	2	33.3
195	170	190	3,200	3	29	8	9	1	3	−	2	90.0
290	70	138	9,586	8	92	27	19	17	5	102	5	44.6
553	13	−	1,025	−	25	7	2	2	−	−	2	25.6
4,331	636	905	58,126	35	450	283	103	44	37	134	19	412.0

14. 管内防災船着場一覧

令和５年４月１日現在

	船着場名称	河川名	所在地	設置者	管理者	設置年度
都管理河川	浅草	隅田川	台東区花川戸１	民間	民間	平成 22 年度
	浅草・二天門	隅田川	台東区花川戸１	台東区	台東区	平成 23 年度
	桜橋	隅田川	台東区今戸１	都	都	平成２年度
	千住	隅田川	足立区千住曙町	都	都	平成３年度
	東尾久	隅田川	荒川区東尾久７	荒川区	荒川区	平成４年度
	荒川遊園	隅田川	荒川区西尾久６	都	都	平成２年度
	神谷	隅田川	北区神谷３	北区	北区	平成２年度
	白鬚西	隅田川	荒川区南千住８	荒川区	荒川区	平成 12 年度
	豊島	隅田川	北区豊島５	北区	北区	平成 21 年度
	北赤羽	新河岸川	北区浮間１	都	北区	平成 15 年度
区管理河川	市兵衛河岸	神田川	文京区後楽１	都	文京区	平成 13 年度
国直轄河川	岩淵	荒川	北区志茂５	国	国	平成 11 年度
	岩淵	荒川	北区志茂５	区	区	平成 11 年度
	足立	荒川	足立区足立２	国	国	平成 18 年度
	新田	荒川	足立区新田２	国	国	平成 11 年度

15. 道路事業費の推移

単位：百万円　　（道路橋梁費、執行計画額ベース）

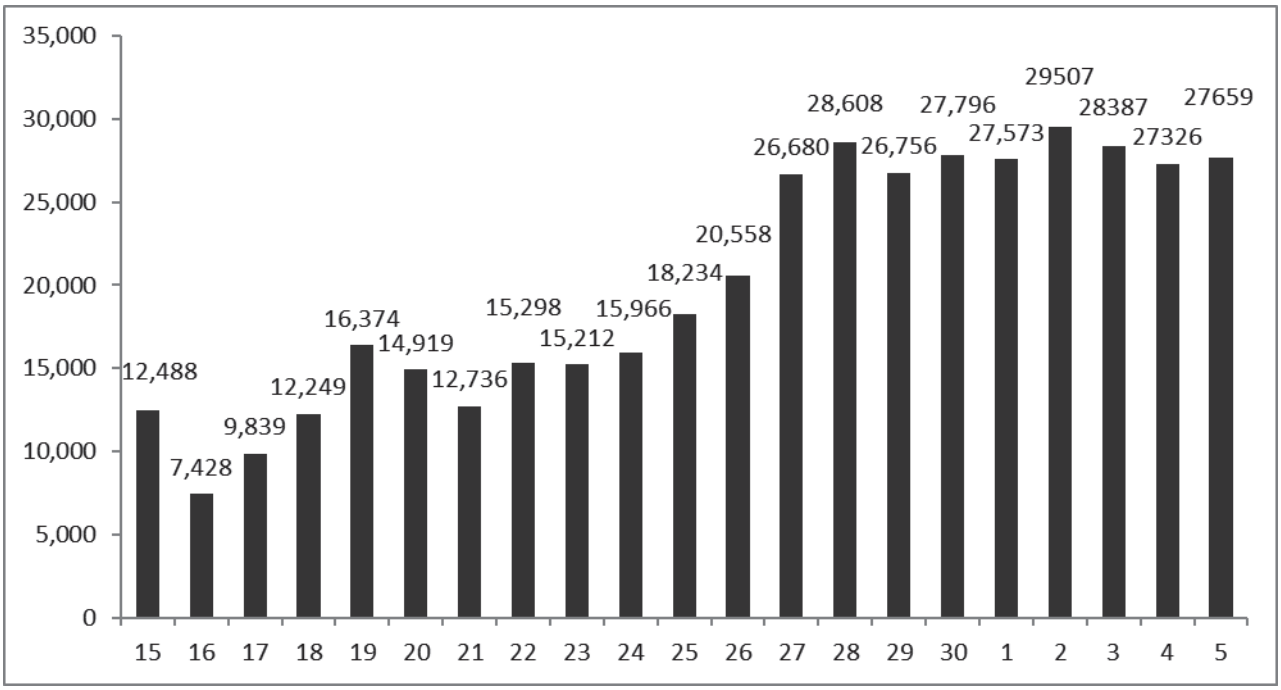

※新交通事業を除く。

16. 河川事業費の推移

単位：百万円　　（河川海岸費、執行計画額ベース）

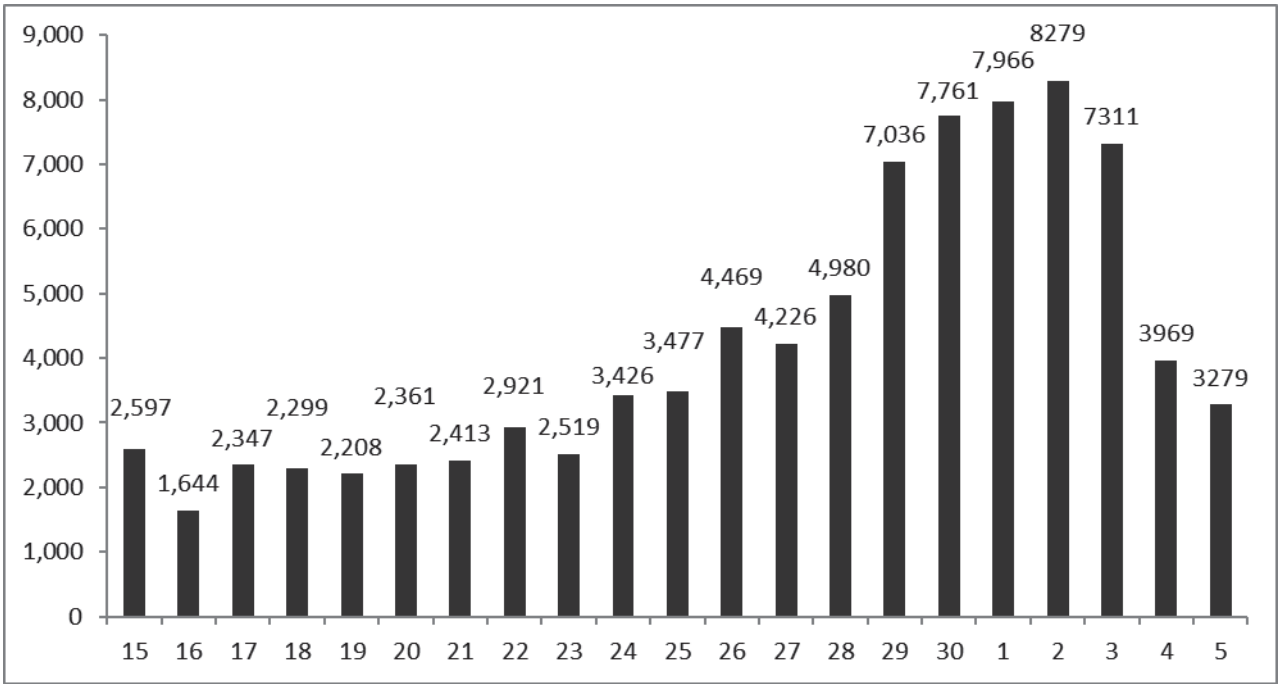

17. 事務所・工区案内

第六建設事務所

本庁舎

＜所在＞　〒120-0025　足立区千住東 2-10-10

＜交通＞　ＪＲ常磐線・東武線・地下鉄千代田線・地下鉄日比谷線・つくばエクスプレス
北千住駅東口より徒歩８分
東武線牛田駅より徒歩５分
京成線京成関屋駅より徒歩５分

＜電話番号＞　庶務課　03-3882-1152
管理課　03-3882-1231
用地課　03-3882-1348
工事課　03-3882-1408
補修課　03-3882-1157

＜ FAX 番号＞　庶務課・補修課　03-3870-4585
管理課　03-3882-1228
用地課・工事課　03-3882-7066

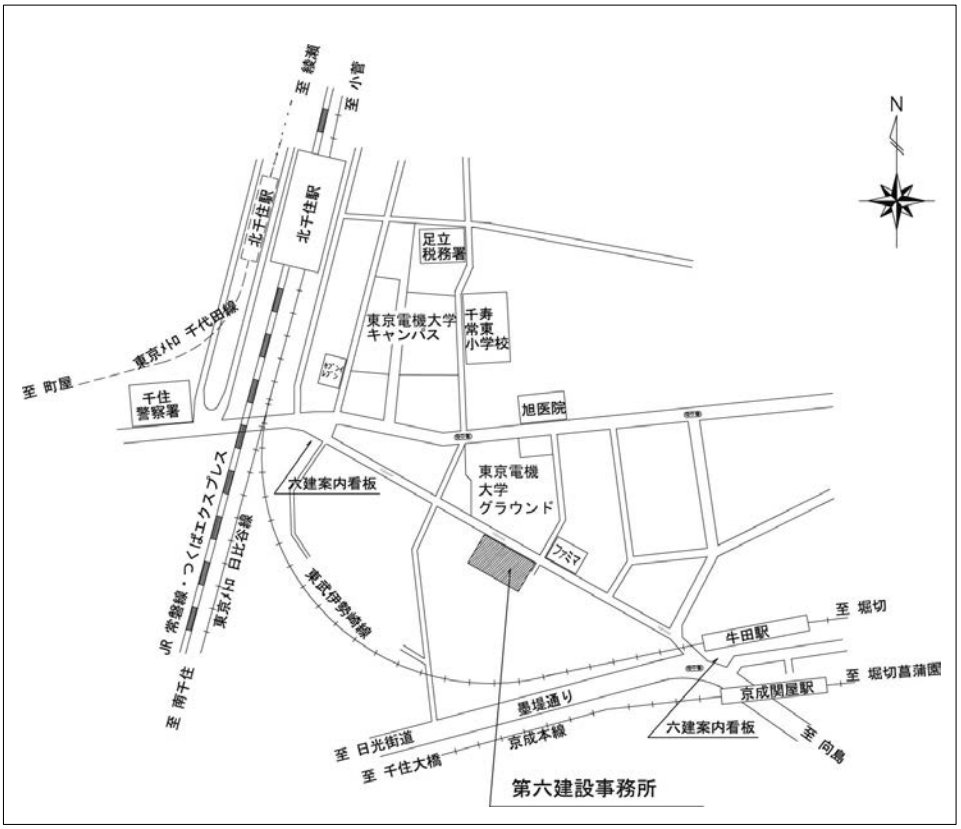

第六建設事務所　北工区

＜所　在＞　〒115-0056　北区西が丘 1-41-6

＜交　通＞　ＪＲ赤羽駅西口よりバス王子行き

ＨＰＳＣ南下車徒歩４分

＜電話番号＞　03-5993-0366

＜ FAX 番号＞　03-3906-7307



第六建設事務所　荒川工区

＜所　在＞　〒116-0002　荒川区荒川 5-31-2

＜交　通＞　京成線新三河島駅より徒歩５分

＜電話番号＞　03-3892-1374

＜ FAX 番号＞　03-3892-9692

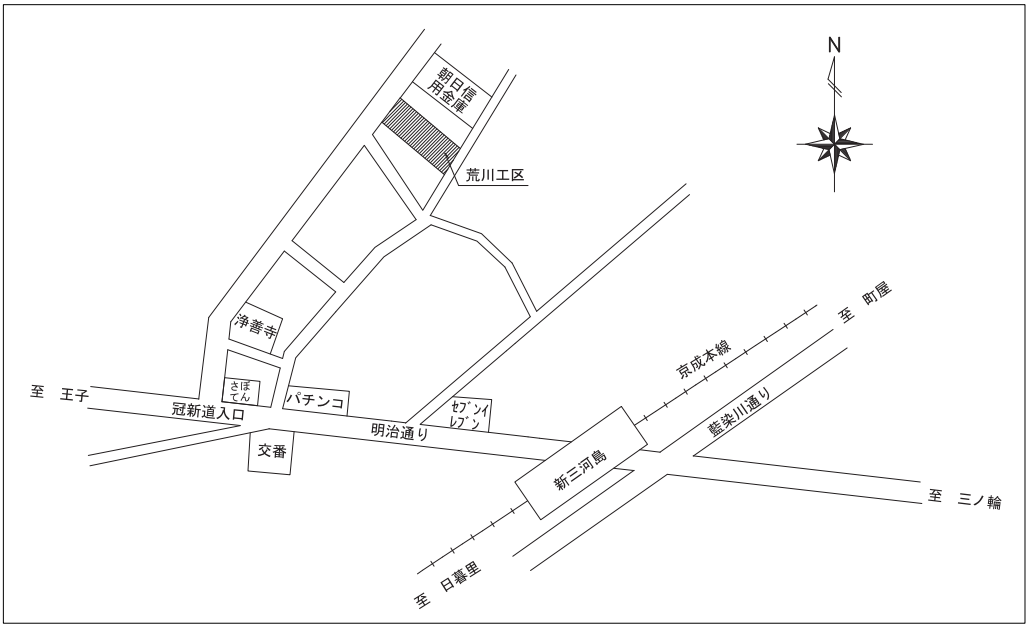

第六建設事務所　文京工区

＜所　在＞　〒112-0003　文京区春日 1-2-10

＜交　通＞　地下鉄丸の内線後楽園駅より徒歩３分
地下鉄南北線後楽園駅より徒歩５分
ＪＲ中央線水道橋駅より徒歩８分
地下鉄大江戸線春日駅より徒歩８分
地下鉄三田線春日駅より徒歩 10 分

＜電話番号＞　03-3811-3435

＜ FAX 番号＞　03-3814-9883

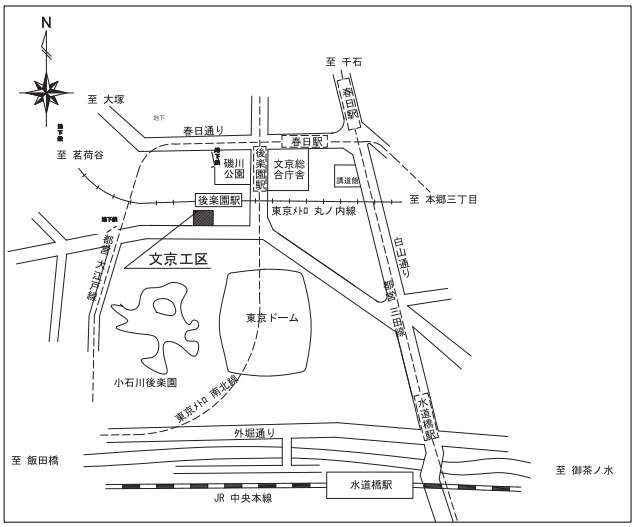

第六建設事務所　台東工区

＜所　在＞　〒110-0014　台東区北上野 1-11-5

＜交　通＞　地下鉄日比谷線入谷駅より徒歩３分
ＪＲ上野駅より徒歩 10 分

＜電話番号＞　03-3841-0495

＜ FAX 番号＞　03-3841-0496

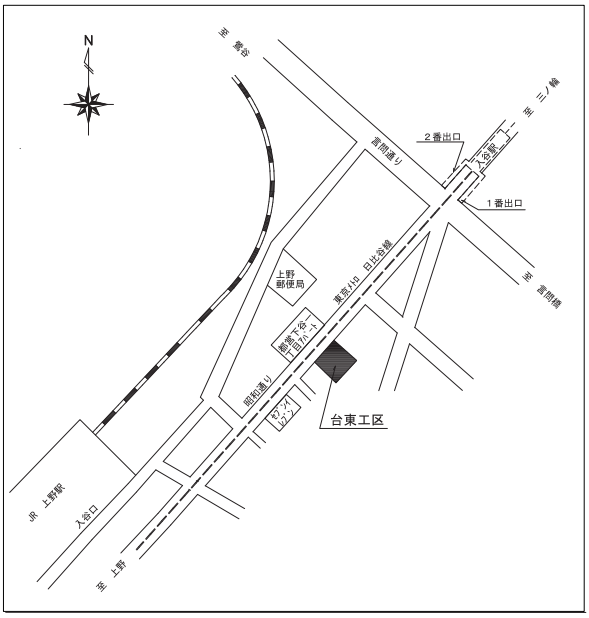

第六建設事務所　足立東工区

＜所　在＞　　〒120-0003　足立区東和 1-26-3

＜交　通＞　　地下鉄千代田線綾瀬駅よりバス葛飾車庫行き東和一丁目下車徒歩３分

＜電話番号＞　03-3620-5831

＜ FAX 番号＞　03-3620-5826

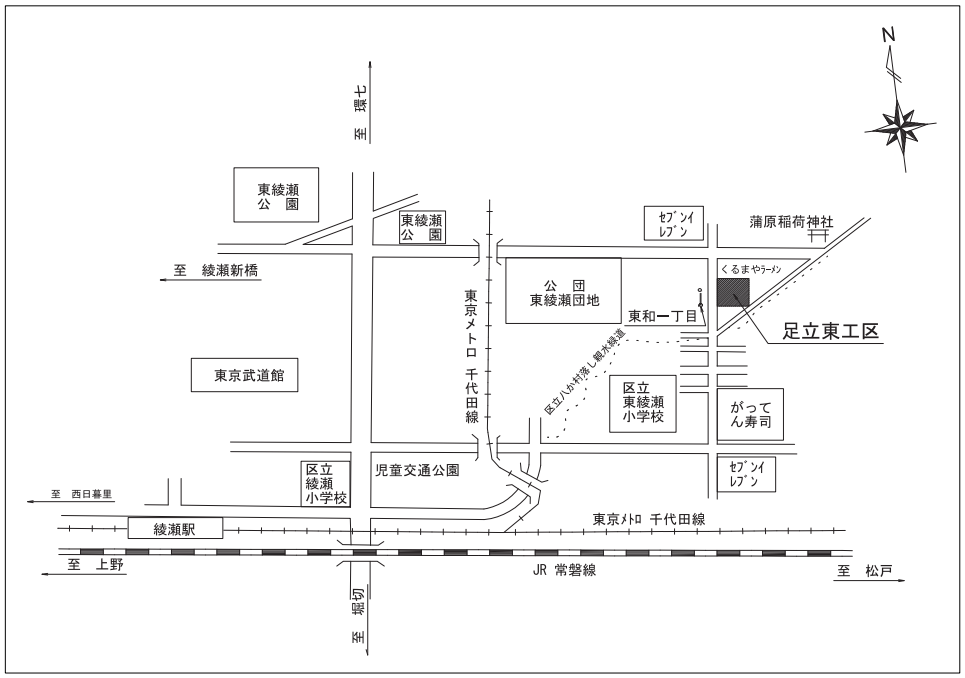

第六建設事務所　足立西工区

＜所　在＞　　〒123-0841　足立区西新井 3-3-6

＜交　通＞　　東武線西新井駅より国際興業バス赤羽行き第三団地入口下車

＜電話番号＞　03-3899-7341

＜ FAX 番号＞　03-3899-8023

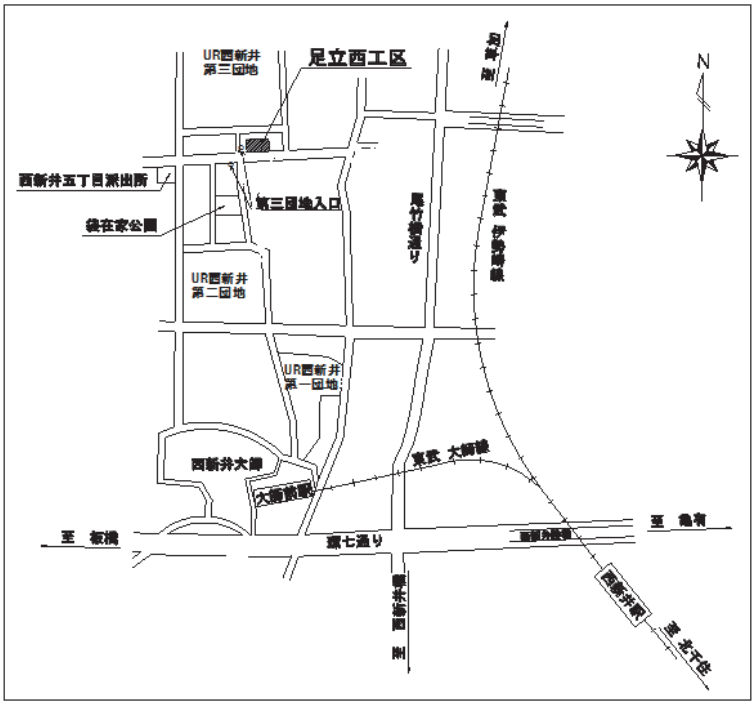

令和五年七月現在

「この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図（国土基本情報）電子国土基本図（地図情報）及び数値地図（国土基本情報）電子国土基本図（地名情報）を使用した。（承認番号　平28情使、第499号）」

東京都第六建設事務所
管　内　図



管　内　道　路　一　覧　表　（都道以上）

種別	整理番号	路線名	起点	終点	管内 起点	管内 終点	通称道路名	都市計画道路名	備考
一般国道 指定区間		4　号	中央区	青森県青森市	台東区台東一丁目	足立区西保木間三丁目	昭和通り、日光街道	放12、放12変1	※
		6　号	中央区	宮城県仙台市	台東区浅草橋一丁目	台東区浅草七丁目	江戸通り	補108	
		1　7　号	中央区	新潟県新潟市	北区滝野川五丁目 文京区湯島一丁目	北区滝野川五丁目 文京区本駒込六丁目	本郷通り、旧白山通り、白山通り、中仙道	放9、放10	
		2　5　4　号	文京区	長野県松本市	文京区本郷二丁目	文京区大塚六丁目	春日通り	放8	
		1　2　2　号	栃木県日光市	豊島区	北区岩淵町	北区滝野川三丁目	北本通り、明治通り	環５－１、放10	新荒川大橋（東京都管理）
主要地方道	8	千代田練馬田無	千代田区	西東京市	文京区後楽二丁目	文京区目白台一丁目	目白通り、新目白通り	放7、放26、環３、補76	
	49	足立越谷	足立区	埼玉県越谷市	足立区西保木間三丁目	足立区西保木間五丁目	日光街道	放12	水神橋（埼玉県管理）
	58	台東川口	台東区	埼玉県川口市	台東区根岸三丁目	足立区谷在人四丁目	吉久通り、江北橋通り	放11	溝橋（埼玉県管理）
道路法第八十九条認定	301	白山祝田田町	文京区白山五丁目	港区三田三丁目	文京区白山五丁目	文京区本郷一丁目	白山通り、旧白山通り	放9　補178	
	306	王子千住巻の島	北区王子二丁目	江東区夢の島一丁目	北区王子二丁目	墨田区堤通二丁目	明治通り	環５－２、環４	白鬚橋（六建管理）
	308	千住小松川墨西千	足立区足立一丁目	江戸川区臨海町一丁目	足立区足立一丁目	足立区足立二丁目	平和橋通り	補113	
	311	環状八号	大田区田谷本三丁目	北区岩淵町	北区赤羽北二丁目	北区岩淵町	環八通り	環８	
	313	上野尾竹橋	台東区根岸二丁目	足立区千住桜木二丁目	台東区根岸二丁目	足立区千住桜木二丁目	尾竹橋通り	補100	
	314	吉岡大谷田	台東区浅草七丁目	台東区浅草七丁目	足立区谷中二丁目	川の手通り	補109	堀切橋（六建管理）	
	315	御徒町小岩	台東区台東二丁目	台東区台東二丁目	台東区台東二丁目	墨田区横網二丁目	蔵前橋通り	放14	蔵前橋（六建管理）
	318	環状七号	大田区東海三丁目	江戸川区臨海町六丁目	北区上十条四丁目	足立区中川四丁目	環七通り	環７	※
	319	環状三号	港区	江東区	文京区弥生一丁目	台東区浅草六丁目	言問通り、目白通り、春日白通り	環３、補85	
一般都道	102	平方東京	埼玉県越谷市大字平方	足立区青井三丁目	足立区神明一丁目	足立区青井三丁目			
	103	吉場安行東京	埼玉県さいたま市緑区大字大間木	足立区扇一丁目 王子金町江戸川堤区点	足立区東伊興三丁目	足立区扇橋一丁目	尾竹橋通り	補100、補262	
	104	川口草加	埼玉県川口市	埼玉県草加市	足立区入谷八丁目	足立区舎人四丁目	尾久橋通り	補262、放11	溝橋（埼玉県管理）
	106	東京鳩ヶ谷	足立区江北二丁目 王子金町江戸川堤区点	埼玉県川口市鳩ヶ谷	足立区江北二丁目	足立区足立二丁目	鳩ヶ谷街道	補252	
	107	東京川口	足立区江北二丁目 東京鳩ヶ谷鳩足点	埼玉県川口市	足立区江北二丁目	足立区鹿浜五丁目		補113 五１、補113	
	239	足立川口	足立区	埼玉県川口市	足立区鹿浜三丁目	足立区入谷三丁目	鳩ヶ谷街道	補113	中居橋（埼玉県管理）
	255	足立いたま自転車道	足立区	埼玉県さいたま市	足立区鹿浜二丁目	足立区入谷九丁目			
	501	王子金町市川	北区王子一丁目	千葉県市川市	北区王子一丁目	足立区大谷田一丁目	明治通り、環七通り、江北橋通り	補88、補93、補91、補113、環７、補269	飯塚橋（六建管理）
特例道路法第八十九条道	405	外濠環状	港区新橋一丁目	港区新橋二丁目	文京区後楽二丁目	千代田区外神田二丁目	外堀通り	環２	
	434	牛込小石川	新宿区新小川町	文京区後楽二丁目	文京区後楽二丁目	文京区後楽一丁目		放25	新堀要橋（六建管理）
	435	音羽池袋	文京区音羽一丁目	豊島区東池袋一丁目	文京区音羽一丁目	文京区音羽二丁目		放26、環４	
	436	小石川西巣鴨	文京区小石川一丁目	豊島区西巣鴨一丁目	文京区小石川一丁目	文京区大塚四丁目		補79	
	437	秋葉原雑司ヶ谷	千代田区外神田一丁目	文京区目白台二丁目	台東区上野一丁目	文京区目白台二丁目	中央通り、不忍通り	放28、環４、補94	
	445	常盤台赤羽	板橋区東新町一丁目	北区赤羽一丁目	北区赤羽西六丁目	北区赤羽一丁目		補85	
	447	赤羽西台	北区赤羽北二丁目	板橋区相生町	北区赤羽北二丁目	北区浮間四丁目		補157	
	449	新荒川堤防	北区志茂五丁目	江東区東砂八丁目	足立区新田三丁目	足立区千住曙町	墨堤通り、川の手通り、北本通り、環七通り	補118	
	450	新荒川扇西堤防	足立区江北二丁目	江戸川区臨海町三丁目	足立区江北二丁目	足立区足立二丁目	江北橋通り 千住桜橋通り	補113	
	452	神田白山	千代田区外神田二丁目	文京区本駒込一丁目	台東区上野一丁目	文京区本駒込一丁目	中央通り	補92、補94、補178	
	453	本郷亀戸	文京区本郷四丁目	江東区亀戸三丁目	文京区本郷四丁目	墨田区本所一丁目	春日通り	放８、補102	蔵橋（六建管理）
	455	本郷赤羽	文京区弥生一丁目	北区赤羽西六丁目	文京区弥生一丁目	北区赤羽西六丁目	本郷通り	放10、補83、補85	
	457	駒込宮地	文京区千駄木三丁目	荒川区西日暮里一丁目	文京区千駄木三丁目	荒川区西日暮里一丁目	道灌山通り	環４	
	458	白山小台	文京区本駒込一丁目	足立区小台二丁目	文京区本駒込一丁目	足立区小台二丁目		補93、補93変１	
	460	中十条赤羽	北区中十条一丁目	北区赤羽一丁目	北区中十条一丁目	北区赤羽一丁目		補83、補73	
	461	吾妻橋伊興町	墨田区吾妻橋一丁目	足立区東伊興二丁目	足立区東伊興二丁目	足立区東伊興二丁目	墨堤通り、屋竹橋通り	補119、補100	綾瀬橋・水神大橋（五建管理）
	462	蔵前三ノ輪	台東区蔵前四丁目	台東区三ノ輪一丁目	台東区蔵前四丁目	台東区三ノ輪一丁目	国際通り、浅草通り	放30	
	463	上野月島	台東区東上野三丁目	中央区勝どき一丁目	台東区東上野三丁目	墨田区吾妻橋一丁目	浅草通り	補103	吾妻橋・御形橋（六建管理）
	464	言問橋南千住	台東区浅草六丁目	荒川区南千住七丁目	台東区浅草六丁目	荒川区南千住七丁目		補108	
	466	内匠橋花畑	足立区南花畑三丁目	足立区花畑八丁目	足立区南花畑三丁目	足立区花畑八丁目			
	467	千住新宿町	足立区足立一丁目	葛飾区新宿二丁目	足立区足立一丁目	足立区東和一丁目	江北橋通り	補136	

※　道路整備指定道路（昭和 59 年 8 月 4 日公告）

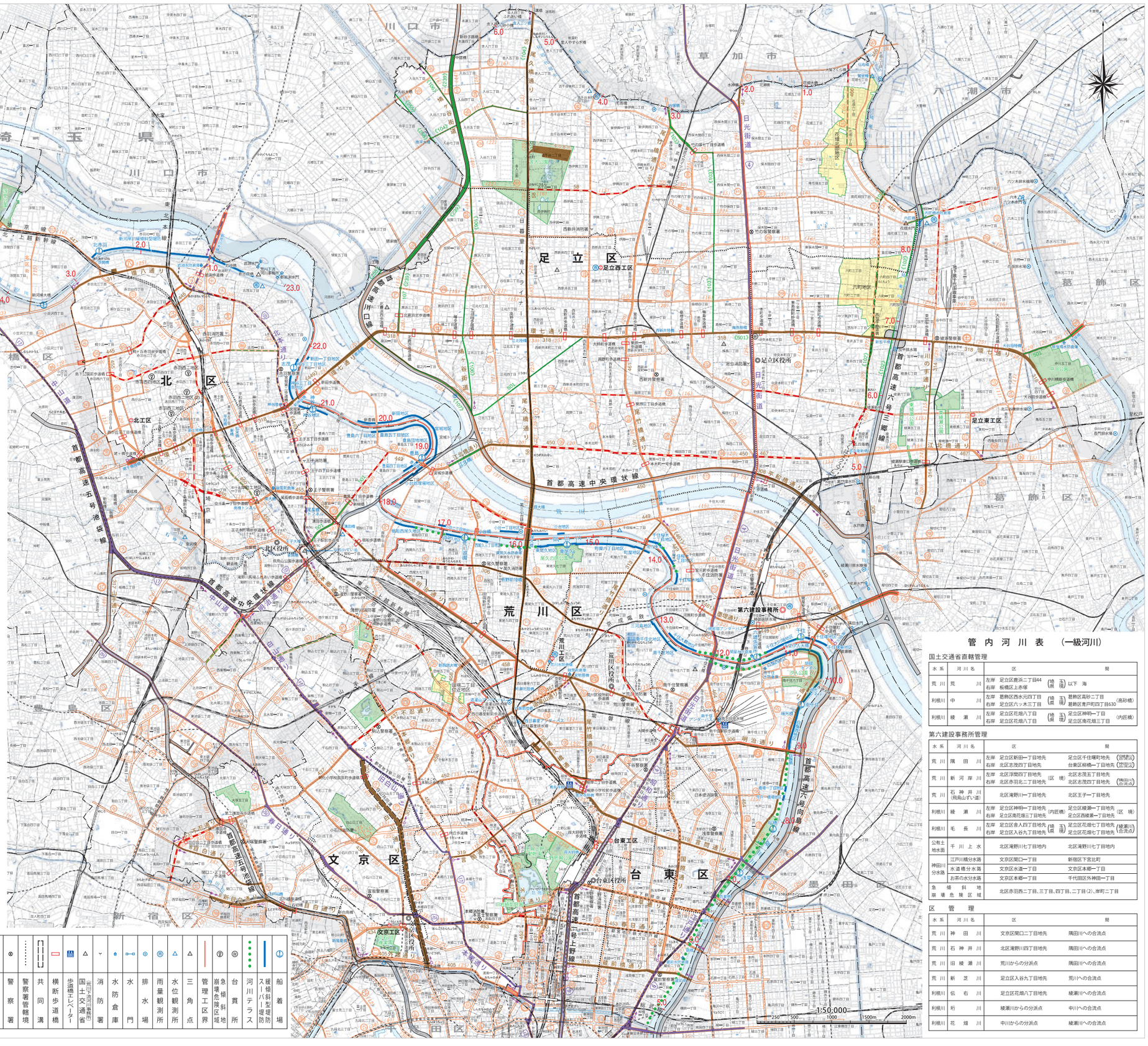

凡例

| | | |

東京都第六建設事務所事業概要

登録番号（５）２

令和５年版

令和５年１０月発行

編集・発行　東京都第六建設事務所庶務課
東京都足立区千住東二丁目 10 番 10 号
電話　03（3882）1152（庶務課）

印刷会社　株式会社　まこと印刷
東京都港区虎ノ門三丁目 19 番７号
電話　03（6230）9590

リサイクル適性Ⓐ
この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

R60
古紙配合率60%再生紙を使用しています

HTT

電力を
へらす
つくる
ためる

Tokyo Tokyo